41-1031
1200501255191

26/11

飯田武郷著

日本書紀通釋 第二

皇紀二千六百年記念出版

日本書紀通釋刊行會

41
103ハ

日本書紀通釋第二

目次

卷之十四
日本書紀卷第二
神代下
天孫降臨章……六六七
卷之十五
天孫降臨章續……七〇七
附錄（上代殯斂の事）……七五九
卷之十六
天孫降臨章續……七六七

巻之十七

天孫降臨章第一一書……八〇七

追加（婦女氏に つきて）……八六四

巻之十八

天孫降臨章第二一書……八六五

巻之十九

天孫降臨章第二一書續……九一七

同第三一書……九三一

同第四一書……九三八

同第五一書……九四九

同第六一書……九五四

同第七一書……九六七

同第八一書……九七〇

追加（姫兒の事）……九七一

巻之二十

海宮遊行章……九七三

巻之二十一

海宮遊行章第一一書……一〇〇七

同第二一書……一〇一八

同第三一書……一〇三〇

同第四一書……一〇四七

神皇承運章……一〇六〇

同第一一書……一〇六二

同第二一書……一〇六三

同第三一書……一〇六三
同第四一書……一〇六三

卷之二十二

日本書紀卷第三

神武天皇紀……一〇六五
附錄（神武天皇熊野より大和國に入坐しゝ御順路の事）……一一二二
附錄（稻飯命御毛入野命の御社につきて）……一一二六

卷之二十三

神武天皇紀續……一一二九

卷之二十四

神武天皇紀續……一一八三
附錄（上古層日考）……一二四三

卷之二十五

日本書紀卷第四

綏靖天皇紀……一二五九
安寧天皇紀……一二七五
懿德天皇紀……一二八二
孝昭天皇紀……一二八六
孝安天皇紀……一二九三
孝靈天皇紀……一二九八
孝元天皇紀……一三〇七
開化天皇紀……一三一八

卷之二十六

日本書紀卷第五

崇神天皇紀……一三二九
巻之二十七
崇神天皇紀續……一三八七
日本書紀巻第五終

日本書紀通釋第二目次終

日本書紀通釋巻之十四

飯田武郷謹撰

日本書紀巻第二

神代下

天孫降臨章

天照大神之子。正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊。娶高皇產靈尊之女。栲幡千々姫。生天津彦々火瓊々杵尊。故皇祖高皇產靈尊。特鍾憐愛。以崇養焉。遂欲立皇孫天津彦々火瓊々杵尊。以爲葦原中國之主。

天照大神之子云々。重胤云。此に始て天降し奉らせ給へるは。古事記は更なり。此第一一書に。既而天照大神以思兼神ノ妹萬幡豐秋津姫命ニ配正哉吾勝々速日天忍穗耳尊ニ爲レ妃。令レ降之於葦原中國。是時云々具陳不レ降之狀。と有て。此時天忍穗耳尊が天降らせ御在坐へき御心向なりける。其下に。二神乃昇レ天。云々且將レ降間。皇孫已生。號曰天津彦々火瓊々杵尊。時有レ奏曰。欲以此皇孫

代降。と所見て。天忍穗耳尊の奏請せ奉給へるか故に。其御子を代て。天降奉らせ給へるなり。記にも。其天降坐むと爲る御裝束の程に。御子の生坐る趣なり。然して右の二傳。共に天忍穗耳尊の天降り坐ざるに就ては。皇祖天神より。直に瓊々杵尊に。御事依は有つるか如く。必天忍穗耳尊より。瓊々杵尊へ御受禪の御政は。坐けるなるへし。此第二一書に。高皇產靈尊因勅曰。中略乃使二神陪從天忍穗耳尊一以降之。中略則以高皇產靈尊之女號萬幡姬。配天忍穗耳尊。爲妃降之。故時居於虛天而生兒。號天津彥火瓊々杵尊。因欲以此皇孫代親而降。故以天兒屋命太玉命及諸部神等。悉皆相授。且服御之物。一依前授。然後天忍穗耳尊復還於天云々。と有に就て思ふに。天忍穗耳尊虛天より引返させ給ひて。其御子を以代らむ事を。奏し請給へるに依は。天津日繼は。其尊より瓊々杵尊に授させ給ふへく。陪從神及服御之物は。皇祖天神より沙汰爲させ給へる事。第一一書又古事記の趣に依て知られたり。然るに。此正書には。始より瓊々杵尊一柱の御事にのみ傳られたるは。天忍穗耳尊は。天上に留り御在坐て。此國土を所知食させ給はさりし故に。國土に就たる現在の事件を。主と爲られたるにて。此のみならす。凡て正書の文法なり。其餘の一書も。大概其格に從へれは。其心して見へし。と云れたり。古語拾遺も本より。本書の說と同し。○高皇產靈尊。此神の御事。上卷に御名の出たる下に云る如く。初に略かれて。此に不意くかくあるは。本末違へるか如し。されと此亦上に云る如く。現在の事件を。主と爲て擧られたる。本書の文法なり。此にかくあるを以。初には略かれたる事を。知へきなり。○栲幡千々姬。御名義。纂疏に。幡猶レ機也。夫女功之事。以二織紝一爲レ本。故取以爲レ名也。とある此意なるへし。但此姬神織紝の事に。御功績坐々しか故に。頁坐る御名なるへし。さるをたゝに。女功之事云々とあるは。委しからす。但し傳に。幡は。機具を指て云には非す。織たる物絹布の類をいふなり。神功卷に千縑高縑。萬葉に倭文幡之帶。和名抄に綺和名加元波太なと。是らみな織れる物を指て。波太と云例なり。然れは栲幡も栲布を云る事。倭文布を倭文幡と云に准へて知へし。と云れたり。千々は萬幡姬とあるに同しく。數名を以て稱へ奉れるなるへし。例は。孝靈紀春日千乳早山香媛。崇紀神千々衝倭姬命なとあり。さる例は。八十柱津日神。五百城入彥命。なといと多し。千々の又重胤は。機數の多きを以て。稱へたるものと爲し。幡をも機の義と爲て說り。其說云。第一一書に。萬幡豐秋津姬命。第七一書に天萬栲幡千幡姬。又栲幡千幡姬なと有て。萬幡と云ひ。天萬栲幡と云ひ。千幡なと申せるは。機數の多く盛なる由を以て。號奉る者と見えたり。其例は。萬葉十に棚機之五百機立而織布之。と有なと。共に織たる絹布を云には非す。機具を指て云と聞ゆれは。此も必然にて。千々は上の栲機の義にて。栲機千々機姬命と。申奉る意味の御名なりけり。又重胤云。谷川翁說に。忍穗耳尊以レ稻稱レ之。栲幡姬以レ衣稱レ之。猶日神親二新嘗一。織二神衣一之意。有レ以哉。と云れたる。實に名說なり。先には雄略天皇六年に。天皇欲レ使二后妃親桑以勸二蠶事一。と有を。限无き美事なりと思しかとも。其は古の常典にて。農と桑とを。並勸め玉ふ。古道の本體に心着さりし。麁き說にて有しなりけり。偖天照大神始て衣食の道を。始させ御坐しより以降。專其事をの〻。力めて物爲させ玉へる。是天宮の大御政の大體なり。若て天忍穗耳尊をしも。天津日

繼に定奉らせ玉へるか故に。稻穗を以て。大御名に稱奉れる由。已に說るか如し。今將其后神を號けて。栲幡千々姫萬幡姫命と。稱奉れるも。其織紝の事に由て。負坐る御名なれは。天皇々后共に。天下の農桑の根源を。所知食し行はせ玉ふ御事。實に天地と無窮き。寶祚の御基になん。渡らせ玉へりける。神宮の大御祭は。神嘗と神衣との二有り。朝廷の大御政には。大嘗祭有て。龜服繒服を以て。皇祖天神を祭らせ玉ふ事。今云限に非すと雖も。天下の大道の存る所。此に在る事なれは。忽卒に見奉り過すへき所には非るそかし。と云れたり。かくて此御名。第一一書に。萬幡豐秋津姫命。第二に萬幡姫とも。第六に栲幡千々姫萬幡姫命とも。火之戸幡姫兒千々姫命とも。第七に天萬栲幡千幡姫とも。萬幡姫兒玉依姫命ともある。みな同し。其御名の下に注へり。また第七に。丹寫姫と申す御名あり。○天津彦々火瓊々杵尊。池邊眞榛云。此御名は。天津彦尊と稱すと。彦火瓊々杵尊と申と。二名おはし坐を。一に連ねて語り傳へたるを。紀にはさなからに。とられたるなり。記には天津彦を離して。日子番能邇々藝命とあるを見て知るへし。なほ吾倂尊の注にも云り。と云り。すへて神等の長き御名。多くは然る例なり。御名義。天津彦々は美稱。下の彦をは下へ墨けて訓へし。火瓊々杵は。穗之丹饒にて。稻穗に因れる御名なり。丹とは。穗の赤熟めるを云。凡て草木又人の顏なと。色付にほふを遍といふ事。狹丹頰歷黃葉。垣津筑丹頰合。また丹穗面なと。萬葉にあるか如し。と記傳に云り。饒は稱辭なり。さて此御名。第二一書に。天津彦火瓊々杵尊。第四に天津彦國光彦火瓊々杵尊。第六に天津彦根火瓊々杵根尊とも。天國饒石彦火瓊々杵尊。第七に天之杵火々置瀨尊とも。天杵瀨尊。第八に天饒石國饒石天津彦々火瓊々杵尊ともあり。右のうち。天之杵火々云々と。天杵瀨尊と申とをおきて。餘は大方同し。猶其處々にいふ。拾遺には。天祖天津彦尊とあり。記には天津日高日子番能邇々藝命とあり。此紀には。さまゝゝあれとも。日高と申すは一ツもなし。記に虛空日高とあるをも。此記には虛空彦とあり。かく日高とあるを。彦と云るは。當代の天皇元正の大御名氷高と申せるを避て。改めたる御名と通えたり。されと皇祖神の御名の事にしあれは。當代の重き御定ありて。かくは改め奉りしものなること。申すも更なり。撰者の私に改め玉ひしものと。ゆめゝゝ思ふへからす。重黑云。天津日高は。此に謂ゆる天津彦と同くして。天津日嗣所知食させ給ふ大御位を。指奉る稱と見えたり。記海宮段に。火々出見命の御事を。天津日高之御子。虛空津日高と申すと有りて。皇太子の御名なるに合せて。天津日高と申は。天皇の尊號にて渡らせ玉ふ事を。明らめ奉るへし。偖此號の起は。第二一書に。天忍穗耳尊の居。於虛天而生兒。號天津彦火瓊々杵尊。とある。此御事に依て。皇太子を虛空津日高とは。申奉れるなりけり。と云り。○皇祖。山蔭云。皇祖と申すこと。上の娶高の間に置るへき事なるに。彼處におかすして。此にしも置れたるは。瓊々杵尊の御外祖父の義にとりて。記されたりと聞えて。いかゝなり。抑此神は。神武紀に。我天神高皇產靈尊と見え。鳥見山中に。祭場を搆へて。皇祖天神を祭り給ふなとも見え。拾遺には。天照大神と二柱を。皇天二祖とも申せる如くにて。古傳には。此神を皇祖と申すは。皇統の祖神と仰き奉り玉ふよしなり。たゝ御外祖の意にはあらす。遂欲レ立二皇孫云々一なとの事。御外祖父の故のみにして。よくかくはあらむや。また御外祖の由ならむには。御名のみことに尊字を書れたるも。當らぬことなるをや。と云れしは。信に然る說の如くなれと。外祖父を皇祖と書へくもあらねは。此はなほ。皇統祖神の義なるへし。○鍾憐愛。米具斯と

云言義は。既に上卷米具美の下に云り。○崇養。本に養を義に誤れり。今は諸本によりて改めつ。されと通證に。義養省文とあれは。頓に誤とも云かたし。聊か靈のみたれたるなり。さて訓は。私記に加多豆比多之萬津利太萬布とあり。此語は。崇神紀に崇二重神祇一。欽明紀に。追二崇先世和親之好一。敏達紀に崇二敬三尼一。孝德紀に崇二正敬一。とある類。何れも崇字を。カタチ又カタテと訓れたり。言義は未詳。此を拾遺に。天照大神高皇產靈尊崇二養皇孫一。と有て。カシツキヤシナフ。と訓せたり。其意をや得たりけん。崇養を冊立日足之義也。と通證に云り。かくて一書には。此尊を虛天に居々て。生れ玉ふとあり。さては高皇產靈尊の崇養とあるに合はず。異なる傳なり。○皇孫は。皇統の子孫と云義を以て書る文字なり。上卷天孫の下に云るか如し。拾遺に。天照大神高皇產靈神二神之孫。故曰二皇孫一。と云るはさることなり。此も孫は子孫の義を以て云るなり。訓は。續紀十五に。美麻乃彌己止。常陸風土記に珠賣美萬命なとあり。平田翁云。須賣美麻と申す須賣は。天皇命皇神なとの須賣と同く。岡部翁說に。統といふ事なり。とあるか如く。尊みて冠たる語。美麻は御眞子を略ける言にて。麻奈子と云に同し。其は萬葉十九に霍公鳥を詠る歌に。鶯之宇都之眞子可母とあり。此は九卷に母之最愛子曾とよめるまなこと同しく。愛親しみ稱たる語なり。武鄕云。同書二十に麻古我弖波奈禮とあるも同し。故皇美麻命と白す言は。天忍穗耳命の御事を詔給へるか始にて。大御神の日嗣を知看す。御代々々の天皇の大御稱と成れり。然るは天日嗣知看す皇は。御代々々みな大御神の御眞子に坐はなり。其は大御孫邇々藝命。御天降の時に。大御神の御語に。我宇都御子と詔へるを以。御代々々の天皇命等に。通る語

なるを思ひ辨ふへし。と云り。然るを。本居翁の皇御孫とは。皇々藝命を始めてと云ひ。神代紀の一書に。瓊々杵尊の未生れ玉はぬ處に。天孫とあるを證めて。此時未天孫は生れ坐さすいかゝと云れしは。忍穗耳尊の御事を白せりとしも。思はれさりしなり。○欲立云々以爲葦原中國之主。重胤云。此事已に此卷首に論へるか如く。天神御子の。天下に君主と爲て御坐む事は。天地の初。二柱御祖神の。此國土を生成し坐る御時より起りて。甚假初の御事には御坐ざるなり。然る時は。此に欲二立爲一主と有ては。恐らくは其義を貰かさるに至るへし。已に第一一書に。天照大神勅曰。豐葦原中國。是吾兒可レ王之地也。と有か如く。彼瑞珠盟約の御時より。已に定らせ給へるを以て。此に如此詔給ひて。其御天降の御事を。此に行はせ玉へるなり。記に天照大御神之命以。豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者。我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命之所知國。言因賜而天降也。と有か如く。此御事は他神等に。こと更に議らせ給ふ迄の。御事にも非る程の事なるを。此時天下甚く喧けかりしかは。其に就ての御政は。高皇產靈神皇產靈の二大神の神議に。專依らせ玉ふ御事と成れるにこそ有けれ。新に君主を立ると云謂には非るを。外祖の御方より計らひ申して。皇孫を立給ふと云如き。首尾打合ざる事は。出來れるなりけり。下に高皇產靈尊欲レ譯二皇孫一君。臨此地上。と有に係て見へし 此は四神出生章に。天下之主者と有に同しくして。葦原中國又は大八洲國を以て云るは。其宮都を敷せ玉ふ地を詔へるにて。實は天下萬國の大君主宰に。定奉らせ給へるなり。第一一書に。天照大神因勅二皇孫一曰。豐葦原千五百秋之瑞穗國。是吾子孫可レ王之地也。云々。寶祚之隆。當下與二天壤一無レ窮者矣。と有も。大御命に天地を係て詔へるを見奉りても。葦原中國に御在し坐て。萬國を悉に。統御させ玉ふ神

代の御幽契を。想像奉るへき者なりかし。故大化元年詔に。隨天神之所奉寄。方今始將修萬國。と有は。右の神勅の任に。皇化を萬國に及し給はむ御心を。述させ給へるなり。同二年三月詔に。夫君於天地之間。而宰萬民者。不可獨制。要須臣翼。由是代々之我皇祖等。共卿祖考俱治。朕復思欲蒙神護力共卿等治。と有て。君主の大義を詔へるに。蒙神護力と有は。皇祖天神より。天下の君主を立給へるより。臣子の道定る意を。表はし詔給へるにて。續紀に載たる八幡大神の託宣に。我國家開闢以來。君臣定矣。と有と同し御意味の詔なり。又其三年四月詔に。惟神我子應治故寄。是以與天地之初。君臨之國也。自始治國皇祖之時。天下大同都無彼此者也。と有は。全く此なる皇祖天神の御事依の御事を。引せ給へる者なるか。此皇祖と申すは。瓊々杵尊に渡らせ給へる由。上に註る事共を合せ讀て。明らむ可き者なりかし。故此天下の君上を立させ給ふとしては。其に就て。臣下と云者有て。仕奉る道。此に起る可き事。今申すとも非すと雖も。已に君臣の義。天地の初時より有けり。彼伊弉諾伊弉冊二大神はしも。國土を生給ひ。諸神を生給ふと雖も。佗よりは離はる者非りけれは。親子のみにして。未君臣の義有には非るなり。故此に吾已生大八洲國及山川草木。何不生天下之主者歟。と詔給へるは。國土の主として。諸神に君と御在し坐へき珍御子を。生奉せ給はむとなり。然して天照大神素戔嗚尊を生坐て。天上と天下を持別て。所知食しめ奉給へる。是君臣の義有る始なり。然して素戔嗚尊は。根國に御在し坐せ給ふとして。日神と天上に誓約の御事

有て。天忍穗耳命を生奉らせ給へるを。天照大神の御子として。養奉らせ給ふ。其後素戔嗚命の御荒ひに依て。天照大神天石窟に入らせ御在し坐しかは。天地の内は悉く常夜往く世中と成れりし故に。天地の内に在ゆる。八百萬千萬神等。其所に參集ひて。祈申されけり。其出坐に及ひて。神宮を建。御門を造りて。日宮の威儀を裝束ひ奉り。諸神此に仕奉ちるゝ。是全く天上に於て。君臣の威儀備れる始なりけり。故皇大神と稱奉りて。天照大神の。天地の間に二無く。甚至りて尊く畏く。御在し坐す御事も。亦此に在なりけり。天忍穗耳尊を。天下の大君主と爲て。天降し奉給はむとして。其御政御在し坐ける間に。御子瓊々杵尊を降して。天下の大君主宰と。定奉らせ給ふ時に。皇大神の磐戸隱の時に。其御祈に仕奉給ふ緣に由て。天宮に親しく仕奉る神等を。供奉神として。配奉らせ給へり。第二の一書に。又以中臣上祖天兒屋命。忌部上祖太玉命。猿女上祖天鈿女命。鏡作上祖石凝姥命。玉作上祖玉屋命。凡五部神。使配侍焉。と有を始めとして。諸の供奉神等は。皇大神の使はしめ給へる神を。皇御孫尊に陪從て。仕奉し給へるにて。君臣の義此に定れり。彼爲葦原中國之主と有は。君上の御事なりけれは。臣下此に附屬ふ事。論を待たずして明らかなる者なり。右に引る我國家開闢以來。君臣定矣。と詔給へる是なり。鈴屋大人の直日靈に。千萬御世の末の御世迄。天皇命はしも。大御神の御子と坐々て。天神御心を。大御心として。神代も今も隔なく。神隨安國と。平く所知食ける。云々の所に。唯天津日嗣の。然坐々のみならす。臣連八十伴緒に至迄。氏姓を重みして。

子孫八十續。其家々の職業を受繼ひつゝ。祖神等に異ならず。唯一世の如くにして。神代の任に奉仕れり。と云れしは。實に君臣の大義を述られたりし者なりけり。と云れたるは。實にさる言共なり。偖記には。始に天照大御神之命以。豊葦原之千秋長五百秋之水穂國者。我御子正勝吾勝々速日天忍穂耳命之所知國。言因賜而天降也。とある。此は天日嗣を授奉らせ賜ふ處なる故に。他神と更に議らせ玉ふ迄も非る所なる故に。天照大神より。直に大命を傳へさせ賜へる趣にて。此文は第一一書に同し。其より其御天降の神議に至ては。爾高御產巢日神天照大御神之命以云々。又天照大御神。高木神之命以云々。と並擧奉れるなり。故記傳にも。凡てかゝる詔命を云に。此二柱神を。かくの如く列ね擧たる所もあり。又天照大御神を先に。高御產巢日神を次に。擧たる所もあり。又高御產巢日神をは略て。たゝ天照大御神のみを擧たる所もあるは。天照大御神は表にして。高御產巢日神は。裏なるか如くなれはなり。然云故は。高御產巢日神は。高天原を所知食君主には坐さず。故異なるか如し。此神を次にも列ね。又は略きもせるも是故なり。天照大御神そ。伊邪那岐伊邪那美大神の詔命によりて。始て高天原を所知食君主に坐々て。其天日嗣を傳へて。御子命を天降奉たまはむとするをりの詔命なれはなり。故表なるか如し。此大御神を先にもあげ。又一柱のみをも擧るも此故なり。然るを書紀本書には。たゝ高御產巢日神をのみ擧て。此大御神の詔に係さるは。嘗か心得ぬ傳へなり。然はあれとも。高御產巢日神は。天地の初發の時より。高天原に成坐て。故此神を先にも列たり世に所有る物も事も生成は。悉く此神の產靈の功德によるか故に。今如此る詔命をも。相並て詔ひ。然るをたゝに。外家の羽翼とやうにのみ說なせるは。例の漢意をのみ思ひて。吾皇神の道を知さる物そ。又皇御孫命の遠皇祖とも。崇奉給ふなり。是また皇

祖とするも。嘉なるか如し。さて此神を。皇孫命の皇祖と申すをも。たゝに外祖父に坐故とのみ思ふも。產靈の義を知らさるなり。萬物も事も。此產靈より成生は。此神は皇孫命の皇祖なるのみに非す。凡て萬姓萬物萬事の。御祖に坐々なり。天照大御神は然らす。たゝ皇孫命の顯皇祖に坐なり。此差別をよく神奉へし。書紀の諸注に。右の意を得たるもの。一もなきは如何そも。と云れ。平田翁又此意を演て。皇御孫命御天降の事の起は。右に云るか如く。天照大御神と。素戔嗚大神と御議坐て。早く定給へる事にしあるを。此に始て。天照大御神の御心と詔ひ。此後は專と高皇產靈神の執行給ひて。調へる事になん有ける。然るを。神代紀の正書は。初に天照大御神之命以。と云事は一所もなく。初終とほりて。高皇產靈尊の特に懇々杵尊を愛して。葦原中國の主にせむと。おもほし立しゝ樣なるは。誤れる傳なり。此ても御天降のこと。始大御神の詔命ならすは。え有ましき幽契のあるをや。また第一一書は。初に天照大神勅。天稚彦一曰。云々と有て。高皇產靈尊の御名は一所もなし。此も非傳なり。すへて此天降の事は。大御神の御命より起りて。高皇產靈神の事執り玉へる。古事記の旨そ正しかりけり。と云れたる。孰れも然る論なりけり。

然彼地多有螢火光神及蠅聲邪神。復有草木咸能言語。故高皇產靈尊。召集八十諸神。而問之曰。吾欲令撥平葦原中國之邪鬼。當遣誰者宜也。惟爾諸神勿隱所知。僉曰。天穗日命是神之傑也。可試。歟。於是俯順衆言。即以天穗日命往平之。然此神佞媚於大己貴神。比及三年。尙不報聞。故仍遣其子大背飯三熊之大人。亦還順其父。遂不報聞。

大人。此云于志。亦名武三熊之大人。

彼地云々。此は御言にはあらねと。天上にての御議なれは。此國土を外にして。彼地とは記せるなり。重胤云。荒振神御言向の起はしも。此には高皇產靈尊。其天神御子を。天降し奉らせ給はむと所思しけるに。彼地に。多に荒振神の。所得て荒ひ居る事を。豫て所知食て。先其撥平させ給はまく所思して。云々の御政御坐ける趣なり。然るに第一一書には。天照大神勅二天稚彦一曰。豐葦原中國。是吾兒可レ王之地也。然慮レ有二殘賊强暴橫惡之神一者。故汝先往平之。と見えて。此には其斥候として。天穗日命を天降させ玉ひし事を漏して。天稚彦か。謂ゆる高津鳥の殃に依て。死ると引續きて。直に天忍穗耳尊御天降の御事あり。是時勝速日天忍穗耳尊。立二于天浮橋一。而臨睨之曰。彼地未平云々。陳二不降之狀一。と有て。此より征伐の御使を。更に降さるゝ趣なるか。大抵は記と同しくて。其事の前後せるのみなり。第二一書には。始より天穗日命と。天稚彦の事とは无くして。天神遣二經津主神一使レ平二定葦原中國一。時二神曰。天有二惡神一。名曰二天津甕星一。亦名天香々背男。云々とある。其は此下に。大己貴神國避の後に。於是二神誅二諸不レ順鬼神等一。と有る細書に。一云と擧られたる事なれは。此に云ふ荒振神の列には非す。第六一書に。及レ至レ奉レ降二皇孫火瓊々杵尊於葦原中國一也。云々。豐者如二五月蠅一而沸騰之。と有て。此正書の狀は。別なるに非すといへとも。其始は天忍穗耳尊を。天降し奉らせ給ふ御政なりけれは。瓊々杵尊に係て書されたるは。事の略きに過て。其實を失ひ給へり。とや云まし。其中に。第一一書のみは。其正しきを得たる狀なれとも。其も亦事の前後せる差有に依て。條理の全くは通らさりける者なり。又此に彼地多在二螢火光神蠅聲邪神一。復有二草木一咸能言語と有も。其始天神の御許にても。然る巨細なる事共所知食ざりしを。天穗日命を。國體見に放レ遣たるか。天下を見巡りて。復奏し玉へるに依て。天神にも所知食けるを。其は後の事を前へ上せて傳たる由。下以。天穗日命一往平之。の所に云を見て知へし。

此運ひに至ては。古事記に傳はる趣なむ。實に首尾相契合て。甚分明しかりける。天照大御神之命以。豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者。云々。思金神令レ思而詔。此葦原中國者。我御子之所知國。言依所賜之國也。故以下爲於二此國一遣速振荒振國神等之多在上。是使二曷神一而將二言趣一。下略と見えたる。其始天照大御神の。天忍穗耳尊を。天降し奉らせ玉へるは。本より天神御子の所知食へき。大御食國たるに依て。荒振國神の。障申さむ事の有へしとは。思ほしも寄せ玉はさる御事なるか故に。御一己の大御心を以て。取行はせ玉へる事。上に注るか如し。天忍穗耳尊も。其御心にて御在坐か故に。何の疑ひも御坐ず。天降らせ給ひけるに。甚く喧擾きて有しかは。還上りて申させ給へるに依て。皇大神と共に。高皇產靈神の相加はりて。政ごたせ玉へるなり。此よりは取分て。其神の物爲させ給ふなり。其に就て。此に殘賊强暴橫惡之神有と。所聞食しより。天安河の河原に。八百萬神等を集へさせ御在坐て。思兼神を謀主と爲て。其言向させ玉はむ狀を。神議らせ玉ひ。其群議に依て。天穗日命を先巡察使に降し玉ひ。次には天稚彦を征伐として。使はし給ふに至れるなり。と云り。○螢火光神。此訓は。本のまゝにても通ゆれと。なほ記傳に云れたるか如く。次なる蠅聲邪神を。サハヘナスと訓るに對へて。ホタルナスと訓へきなり。萬葉十螢成髣髴聞而と有は。如レ螢の義なるに准らふへし。那須は。如くと云意なり。第六一書に。夜者若二熛火一而喧響之。晝者如二五月蠅一而沸騰之。と有て。熛火此二云褒倍一。と注され。又出雲神賀詞

にも。晝波如二五月蠅一水沸支。夜波如二火蚊一光神在利を見え。又常陸風土記香島之宮條に。晝者狹蠅音聲。夜者火光明國。と有を。伴信友說に。光字疑蚊字訛。光蚊字相似。當レ作レ蚊也。と云る如くにて。火蚊明國と有しにて。右の例共に。異ならさるなり。然れは此に謂ゆる螢火光神と云も。如二熛火一と傳れるも。譬は其心々にて。見立る者にし在けれは。其言別にして。其物一なりしなりけり。偖此說の古きは。私記に師說曰。以二神之威光一。喻二螢火光一者也。と注し。口訣に螢火光神。及蠅聲邪神者。晝夜亂飛。小威之惡神。と云ひ。纂疏には螢乘二夜間一。蠅見二晝日一。表三彼邪氣無二止時一也。なとあり。○蠅聲邪神。一書に如二五月蠅一而沸騰之。注に五月蠅此云二左閉倍一とあるは。此本書にあるへきなり。記に狹蠅那須皆滿とあり。記傳云。狹蠅は五月ころの蠅なり。然るを佐都岐といはて。佐とのみ云は。田植る農業を。凡て佐といふ。其苗を佐苗。植る女を佐少女。植始るを佐開。植終るを佐登と云か如し。さて又其業する月を佐月と云。其頃の雨を佐亂 亂とは久しく雨ふるを云。源氏物語に風雨を空の亂と云り。と云なり。かくれは狹蠅も。田植る頃の蠅と云意の稱なり。其頃殊に此蟲は多かる故に。名に負へるなり。とあり。允恭紀に蠅散。又萬葉に五月蠅成騷騷なとあるか如く。多くの邪神とものの。荒ひたつを云なり。○草木咸能言語。一書に。草木を木株草葉とあり。木株は祝詞に木根立とあり。一體の木立の事にあらす。所謂杠の事なり。草葉は。祝詞に草能可岐葉。又垣葉に作る。此垣字を朝野群載には破と書り。又祝詞に片と書るをも合せて思ふに。本居翁の說の如く。唯稀小なる草の一葉まて。と云なるへし。然るを此に草木とあるは。例の漢文體に約めて書れたるなり。さて草木の言語は。纂疏に。所謂磐石草木。咸能强暴也。一謂二鬼神依託一也。と注して。漢籍左傳を引せ賜へるは。然る事にて。邪神の態として。事問はぬ岩根木株。草片葉をすら。能言語やうに。牽したる由なり。天穗日命の返事には。青水沫も。事問へる由みえたり。さて記には。萬物之妖悉發と云ることあり。此は素戔嗚尊の。泣いさち玉ふ時の事にて。彼と此と。時は異なれとも。其事の狀は全く同し。此は即こゝなる草木言語。又一書なる磐根木株云々とある事等に當れり。是物言ましき物の言は。妖性なるを云なり。萬物とあれは。如此る事の妖とも。なほ種々有けむを。草木云々なとは。其中の一二を擧て。語傳へたる古言なり。大殿祭詞に。磐根木立知。草能可岐葉平毛言止氏。とある。磐根の物言し事は更なり。有と有る拙ての草木の類は。悉く皆言語りしかは。杠又は瘦け浸りたる稀少なる草に至るまても。と云ふ意なる故に。能と殊更に取出て。木根立知。草能可岐葉平毛。とは云るなり。成能言語と有る成字に。此なる平毛の辭を合せて知へきなり。諸神云々。記云。爾高御產巢日神。天照大御神之命以。於二天安河之河原一。神二集八百萬神一集而。思金神令レ思而詔。云々とあり。思金神の事。此には漏されたるに就て思ふに。此諸神等の中に。思測の知慧深き。其神の在て。萬事を悉に知て御坐すか故に。其知られん所。遺すことなく申せと詔へるなり。さて八十諸神は。第六一書にも八十諸神とあり。此同し事を。崇神紀に八十萬諸神とあり。この八十諸神の諸を。本にヨロッと訓來れるは。外に例なし。永和本には八十萬諸神とあり。但し一書の方は萬字なし。夫木集永仁大嘗會歌に。あまてらす日かけの手次かけまくも。かしこく守れ八十の諸神。○撥平。記には言向とあり。言を以て賊を平治むるなり。言向の字に就て記傳に。牟氣は牟加世にて。背

ける者を。此方へ命レ向意の言なり。背向は此裏にて。彼方へ向なり。平字を書て牟氣とのみも云り。此方へ向は即歸服なり。と云れたるは信かたし。○惟爾。第二一書にも。惟爾二神亦同侍二殿内一云々とあり。私記に。禰加波久波以末之と訓り。續古今集に。願はくは花の下にて春死む。其二月の望月の頃。とあるなと。跳へ求むるなり。○神之傑也。傑秘閣本にイサヲとあり。竟宴歌にもしかよみたり。勇雄の意なり。此神はしめは。不二忠誠一か如く見えしかと。三年過るまて。大國主神に媚附て。漸々に彼神の御心を和し玉ひ。遂に報命たまひしは。まことに傑れたる神にそ坐しける。其由は下にあり。○可不試歟。明應本コヽロミタマへと訓り。然れとなほ本の訓によりて。試ミサルヘカラメヤと訓へし。然訓む時は。所謂反語の例にて。此神を除ては。他に試る神無しと云事に成て。上に是神之傑と有に合せて。其心深くきこゆれはなり。なほ下に云。○倚順。平田翁云。倚は依の誤か。○佞媚。記には媚附とあり。佞は面幣理なり。禰と幣と通音續紀卅詔に。對天方無禮岐面幣利無久云々。面幣利毛無禮之天云々。解云面幣利は面の氣色にて。俗にいふ顔ぶり。顔色なり。應神紀に有二不悅之色一。天武紀に若有二不服色一なとあり。と云り。媚は字鏡に嫵媚也古夫と見え。靈異記にも。媚コビとあり。偖大己貴神。此國をは天神御子の御爲に。造固め置して。奉らん御心なる上は。荒振神と等並に擾平なとは。思ほしも寄ぬ事なるか故に。一向に御心を執申し玉へるに依て。媚附とは云しなからに。姦人の阿諛るなとゝは。本より日を同しくして。云へかちさる事共なり。口訣に。天穗日命阿二大己貴神造レ國大功一と云り。さることなり。なほ此事は次に委く云へし。○比及三年は。必しも三歳の數に拘はらす。大凡に三年程も。といふ意なり。一書の八年之間も。これに同し。○尙不報聞。記傳云。加幣理言とは。使人の還りて。申す言と云意にて。加幣理は。其使に係る言なり。と云り。此言の意は既に上卷にも云り。さて穗日命の。思慮渾く左右はかり給ふ年月の經行しは。まことに無二止事一ことゝもありけるを。天上にては。三年になるまて待給へとも。還來坐ぬ故に。遂に返事申さで。止ぬる者のでと。思はれまつりしなり。しか三年過る迄も。此國に坐しなれは。既く其間にも。かつ〳〵和し給ひけん故に。佞媚とは云るなり。其は未返事せぬ程は。其志趣知られされは。たゝに不忠か如くそ聞えけん。この事はなほ次に云り。○大背飯三熊之大人亦名云々。本に亦名以下八字。大書したるは例にたかへり。纂疏本見林本に。細書せるに從りつ。御名義大背飯の訓は。秘閣本にオホセヒノとあり。私記に於保世美乃と訓るはいかゝ。次に云へし。さて此神の亦名を。天夷鳥命とも。武夷鳥命とも。武日照命とも。建比良鳥命とも申し。また天鳥船神とも。健三熊之命とも。稻背脛とも申せり。其は平田翁云。此神は殊に別名多くて。紛らはしきを。悉く擧ていはゝ。崇神紀に武日照命。一云武夷鳥。又云天夷鳥。とあるを。記の御詔別段に。建比良鳥命とある。武夷鳥といふ那を良と訛れるなり。また紀に大背飯三熊之大人。亦名武三熊之大人と見え。遷却祟神詞には。健三熊之命と有て。考に大背飯三熊之大人とある神は。即夷鳥命と同神の如く聞えたるに。又以二熊野諸手船一載二稻背脛一とある。三熊之と。熊野と。大背飯と稻背脛と。よく似たるをも思へし。波岐は比と切る。然れは

本は一神にて。天夷鳥命なりけんか。傳々にて。さまざまには轉しなるへし。と云て。稻背脛と云をも。夷鳥命と一神とせられたり。さてまた天鳥船神と云は。夷鳥命の亦名なる由は。內山眞龍か出雲風土記解に。古事記に。此國を平給ひに。天降坐る神の名。天鳥船神は。穗日命の子とはあらねと。神賀詞を合せみれは。正しく穗日命の御子と思はる。此神の名の。如此さま〳〵に傳はりたる中に。古事記に鳥船神と云るは。船の御功に依て。負玉ふ御名と聞ゆ。三保埼にて。事代主神を問せ給ふ文に。故以二熊野諸手船一。載二使者稻背脛一。とあるを。記には遣二天鳥船神一。徵二來八重事代主神一。とありて。鳥船神は神壽詞によるに。天夷鳥命と同神ときこゆれは。書紀の大背飯三熊之大人は。使者稻背脛と。記の鳥船神と同神にて。其功によりて。御名は數々あるなり。さて熊野諸手船に乘て。三保埼に至て。事代主神の諾否を問玉ふを。御使の名に負るなるへし。と云るは。いと委き考なり。此等を思ひ集めて。みな一神の別名なることを曉るへし。近江蒲生郡馬見岡神社に傳はる古祝詞。又彼社記には。天夷鳥命健御熊大人命を。天穗日命の元子次子と云り。されと信かたし。さて平田翁云。三熊は。式出雲國意宇郡熊野坐神社あり。此地名に依れる御名なり。さるは彼地名を。三熊野とも云を思へし。また武三熊と云を思ふに。若くは其健を美て稱へしにもあるへし。また式に因幡國高草郡天穗日命神社。天日名鳥命神社。阿太賀太都健御熊命神社云々。また式に。出雲國出雲郡阿麻能比奈等理神社あり。文德實錄天安二年三月の下に。在二河內國一天夷鳥神。云々ともあり。

されは。此御名の大背飯は。稻背脛と同意にて。三熊は熊野諸手船によれる御名なり。此事なほ次に云。○遂不報聞。平田翁云。御父天穗日命の。大己貴神に媚附て。彼神の御心を取給ふ事に從ひ。共々に祐て。其事を謀れる故に。此神も返事申さゝるなり。然れとも。御父子とも。に。天神に忠誠ならすて。然るに非る。深き思慮をめくらして。大己貴神を和しめ。大八島の現事顯事を。皇孫命に。事なく避奉らしめ玉はむとにそ有ける。と云れたり。其は出雲國造神賀詞に。高

天能神王高御魂神魂命能。皇御孫命爾。天下大八島國乎。事依奉之時。出雲臣等我遠祖。天穗比命乎。國體見爾遣時爾。天之八重雲乎押別氐。天翔國翔氐。天下乎見廻氐。返事申給久。豐葦原乃水穗國波。云々荒國在利。然毛鎭平天。皇御孫命爾。安國止平久。所知坐之米牟止申氐。己命兒天夷鳥命爾。布都怒志命乎副天。降遣天。荒布留神等乎。撥平氣。國作之大神乎毛。媚鎭天。大八島國現事顯事。令二事避一支。とありて。記傳に。抑此天穗日命の故事を考るに。記紀と遷却崇神詞とは。皆大旨同しきに。たゝ出雲神賀のみは。其趣甚異なるは。師の祝詞考云。穗日命は大名持神に媚附て。三年に至まて。復命申さすと。記紀なとにはあるを。此神賀詞にかく云るは。國造の遠祖なる故に。宜く云なせるにやと。思ふ人も有なむか。然にはあらす。此傳事。右の二書には漏たるが。此詞に遺れるなり。若二書に見えたる如く。遂に返事申さすは。天若彥に亞たる罪も有へきに。然はあらて。天神祖の詔に。大名持命の祭をなさむは。穗日命なりと詔ひしは。よく彼神を媚和まし故なり。さて天に復命て。終に天夷鳥命。布都怒志命を天降して。大なる功を成るも。もはち穗日命の思兼によれり。と云れつるそ。委しき考なりける。今又委く考るに。先初に。此神を天降し遣しゝは。次の天若日子の如き。征伐の御使には非すて。只彼神賀に云る如く。此國の體を見て。其狀に隨ひて。宜きさまに謀はしめむとにそ有けむかし。重祐云。國體と云は。後に謂ゆる巡察使の如くなむ有ける。其例は景行紀二十五年に。遣二武內宿禰一令レ察二北陸及東方諸國之地形且百姓之消息一とあり。巡察の事は。實に重任なるか故に。思然神より謀を奉りて。諸神の中より餘神と。殊に抽て。天穗日命をは。天降し遣はされたるなりけり。と云り。其故は。彼天若日子を遣はしゝには。弓矢な

と賜ひし事あるを。此神には然る事もなければなり。若征伐ならば。最初に此神を遣す所にう。弓矢などの事は有へきわけは。其は既に天若日子の處に出つれは。　さて復奏たまひしは。三年も過て後の事なれは。記なとには。其間甚
略けること本より然あるへきなり。　さなる。さて又遣御雷命を降し玉ふ處にも。弓矢などのさたなき

久しく還りたまはぬ程を言て。即次の天若日子の事に移れる故に。其後に。此穗日命の復奏玉ひし事
をは。まきらかして。傳へ脱せるなるへし。偖後に。雉名鳴女を遣はす時に。只天若日子の事を問
しむる由のみ有て。此穗日命の。猶久しく還らぬ所以を。問はしむる事は。見えさるを思へは。其
以前に。既に返事申玉ひし事知られたり。かくて彼神賀に。菩比命は返事申て後は。天に留まりて。
降玉はぬ趣に云るも然有けむ。其故は記上卷此神の子孫の氏々を擧たる處に。天菩比命。此出雲國造
之祖也。とはなくて。天菩比命之子建比良鳥命。此出雲國造之祖也。とあるも。出雲に降りて。大國
主神の祀を主りし始祖は。夷鳥命なれはなるへし。と云れたる。まことに然る言なり。

故高皇産靈尊更會諸神問當遣者。僉曰。天國玉之子天稚彦是壯士也。宜試之。於是高皇産靈尊賜天稚彦天鹿兒弓及天羽々矢。以遣之。此神亦不忠誠也。來到即娶顯國玉之女子下照姬。亦名高姬。亦名稚國玉。因留住之曰。吾亦欲馭葦原中國。遂不復命。

故高皇産靈尊云々。重胤云。彼螢火光神。蠅聲邪神の如き。此國に在ゆる荒振神の本說は。天穗日神
の復奏し玉へるに因て。天神にも然る細かしき事共をは。初て所知看けるに。此に天稚彦を遣し給へ
る程は。其荒芒たる消息を。未知看ざりし故に。第一一書に。天照大神勅天稚彦曰。豐葦原中國。
是吾兒可王之地也。然慮有殘賊强暴橫惡之神者。故汝先往平之。と推量に詔玉へる事。右に
然慮と有を以知へし。記御天降段始。天穗日命を遣し玉ふとて。神議在します所なる。天神の御言に
も。故以爲於此國道速振荒振國神之多在。是使何神而將言趣。と有る以爲の言も。正しく其荒
振神の狀をは。見認玉へるには非る事なるを。合せ曉るへし。然るに此正書には。天神の御言に。然彼地多有螢火光神及蠅聲邪神。復有草木。咸能言語。と書されて本より。然巨細に所知食ける趣なるは。簡易に書さるゝとて。後の事を前へ及されたるなるへし。偖此に載られすと雖も。第一一書及記の趣は。此謀思邪神の思慮に出たるなり。
故天神の天稚彦を。天降し遣し玉へるは。天穗日命御父子を。國體見に遣し玉へりしか。復奏し玉はさるに就ては。此國に殘賊云々神
有て。甚く喧響るに阻まれて。二柱神共に。遂に復奏申さゝるなめりと所思して。右の二神に拘はら
す。征伐の御使として。天稚彦を降して。其荒振神等を撥平させ玉はむとの。御政に御座か故に。弓
矢を賜へるにて。伊勢風土記に。天日別命に標劔を賜ひ。崇神天皇十年四道將軍に授印綬と有
も。兵器を印綬と爲て玉へるにて。軍防令に。凡大將出征皆授節刀。とある類これなり。然して此に
天稚彦是壯士也。宜試之。と有る壯士は。天穗日命の神傑を。巡察使に遣はされたるに對へて。此武神
を征使と爲て遣はさむと。選申されしなり。宜試之と有は。此國の動靜未定ちさるに依て。先此神を

遣して。其所當を見給ひ。其消息に依て計はせ玉ふへく。議白せるにて。先の天穂日命に。可レ不レ試歟と。限りて申せるとは異にて。少か危ふむ意味無には非すなむ有ける。果して此神忠誠ならさりけり。此神亦不二忠誠一也と有る亦字は。天穂日命に譽きて快かちす。此神者と有らま欲し。と云り。○釜曰。記には問二諸神等一云々。爾思金神答白。とあり。○天國玉。記に天津國玉神とあり。熱田本秘閣本にも。アマツと訓り。從ふへし。○天稚彦。名義。何となき稱辭なるへし。式出雲國天若日子神社二あり。○宜試之は。重胤云。上に注るか如く。天穂日命に可レ不レ試歟と有は。此任に當りては。其神より外に任玉ふ可き神無しと。限りて申せるを。此に宜レ試之と云は。此神より餘に遣すへき神の。無には非れとも。先此神を遣して。其消息に就て治め給へと。少か危ふむ意を含めり。但然危ふむ神をして。遣はされむ事を。議奏せる事は。如何なる狀には在れとも。未天穂日命の。復奏し給はさりし以前の事にし有けれは。未此國の消息も詳ならさりし程の事なるか故に。此神を遣はされたる上にて。御め玉ふ道は有なんと。謀り豫まして奏せるにて。是思兼神の思慮の。始終に宜しきを得る所以になむ有ける。と云り。○天鹿兒弓。天羽々矢。記に天之麻迦古弓。天之波々矢とあり。一書には。天鹿兒弓。天眞鹿兒矢とあり。記傳云。此記下に雉を射たる處には。天之波士弓。天之加久矢と云るを。書紀には本書一書ともに。雉を射たる弓矢も。初に所レ賜と同名なり。かくて又下に。天忍日命。天津久米命の。天降らす時に。取持るをは。天之波士弓。天之眞鹿兒矢とあるを。書紀には天梔弓。天羽々矢とあり。是等を相照して考るに。眞鹿兒弓と波士弓と。一にして別物に非す。波々矢と眞鹿兒矢とも。一にして別ならす。鹿兒とは。鹿兒を射る由にて。弓矢ともに其用を云る名。波士は木名。波々は羽の狀にて。これらは其體を云る名なり。かくてこゝには。麻迦古弓と。弓には用名を云。波々矢と。矢には體名を云て。下には其を打讀して。弓に體名。矢に用名を云る。弓と矢と。互に體用の名をちかへ舉て。同物なる事を暗に知せたる。古文の巧おもしろし。さて鹿兒とは。和名抄にも。鹿其子曰レ麀。和名加奥とありて。鹿の子を云なれと。此はたゝ鹿の事にして。其子を云には非す。たゝ鹿をも鹿兒と云は。馬をも常に駒と云。猪をも韋能古と云。猪一名豕とあり。と同例なり。さて古にも獵に。小獸及鳥なとを射るには。小き弓矢を用ゐ。猪鹿なと大なる獸には。弓も大にして强きを用ゐ。矢も長きを用けん。故鹿兒弓鹿兒矢と云は。大なる弓矢の稱なり。さて今征伐の使にも。さる大弓長矢を給はむは。もとよりの事。重胤云。惜斯る征賊の言を以。戮らるへきに。然らぬは如何と云に。常に弓矢を用るは。山狩野獵をして。猪鹿を取るをは。主と爲る事なるにて。征賊は背叛く者の有る時に臨みて。用ふる物なるか故に。其常なる方に依て。其名を定めて。鹿兒弓鹿兒矢とは云るにそ有ける。海宮遊行章に。海幸の鈎に對へて。山幸には弓矢を云るを以て。弓矢の用の。常と云時は。猪鹿を射取る爲なる事。此を以知へし。次に波々矢は。羽張矢にて。朋布の頻の幅を省きて。波婆と云も。同例なるを思ひ合すへし。或說に羽刺矢の略といへれと。羽を刺がさる矢はあるへく。もあらす。羽の廣く大なるを云なるへし。と云り。○此神亦不忠誠。亦は天穂日命のいまた復奏さゝる故に。彼神を忠誠ならすと思ひるに對へて。此神も亦と云るなり。されと重胤云。天稚彦と。此穂日神とは。將軍と斥候との如き差別あるか故に。上にも云る如く。事の狀の一には。成ましき所なるを知へし。此を一つにして見る故に。此神をしも忠誠ならさる如くに云ふ惑はしき言は。出來れるにそ

有ける。さるは本より。大己貴神。此國をは天神御子の御爲に。造堅めさせ置して。奉らむ御心に御在し坐す上は。荒振神と等並に撥平なとは。思はしも寄ぬ事なるか故に。一向に御心を執申させ玉へるに依て。媚附とは云りしながらに。姦人の譖誤るなとゝは。本より日を同しくして云へからさる事共なりけり。天神御許にては。然る差別まてには及はせ給はす。大己貴神に於ては。異義本より有へくも思ほしたらさりけれは。唯荒振國神を。撥平させ給はむ御心坐か故に。其子三熊之大人を引續きて。天降し玉へるを。天上にて其神の思ひしとは。案外の事なるか故に。其父の事に順ひて。共に計らはては得有ましかりけるを以て。其事に係列はれし程に。次には天稚彦を征伐として。降し給へるに。引代りてゞ。天穗日命三熊之大人は。國體を見畢て。復命申させけらし。上にも引る記傳に。天穗日命の復奏し玉ひしは。三年も過て後の事なれは。此記なとには。其間甚久しく還玉はぬ程を云て。即次の天若日子の事に移れる故に。其後に。此天穗日命の復奏し玉へる事をは。混らして傳へ脱せるなるへし。然後に雉を遣す時に。唯天若日子の事を令レ問る由のみ有て。此天穗日命を令レ問る事は。見えさるを思へは。其以前に已に返事申玉ひし事知られたり。と云れたるは。委しき考なるか上に。若天穗日命の久しく留り玉はましかは。天稚彦が此後に降れるに。然る恋なる所行共は。爲しめ玉はさらまし物をや。此を以て次に天穗日命に當て。天稚彦か事に。此神亦不二忠誠一也と云る。亦字の大に義を誤る事を曉りて。其心すへきものになん。○顯國玉は。大國主神の亦名にて。此時已に國土經營の御功業を畢させ御坐て。天下蒼生に。專恩賴を幸はへおはします御名にて。記なる御父大神の御言に。意禮爲二大國主神一。亦爲二宇都志國玉神一。と詔ひ依し玉へるを。此時已に成覓玉へる御名なり。偖此は記と同傳なるに。こゝに命とも神ともなくて。別神の如く聞えたれと。なほ傳の異なるにはあらす。此紀には。火產靈。罔象女。埴山姫なと。神とも命ともなき例あまたあれは。此も其ちの例と見てありぬへし。上なる天國玉。天稚彦も。其例なるへし。○下照姫。記云即娶二大國主神之女下照比賣一亦名稚國玉神とあり。さて此神は。記に大國主神娶下坐二胸形奥津宮一神。多紀理毘賣命上。生子阿遲鉏高日子根神。次妹高比賣命。亦名下光比賣。とあり。記傳云。抑下照比賣は。父神の御名の大國玉に對へて。稚國玉と負たるは。女神なから父神を輔けて。國經營に大なる功を有けむ。されは當時威勢も有けむ故に。今天若日子此國を得むと欲ふ心から。此神をも娶けらし。と云り。下照姫と申名義は。允恭紀七年に弟姫容姿絶妙無レ比。其艶色徹レ衣而見之。是以時人號曰二衣通郎姫一。とある義にて。艶色の身外に。晃度れる謂なるへし。萬葉十八多知婆奈之之多泥流爾波爾云々。十九春花紅爾保布桃花。下照道爾。云々なとは。花の氣韻の其蔭に滿たるを云なれとも。下照の意は此に同し。記に高比賣命と申すは。地神本紀に。高照光姫大神命と申す。高照光は下照と申に異ならす。下照は。催馬樂の歌に。玉ひかる下ひかる。新京朱雀の垂り柳。とあるか如く。物ありて其下傍に光り滿たる意にて。なほ上下の下のみにもあらす。表に對へては裏の意もあり。されは下照は。上より下を照す意。高

照は高きより低きを照す意なるを。合せ思ふへきなり。偖地神本紀に。此神を坐二倭國葛上郡雲櫛社一とあり。式に葛上郡大倉比賣神社一名雲櫛社とあれは。亦名大倉比賣神とも申せるなり。此社。今巨勢河合村と云に在て。字久比須宮と號ふと。成書に見えたり。○吾亦欲レ取二葦原中國一と有は。重胤云。下照姫命は。稚國玉神とも申して。御勢の盛大に御坐し坐す許に。留住しかは。其任に此神の上に立て國を御むと。負氣なき心の起りし狀なるに合せて說く事也。亦字は何れに對へて云なるらむと考るに。上に此神亦不二忠誠一也と有は。上章第六一書。大己貴神の奥言に。夫葦原中國本自荒芒云々。然吾已摧伏莫レ不二和順一。遂因言。今理二此國一唯吾一身而已。其與レ吾共理二天下一者。蓋有之乎。と有か如く。其大神の天下を統へ持たせ御坐しかは。其神の取給ふ國を。吾亦取めむと云るにて。天神の御爲にも。國神の爲にも。甚忠誠ならさる心を起しつるなりけり。記には慮レ獲二其國一と見えたれは。其舅とある大己貴神をは。賺し拵へむとてこそ。其徑婚には成たりけらし。是天神の御命を過てるなりけり。然云所以は。上に注る如く。天神には素より。大己貴神の御上に於ては。少かも疎給ふ大御心の御坐ざるを。天穗日命を國體見に遣し玉へるが。其復奏の遲きに依て。國神の荒ひ共有むかと所思して。此に天稚彦を征伐として。天降し玉へるなり。然して大己貴神の御許にては。天神に背奉る御心御坐し坐ざるか故に。征伐の御使をは受させ玉ふ御心坐々ざる事。第二一書。經津主神武甕槌神の行向ひ玉ひし所に。疑汝二神非二是吾處來者一。と申玉へるを以。知られたり。谷重遠說に。天稚彦既與二敵國一結婚。と云れとも。大己貴神の國土を造固め坐して。大國主神と成らせ玉へるは。私の御事にては且ても御在坐ざりけれは。天神の御爲に。御敵と申さむ事

は。甚しき强說なるを。古より人皆得曉らさるか故に。其論悉く妄なるに過ず。といへり。

是時高皇產靈尊惟其久不來報。乃遣無名雉伺之。其雉飛降止於天稚彥門前所植所植。此云二多底婁一。湯津杜木之杪。杜木。此云二可豆邏一。時天探女天探女。此云二阿摩能左愚謎一。見而謂二天稚彥一曰。奇鳥來居杜杪。天稚彥乃取二高皇產靈尊所賜天鹿兒弓天羽々矢一。射レ雉斃之。其矢洞二達雉胸一。而至二高皇產靈尊之座前一也。

怪其久不來報。重胤云。怪は第六一書に。高皇產靈尊勅。昔遣二天稚彥於葦原中國一。至レ今所二以久不來者。蓋是國神有二强禦之者一。と見えたる。蓋以下の御言に當れるなり。此時漸に。天神に疑ひ所思す御心の。起らし御坐けるなり。此時は。天穗日命父子の神等。已に國體見て。復命し玉へる間なりけれは。大己貴神の。世に比類無き功神にて。渡らせ玉ふ事をは。聞食させ玉ふ上は。其神の强禦はせ給はむと云るは。思ほしも寄せ玉はぬ筋にて。此初に謂ゆる。螢火光神。蠅聲邪神の類の。荒振神等か。猶天稚彥に强禦ふに依て。然なむ復命の遲引なれる者かと。所思したりけらし。右の蓋是國神有二强禦之者一の勅言は。次に血染二其矢一。蓋與二國神一相戰而然歟。と詔へる所に。相照應ふ所にて。即其

天稚彦を。怪しませ玉ふ大命なる者なり。返矢の天上に屆る所以は。此に在る者そ。忽卒に見る事勿れ。○無名雉。重胤云。記には雉名鳴女と有を。記傳に。名鳴を那々伎と訓れたれとも。其國生段書成の下に。訓レ鳴云二那志一。と有に從ひて。此と同しく。雉那々志賣と訓へきなり。偖無名と云に。古來種々の説有と雖も。一として取へき者無し。無名と云は。天日鷲と云ひ。金色鵄と云ひ。頭八咫烏と云なとは。各形狀に別なる。號くへき所有を。此は然る目立つ者にては。宜しかちさるを以て。然まて人の異しむましき爲に。唯尋常の雉を。遣はされし事と聞ゆめり。記傳に。二の考あり。二共に其意を得られず。偖此無名雉を。二度遣はされしと見ゆ。第六一書に。乃遣二無名雄雉一云々。故復遣二無名雌雉一云々。其無名雌雉そ。此無名雉。記に所謂雉名鳴女には當れる。其末に亦其雉不レ還。故於レ今諺曰雉之頓使本是也。と有れとも。右の一書には。其先に遣はされし。無名雄雉の方に。此世所謂雉頓使之緣也と有て。頓使の係る所大に差有り。と云り。偖頓使と云事は。第六一書の下に云。○伺之。天稚彦か有狀を。伺視し め給ふなり。さて御使に。鳥を遣はされしは。何なる故にか知られねと。磐余彦尊の兄猾かところへ。八咫烏を遣はされし事なと。似たる事なれは。古此類そこの狀を伺せ給ふ御使には。多く鳥をつかはされしにそあらん。と葦牙に云れたり。○門前は。記傳云。此國に淹留て。住居家のなり。さて此家は。何國なりけん。知かたし。出雲國にもや有らむ。とあり。されと此家は。美濃國なりと云る説あり。下に云り。○所植は。立るなり。凡て木草は。立てある物なる故に云り。木立なといふも。同し。記高津宮段。

淤斐陀豆流波毘呂由都麻都婆岐。神武紀。多智曾麽能。仁德紀。多知瑳箇踰屢云々椰素麽能紀なとの多知も同し。みな植りてあるを云なり。○所植此云云々。本に所字なし。今は永享本信友校本にあるに依て補ふ。○湯津杜木。記に湯津楓とあり。記傳云。湯津は五百箇にて。此は枝の繁きを云。五百津眞賢木。百枝槻。百枝杜樹。五百枝賢木。なとある類なり。萬葉三に。五百枝刺繁生有都賀乃樹乃なとよめるをも思ふへし。また湯小竹なとある湯も。同しく五百にて。繁きを云り。さて和名抄に。楓兼名苑云。楓一名橫。和名乎加豆良。爾雅云。有レ脂而香謂二之楓一。桂兼名苑云。桂一名綬。和名女加豆良と。かく牝牡ある中に。楓は郭璞注に。楓樹似二白楊一。葉圓而岐。有レ脂而香。今之楓香是也。とありて。賀茂祭に葵と共に用るかつら是なり。桂は今昔物語に。天曆御時に。五條西洞院なる桂宮門前に。大なる桂木ありけるよしみえたり。此桂漢籍に謂ゆる肉桂と呼ものなり。但し今世に多夫と云木あり。處によりて。タモともタマとも。蔵肉桂とも云。其狀見分難きまて。桂に似たり。古は此をも桂と呼しなるへし。右の如くなれは。楓と桂とは近き類の木には非す。苦異なるを。和名抄に同類の如く。牝牡を分て出せるは。元より同類には非されとも。名の同しくて。混はしき故に。中昔にかりに牝牡と分ち云しなるへし。さて此にあるは。楓か桂かと云に。記に香木とも書き。字鏡にも橘とあり 又古書中昔の書までに。人の門又庭なとにも在しこと。又彼桂宮のなとを思ふに。桂の方なるへしと云れたるか如し。以上。記傳を抜く。然るに重胤云。桂は本草和名に。牡桂一名木桂。一名桂枝一名桂心。また本草に牡桂云々。即肉桂也。と見えたれは。漢土にては。牡桂男加都良なるを。

如何にしてか。此には女加都良とは云らむ。其上楓は葉なとも嫩なりけれは。牝字を用て然るへきを。桂は幹の狀も强々しく。葉も厚く堅かりけれは。牡字實に當れる狀なるを。和名の互に異なるは。其抄を書さるゝ時に。配損はれしなるへきにこそ。當昔然る事を誤るへきに非るを。類聚名義抄に。桂をメカツラ。又カツラと訓たれは。其よりは古き誤なるにこそ。然して右の楓桂共に。牝牡の言を去る時は。唯加都良なり。然斗り種類の異なる物に。何を以て。同名を負せたるちむと考るに。此にも海宮にも。杜木はしも。門前に所植る木の狀なりけれは。古には。必人家の這入の門外に。此二樹を左右に並植るなとの所由有か故に。牝桂牡桂なとの稱を別てるにて。其木名にも。門面の言を以て。呼し者には非るか。故古事記に。楓と有は。右に云牝桂なり。香木と有は。牡桂なるを。取交て其二共に。門前に並立る加都良なる事を。明されたる者と所見たり。然して此に。杜木又杜樹と作れたるは。記傳に。字鏡に杜毛利。又佐加木。と有を思ふに。彼今云ふ多夫の木は。殊に瑞々しく。甚能榮ゆる木なれは。上代に此をも榮樹と用ゐ。又神社なとにも。殊に多く有けむ故に。即毛利にも此字を用ゐしなるへし。萬葉十に。志良加志にも白杜樹と作るは。加志をも古は榮樹に用ゐたり。此彼合せて思ふに。杜木と書るも桂の方なりけり。と云れたる如く。桂の一方に就て書されたるか。又は推古紀に難波杜。天武紀に高市杜と有なとは。森と訓なるを。說文に森木多貌と有る義を取て。楓に在れ。桂に在れ。枝葉の扶疏す方に。用られたるにて。牝牡の加都良を。並植る義を思はれたりし者と

こそは。所思たりけれ。新撰萬葉集下卷。戀わひぬかけをたにみし玉桂。ことは根さへにほりてすてゝむ。と有も家側の桂なり。又後つひに何爲とてか玉桂。こひするやとに生ささるらん。と有も。右に同しきは。門外に桂を植る。證とも云へくや。偖私記に。案杜與レ桂相近可レ爲レ誤也。加レ之杜字都無二加津良之訓一也。と有は。却に僻事なること。右に云るを見て知へし。又杜を和字なりと云說なと。皆淺はかなり。と云れたり。○杜木此云可豆邏の下。本に也字あるは衍なり。口訣本丹鶴本寫疏本なとに。なきによる。○天探女。和名抄鬼魅類に。日本紀私記云。天探女阿萬乃佐久女。俗云。安萬佐久女。萬葉三。久方乃天之探女之石船乃。泊師高津者淺爾家留香裳と見え。津國風土記に。天探女乘二磐船一到二于此一。以二天磐船泊一故號二高津一。云々と有り。然るに代匠記に引る風土記には。難波高津は。天稚彦か天降りし時。屬て下れる神天探女。磐船に乘て此に至る。天磐船の泊る故に。高津と號く云々と云り。右の如くは。天上より降れる神なりと雖も。第一一書に。時有二國神一號二天探女一。と有れは。天上の神には非す。本より國神にて在しか。天上より降れる稚彦に從ひ居たりし故に。天の言を冠て。天探女とは云るなり。右の歌にも記にも。尋常の船の泊るか如く云成るを見れは。天上より降れりとも定めては云難きを。其上天神より。天稚彦に弓矢を賜ひて。征伐の御使として降さるゝに。女神の隨はむ事も似けなし。國神と有る傳を以て正しとすへし。さて名義は。佐具は。記傳に。口訣に天探女者從神讒女也と云ひ。或人の探女者探二佗心一多二邪思一也と云る。此意なるへし。佐久自理

と云事。佐具賣の名義に叶へし。と有る佐久自理は。源氏細流に。賢しく指過したる心なり。と注せり。又花鳥餘情に。鐫字を佐久自理と訓り。記傳に。今世の諺に。天之佐古と云は此名なり。其も左右に人に悖ひて。心惡き者をなん云める。と云れしは然る說なり。○奇鳥。一書に鳴聲惡鳥云々。記に鳴音甚惡云々とあり。私記に安也之支止利と有に據て訓へし。本にメツラシと訓たれとも。此雉は此國に。本より在るなりけれは。其を稀見と云には非す。彼人語を以て。天神の詔命を委曲に宣れるを。怪しと爲るなり。例は雄略紀五年。天皇校獵于葛城山。靈鳥忽來。其大如雀。尾長曳地。而且鳴曰努力々々と有も。人語を成して。嗔猪の逐來れるを知せたる。其事を以て。靈鳥とは云るにて。此の奇鳥の趣に同し。神武紀に。天皇の兄磯城を討玉ふ時。兄磯城不レ承レ命。更遣二頭八咫烏一召之。時烏到二其營一而鳴之曰。天神子召レ汝。怡弊過怡弊過。兄磯城忿之曰。聞二天壓神至一。吾爲二慨憤一時。奈何烏 烏若此惡鳴耶。乃彎レ弓射之とあるも。人語を成して。兄磯城を誘ふさまを知せたるは。全く此奇鳥の鳴聲をなしたる趣に同し。記に天神の御言に。汝行問二天若日子一狀者。汝所三以使二葦原中國一者。言二趣和 其國之荒振神等一之者也。何至二于八年一。不二復奏一。一書にもかくさまにあり。とありて。降到居二天若日子之門一湯津楓上一而。言三委曲一如二天神之詔命一。とあれは。此鳥か御使の事を云るを聞て。己か不レ忠以心に應はさる故に。惡みて奇鳥。また鳴聲惡鳥とも。云るなり。○乃取高皇產靈尊所賜天鹿兒弓天羽々矢。重胤云。第一一書にも。天神所賜云々。記にも同しさまに。其玉へりし天神の御事をしも云は。

此天稚彥を征伐の御使として。天降し遣はさるゝ符信と爲て。賜へりし物にし在けれは。荒振神をこそは。射て取へきに。此雉の爲に。此弓矢を始て用ふと云は。其天降着しより以降。少かも其御使の事を仕奉らすして。國神の首渠と成て。此國を馭めむと爲る方をのみ勤めて。其怠惰れりし狀を。細かしく云ずて聞しめ。其天神の玉へりし弓矢を用たるか爲に。其矢の天上に至れる事。所以ある事を知しむる所なりけるか故なりけり。若て此物を取持て。天神の御使を射ると云は。實に不二忠誠一る所作にして。天神の御罰を得奉り。遁る可らさる所以是に在り。且天上に其矢の至れる所以。正に此に在り。心を潛めて思ふへくこそ。と云り。○高皇產靈尊之座前。第一一書には。此所を遂至二天神所一處一と見え。記に逮下坐二天安河之河原一天照大御神之御所上。と見えたり。○至也。重胤云。其矢の直に射放てる。即天上に至れる事はしも。天稚彥か彎ふ勢の强きに依て。然るには非す。其弓矢はしも。此に天雉彥乃取二高皇產靈尊所レ賜天鹿兒弓天羽々矢一云々と有は。此に應く所にて。其天神の賜へりし矢なるか故に。時刻を移さす。速に天上には至れるにて。其射手の力にては無く。其矢に靈有か爲め。然有し者なりけり。此は天神より。荒神をしも討平させ給はむとて。賜はせる弓矢なりけれは。天神の荒魂。必しも副御座を以て。斯る信驗は有けるにて。此とは事も異れとも。彼日本武尊の。賊の爲に野火もて燒れんと爲給ひし時。御佩かせる御劍自抽て。傍草を薙攘へるか爲に。却りては賊を焚滅し玉へるなと。神物の威靈はしも。斯る所に在る物になん。此事を思へらは。天地の相去て遠き此許にて。天稚彥か射たりし矢の。忽に天上に至

れりし事を。何かは疑はむ。其上此に蓋與二國神一相戰而然歟。と云御言あり。記にも或天若日子不レ誤レ命。爲レ射二惡神一矢之至者。不レ中二天若日子一。云々なと有は。本より天神の。初其を玉へる時より。御靈を副させ給へるならすは。國神と戰へる矢の。如何に天に至る事あちん。下なる返矢の所に。中レ矢立死と書され。遷却祟神祭詞にも。又遣二志天若彦毛一返言不レ申氐。高津鳥殃爾依氐。立處爾身亡支。と有を以て。其矢の往來はしも。甚々劇しき事なりしを。正に知へくなん有ける。と云ひたるは。まことに然る說なり。

時高皇產靈尊見二其矢一曰。是矢則昔我賜二天稚彦一之矢也。血染其矢。蓋與二國神一相戰而然歟。於是取レ矢還投下之。其矢落下則中二天稚彦之胸上一。于時天稚彦新嘗休臥之時也。中レ矢立死。此世人所謂反矢可レ畏之緣也。

我賜天稚彦之矢也。重胤云。第一一書も同文なるか。此、我は。高皇產靈尊。御自の御事を詔へるなり。記傳に。上に或は天照大御神と此神と。二柱を並擧け。或は此神をは略きもしたるは。二柱に亘る事には非れはなり。と云れたるは然る事なり。次に。抑此矢の事は。御子命を天降し奉玉ふへき事の中なからも。枝事なる故に。天照大御神は關り玉はぬなるへし。と云れたるは諾難し。抑此に皇御孫尊に。天下國土を事依し。授奉らせ玉へる大命を初奉り。其御天降の時に。天璽を授奉らせ玉ふなと。天統の御事に係りたる。凡ては天照大御神の大御政なりと雖。其御天降の御事に就て。荒振神等を言向させ給ふ御政と。大己貴神に國土を避奉らしめ玉ひ。又其神の上に掟させ玉ふ御事共は。專高皇產靈尊の所知看へき所以有り。所以に先に天稚彦か天降れる始に。弓矢を賜はしたるも。此大神よりなり。此に就て其御使を射たりし矢の至れるも。此大神の御座前なり。又其に依て。其矢を返下給も。其神の御手よりなり。此を以て國土征伐の御政の出も。此に在れは。爭か此を枝事なと〻龍略には見らるへき。と云れたり。○蓋與二國神一相戰而然歟は。又云。其矢の血染たる由を。疑はせ玉ふ御言なり。記に或天若日子不レ誤レ命。爲レ射二惡神一之矢至者。と有る御疑も。此に等しきは。所以有事なりけり。然るは天稚彦か。國にて荒振神と。如戰たらんにも。其矢の天上に屆ると云事は。決めて有まし き事なるに。然詔へるは。初天稚彦に弓矢を賜はれる時よりして。其大神の御靈を託させ玉ひ。若射向ふ敵の有なむには。此弓矢に副玉へる神威を以て。功成しつへく。神量置し〻故に。此弓矢に就ての擧動はしも。必有る事に掟させ玉へりけん御心を過たすして。其矢の此に至れるなりけれは。先其に就て。此御疑は御座し初させ玉へるなりけり。同し條理の事なから。第六一書。時高皇產靈尊勅。昔遣二天稚彦於葦原中國一。至レ今所二以久不一來者。蓋是國神有二强禦之者一と有り。其便を得すして。疑は

せ玉へるなるを。此は其物を見て。其成行きを推量り。疑はせ玉へるにて。實には國神と相戰ずて。此に其矢の反來る事を。諸神に示し玉へる者にて。いはゆる反語なるなりけり。と云り。⊙胸上。第一一書に高胸と有。訓注に多歌武娜婆歌とあるに依て訓へし。記傳に。高胸坂は。仰に臥たる狀の。坂如して高きを云なり。と云れたれと。この事次に云。○新嘗休臥之時也。新嘗は寢臥すへき時にあちぬを。かくあるはいかにと云に。重胤云。記に寢胡床と有に取て。說を成すへきなり。其胡床は。大嘗宮に謂ゆる神座なるにて。大嘗祭儀式大嘗宮條に。正殿一宇。搆以黑木。葺以青草。中略 鋪レ地以束草。所謂阿都加草 以播磨簀加其上。簀上加レ席。既而掃部寮以白短御畳。加席上。以坂枕施畳上。內藏寮以布幌懸レ戸。下略 と有て。式の趣も此に同しきか。其席と有が古の胡床なりける。其委き狀は。建武年中行事神今食條に。掃部頭參りて神座を敷く。南枕に敷く。先一丈二尺の畳。其上に六尺の畳四帖。枕の方二帖は裏あり。其上に九尺の畳七帖。其上に八重畳敷く。九尺の中一帖を少か東に引出て。打掃の筥を置く。坂枕は八重畳の下に枕に敷く。內侍參りて。御衾を八重畳の上に奉る。御櫛御扇側に置く。御沓後に置なり。內侍退きて。神殿に入御有り。神坐の東に。巽向に半帖を敷て。御坐とす。主上御面を笏を正しくして。著せ玉ふ揖有り。此揖は人知ぬことなり と書させ給へる如く。此御床の帖に。坂枕を敷く。御頭方を高くし。御後方を低くして。此神坐即大嘗を供りて。神を臥させ奉らせ玉ふ料なり。其席と云は。次なる豐樂院御坐の主上の御料に。御床子とある是なり。 然して其大嘗にて。十一月卯日天照大神を。請奉らせ玉ひて。當

年の新穀を初て奉らせ玉ふ。大御祭に御坐て。其翌辰日。豐樂院にて聞食させ玉ふは。新嘗にて渡らせ玉へるが。其にも坂枕等の御事御在坐き。儀式裝饌豐樂院御座條に。御床子一脚。長八尺廣五尺。高一尺二寸云々。錦端龍鬚御帖二枚。長八尺廣五尺 下敷御畳十五枚。長各八尺廣各四尺云々 云々。御坂枕二枚。綵色羅編。云々と見えたるを思ふに。古は主上の御も。御坂枕に臥させ玉へるなりけり。偖胡床は。古くは揚座の義にて。中古より一種の器と成れるも。其中の一にて。座るにも臥すにも。家の板敷より。高く上て造れる座を云なれは。其制狀々に在りと心得へし。天稚彦か此の事も。新嘗休臥之時也と云れは。其床上に頭を高くし。後を低くして。其坂枕に休臥たりけんか。いはゆる高胸坂なりしにて。即其的となりて。天神の投還下し玉へる御矢の爲に。亡はれ奉りし者なりけり。和名抄に。胡床云々阿久良。とあるも。中世に一據に定れる如くには非すして。品々有しとみゆ。今世の胡床の如くは。休臥なと爲らるへきものにあらす。僅に腰を掛るばかりの器なり。此を以て。古にアクラと云るものは。此に謂ゆる床なりし事と知るへきなり と云り。此說に據れは。高胸坂の事も明らかなるか如し。○立死。遷却崇神祝詞に。高津鳥 殃爾依氐。立處爾身亡支とあり。○反矢可畏云々。重胤云。口訣云。反矢可レ畏之緣也者。軍陣箭入時。敵射反其矢。則失レ利。以山鷄 蜂鷄 鵄 鷺羽。所レ作箭用爲秘密也。と云り。此說に依て。通證に。野必大曰。本邦自レ古以レ鶚爲箭羽。凡禳產屋及病家。以蓼目鏑。射邪鬼之法。必用鶚尾箭。或武官葛籠表指箭。鶚尾交鷹鷲羽。是取鶚性毅而耿介。鬪不レ知レ死。能驅邪氣也。今按蜂鶚亦取其雄武。鵄神武天皇弭見レ瑞。鷺日本武尊化白鳥。皆詳見日本紀。初學記 鷲羽射鶚之箭皆拂レ國箭也。と注されたる。其も然る事には在れと

も。予か見る所は大に異なり。此時の雉頓使と。並へ舉て。古より遍く世人の諺に云來れる事。此世人所謂と有を以て著明きが。此は掛まくも甚も可畏き。天皇に射向奉る時は。其反矢の御刑戮有て。立處に家を亡なひ。身を滅ほすと云ふ。皇祖天神の御定制御座を以。世人其反矢を可畏と云傳へて。天皇朝廷の。威神き稜威を。凌犯すへからさる諺と。爲つる者なりけり。平家物語奈須與市扇的條に。高倉院嚴島御幸の時。三十本切立。明神へ神納有し。紅に日の丸の扇なり。平家都を落し時。神主佐伯景弘。此扇を取出し。此は帝の御施入。明神の御秘藏なり。日は故院の御情。帝業の御守たるへし。此扇を持せ玉ひたらは。敵の矢は却て。其身に中り候へし。とて祝言し進らせける。云々と有は。當昔猶返矢可レ畏と云ふ諺を。世の人口に云事なりし故に。取立て申せりしものと見えたり。然れは。此天稚彦か逆事せし。此反矢を本として。何れの兵器を以ても。天皇に敵對し奉れる者の報。正に如此く有る。皇祖天神の御定。是に在るへき御掟なる者なりけり。崇神天皇十年紀に。於是各爭二先射一。武埴安彦先射二彦國葺一。不レ能レ中。後彦國葺射二埴安彦一。中レ胸而殺。と見えたる。此事を古事記に。其廂人先忌矢可レ彈云々。此矢合の時。始用る矢を。忌矢と云は。忌賀を居て祭れる弓矢と聞ゆるか。此に彦國葺命より。其武埴安彦に乞て。先忌矢を彈たしむるは。天皇の御楯と仕奉る將軍なるか故に。彼無道の矢の中ると云事は。決に無き事と思定て。疑無心より。云せられし者なり。果して其矢。中る事を得すして。彦國葺命の射玉ひし矢の外さす。一發にして。射殺し申されし。是正しく反矢の御事を。擬ひ行はれし者と所見たり。と云り。此說最めつらしけれと。いかゝあらん。なほよく考ふへし。

日本書紀通釋卷之十五

飯田武郷謹撰

天稚彦之妻下照姫、哭泣悲哀聲達ニ于天。是時天國玉聞テ其哭聲。則知テ夫、天稚彦已死。乃遣ニ疾風ニ擧ニ尸致レ天。便造ニ喪屋ニ而殯之。即以ニ川鴈ニ爲ニ持傾頭者及持帚者。一云。以レ鶏爲ニ持傾頭者。又以レ雀爲ニ春女。一云。乃以ニ川鴈ニ爲ニ持傾頭者。亦爲ニ持帚者。以レ鳴爲ニ尸者。以レ雀爲ニ春女。以ニ鵠鶏ニ爲ニ哭者。以レ鵄爲ニ造綿者。以レ烏爲ニ宍人者。凡以ニ衆鳥ニ任事。而八日八夜啼哭悲歌。

達于天。記に下照比賣之哭聲。與レ風響。到レ天。とあり。かく哭聲の直に天上まで達えしは。全ら風のまに〳〵と。到れりしものなり。○聞其哭聲。哭は記玉垣宮段に。叫哭云々。叫哭死とあり。記傳云。萬葉九に。菟原壯士伊仰天叫。於良妣云々。書紀にも叫哭をオラヒナキテと訓り。又雄略卷に呼號。孝德卷に啼叫なともあり。淤羅夫は。大聲を揚て哭叫ふなり。哀しみの甚しきをりの態なり。○知夫天稚彦已死。記傳云。凡て人の死りぬるを哀しみて哭には。其人の此世に存りし程の事なとも言續け。又萬葉二柿本朝臣人麻呂妻死之後。泣血哀慟作歌に。爲便乎無見妹之名喚而。袖曽振鶏。と詠る如

く。其名をも呼ふ故に。今彼哭聲を聞て。天若日子か死りし事を知なり。と注されたるか如し。○遣疾風は。私記に。疾風 波也知とあり。天孫本紀に。饒速日命の蕊玉へる所に。高皇產靈尊詔以て。速飄神を遣して。其屍を天上に致せることみゆ。其文を引て。兼方案 疾風者速飄神也と有は然る事也。通證に。波夜知 猶三東風訓二古知一也。倭名抄に。暴風 漢語抄云 八夜知。又宮和岐乃加世。また文選詩云。廻飈兼名苑云 飈者暴風從レ下而上也。和名豆無之加世 とあり。波夜知を。また波夜豆とも云。夫木集に。波白むの沖のはやてやつよかしし。生田の磯によする釣舟と有り。 式に。出雲國意宇郡筑陽神社。同社坐。波夜都武自和氣神社。島根郡。久良彌神社。同社坐。波夜都武自神社あり。國史に。仁壽元年九月出雲國速飄別命授二從五位下一。とあり。○舉尸致天。平田翁云。加婆禰は。幹骨の義なるへし。とあり。さて天稚彦は。天上より降りし神なれは。屍を舉て。天にて喪事を行はむとするなり。記には在レ天天若日子之父。天津國玉神。及其妻子聞而。降來哭悲。乃於二其處一作二喪屋一。とありて。此と異なり。一書には。天稚彦か妻子とも降來て。柩を將て天に上りたるとあり。されと喪屋を作りしは。天上にての事なれは。記と異なり。 されと。平田翁も云れし如く。喪山の故事を思ふにも。天に舉たると云るかた然るへく。はた衆鳥を喪事に任したるも。天上にての事なるへくおほゆれは。此紀の方勝れりと云へし。○喪屋は。記傳に。喪は死たる事のみにも非す。何事に在れ凶事を云なり。と云れしは。寔に然る言なり。伊勢物語に。出て行人の爲にとゐきつれは。われさへもなくなりぬへきかな。とある。闕疑抄に。其事を注して云く。出て行く人の爲に。裳を脫て遣れは。我さへ裳か無なるとなり。もは裳字なり。喪字を和邪波比と訓り。衣裳の裳無くと云を以て。禍

無くと云心を詠り。と注せれは。古人も已に云りしなり。記傳云。喪屋は屍を歛置て。其事共を行ふ處なり。古天皇の崩坐る時。葬奉る迄の間。殯宮と申すに坐せ奉りて。阿賀理し奉し例を思ふに。上代には凡人のも。喪屋を作りしなるへし。纂疏に。即喪屋謂二殯宮一。と注したり。とあり。孝德紀に。凡王以下及二至庶人一不レ得レ營レ殯。と云ふ制有を見れは。古は並て喪屋を造れりし也けり。第一一書に。將レ柩上去而。於レ天作二喪屋一殯哭之。と有を見るに。屍を棺槨に收めたる。其を安置くは喪屋なるなり。又播磨風土記。楫保郡日下部里立野條に。出雲國人來到。連二立人衆一。運二傳上川礫一。作二墓山一。故號二立野一。即號二其墓屋一。爲二出雲墓屋一。と云事ある其墓屋も。此喪屋を云かと聞ゆ。此の喪屋の例に。天皇等の殯宮の御例を引奉るへし。綏靖紀に。特留二心於喪葬之事一。と有るは。如何なる御有狀とも知可らさるを。仲哀紀には。竊取二天皇之屍一。云々殯二于殯浦宮一。と見えたるを。記には坐二殯宮一。と書されたり。其他にも殯宮と云事。紀中所々に出たり。萬葉に。日並知皇子尊殯宮之時歌云々。又殯宮の事をは云すして。挽歌に大殿矣振放見乍。云々と有なとも。同事なり。右の萬葉歌に。殯宮の御事を神宮とも申せるは。此迄顯身にて御坐しを。今は神と爲て。齋奉るよしなり。 ○殯之。舊訓にモカリスと訓り。第一一書も同し。 其喪屋にて。執行ふ所作を云なり。○川鴈は。海宮遊行章第六一書。時有二川鴈一云々。と有を見れは。尋常の鴈を云と見えたり。口訣また記傳にもしか云れたり 偖此衆鳥を以て。任事せるは。各其取る所有へき事。云も更なれと。今にしては知へからす。かつ其命せし役も鳥も。種々に云傳へたれは。早く其義を失ひたるなるへし。されと。中にかくもあらむと思はるゝを。一二は云り。 されは。川字に深く目を留むへからす。此雁は。水涯に住るを常と爲るを以て。川とは云るにて。千鳥は海邊に多き物なれは。濱千鳥磯千鳥と云に同しかるへし。纂疏に。謂二鳧雁之類一。と注せるなとは。麁き說なり。 ○爲持傾頭者は。記にも河鴈爲二岐佐理持一。と有り。記傳云。私記に。師說云。葬送之時戴二死者食一片行之人也。と云り。此說持傾頭者の字に拘はらて。かく注

せるは。如何樣にも據有つと見ゆ。此說に從ふへし。武烈紀 影媛か歌に。拖摩該儛播。伊比佐倍母理。拖摩暮比儛。瀰逗佐倍母理。儺岐曾哀遲喩俱謀。柯号比謎阿婆例。と有なと。事の狀。戴二死者一食二行と云るに似たり。と云れたり。私記に。死人之食持と有り。戴二死者食一と云は。今の大原女の。柴薪を戴行か如く。飯笥を戴て。持運ひたりし故に。物を持ては頭の傾く故に。其義を以て。持傾頭者とは書れたるなるへし。こゝに黑川春村か碩鼠漫筆に。此名義を解て云る說に。笥飾持の義なるへくおもはる。笥は食を盛る器なる事。禮記注云。笥忠吏反。和名計盛レ食器也。と倭名抄に見えたるか如し。しかおもひとらるゝ所以は。左京權大夫信實朝臣の。書畫一筆とて。聞え高き繪師草紙の卷末に。外居やうのものゝ。八脚なるに。覆ひしたるを。女の戴き持たる圖あり。此は方今稻荷山の社に。神饌を運ひ備ふるさまも。全此風俗なりと。故高島千春云りき。その繪師草紙の繪やう。圖略 記傳にも引れたる。延喜大嘗祭式に。戴二御膳案一女八人とあるも。此圖に思ひ合せられて。上古の風俗を。目前に觀るか如し。又釋日本紀は。持傾頭者の注に。私紀を引て。師說 葬送之時。戴二死者食一片行之人也。とあると。武烈紀に。鮪臣か葬儀を送りて。影媛の詠れたる歌とを合せて。岐佐理持の形勢を推量るに。片行は傍行にて。彼圖の如き案を戴き。棺の傍に從ひ行く事と見えたり。但し神事にまれ。凶事にまれ。大抵同し風俗にて。必女子の役目なるへし。公の神事節會等に。配膳の采女あるも。おのゝからさる事に符合り。と云れたり。めつらしき考なり。

○持帚者。口訣に。持帚者。葬而掃二喪屋一人也。通證に。重遠曰。持帚者。屍出便掃レ屋者。宗因曰。北陸俗送レ葬。必掃二死人跡一。弄二其帚於塚地一云。正通曰。人忌レ掃二遊行之跡一是緣也。今按 帚 羽掃也。伊勢神宮俗。視二客將一去。便帚レ之。去後不二掃除一。亦忌レ之也。とあり。人の遊行の跡を掃く事を忌むは。萬葉十九の歌に見えたり。さて此は葬の時。帚を持て行者を云なり。出雲國熊野大社一社中葬祭式と云ものを見しに。墓處へ送る行列の中に。帚(但し道を掃)一人とあり。是古の遺れるならむか。記には。以レ鷺爲二掃持一とあり。記傳に。此役を鷺に任したるは。毛冠の帚に似たれはなり。と云り。

○鷄。記八千矛神の御歌に。爾波都登理。迦祁波波那久と見え。萬葉に家鳥可鷄ともあり。縣居翁說に。鷄は人の家庭に栖て。名を加祁と云故に。家津鳥庭津鳥なとの語を冠らせたるにて。雉に野津鳥と云か如し。神樂歌に。庭鳥はかけろと鳴ぬ。と歌ふに依るに。彼か鳴聲もて。迦祁とは呼なり。加理々々と鳴ゝに鴈。加良々々と鳴故に烏。と云如き類。あたしものにも多し。とあり。

○雀。和名抄 雀和名須々米とあり。記雄略天皇御歌に。爾波須受米とよませたまへり。本草和名には。雀邪和名須々美。とあり。名義は彼か鳴聲に取れるなるへし。米は聚か。和名抄にも。雀鷏。漢語抄云須々美多加。とあれは。古くは須々美とも云るなり。

○春女。記に碓女とあり。記傳云。今世にも。米を舂男を碓之者と云稱あり。武鄕云。此紀なるをも字須賣と訓へし。と云れと。なほ本の訓に從ふへし。靈異記上に。稻舂女とあり。イナツキメと訓へし。但し碓女は體を以云ひ。舂女は用を以號けたるにて。其義に異なき物也。偖女は部の意ならむかとも思へれとも。なほ字の如くなるへし。女の稻舂こと。萬葉十四の東歌なとにも見ゆ。○武鄕云。摂藤風土記。賀茂郡萩原里條にも見えたり。さて此役は。まつ和名抄祭祀具に。粢餅。漢語抄云 粢 之度岐祭餅也。粢米。漢語抄云 加之與禰 淨米也。糈米。離騷經注云。糈 精米所二以享一神也。和名久萬之禰とある。糈字は糈の誤なり。粢米は。今云白餅。粢米 糈米は今云洗米なり。然れは上代に。殯にも此等物を奠し。その米を舂女なるへし。若たゝ飯の米ならは。其を舂者さて。別に舂へきにあらす。右の物は米のまゝに奠れは。舂か

其制なる故に。其役者を擧たるなり。但予か鄕近き里々にて。人死ぬれは。庭に多く臼を立て。故に米を多く舂わさあり。他國にもさるわさあるへし。これ上代の儀のゝこれるにやあらむ。此を以て思へは。箕の米のみにもあらさらんか。○鳩は。本に訓るも惡くはあらねと。私記にソニと訓るよろし。記の歌にも蘇邇杵理とあれはなり。記に翠鳥とあり。記傳云。倭名抄。爾雅集注 鳩小鳥也。色青翠而食レ魚。江東呼爲二水狗一。和名曾比云々。其色殊に青けれはなり。字讀に鴉曾爾とあるは。鴉字を寫誤れるならん。今世に川世美と云物にて。壒囊抄に少微とも云り。曾比。少微。世美なとは。綠色と云も。翠鳥色の曾を省けるなるへし。○ 密蘇爾の訛たるなり。

尸者。纂疏に。尸者神象也。禮記虞尸。傳曰。虞猶レ安也。葬畢迎レ精而返。日中祭二之於殯宮一。以安レ之也。男則男子爲レ尸。女則女子爲レ尸。尸之爲レ言主也。不レ見二親之形容一。心無レ所レ係。故立レ尸而使三之著二死者之服一。所四以使三孝子之心主二於此一也とあり。しかるに。口訣に尸者着二死衣一而謁レ吊。と云るは。死人の衣を着て。吊に來たる人に見ふと聞えて。漢の尸とは同しからぬを。漢籍の趣にすがらで。如此注せるは。當時さる風俗のありしにやあらむ。また私記に。死人爾可巴利氐。毛乃久良不人と云るも。古說と通えたり。かにかくに。尸者と書れたるは。此等の說によれるなるへし。記傳には。これを甚く疑ひて云れたる說あれと。かゝる風俗のなしとは。云かたし。右等の說に據て。言の意を考るに。尸者は物座なるへし。物とは神をも人をもひろく云ことにて。此は死者の魂をさして物と云。さて其魂の代に令レ坐おく人を。即てしか云しなるへし。かくて鳩を此役に任したるは。此鳥の青翠きか。死者の衣に似たる故なとにか。さるは記の八千矛神御歌に。蘇邇杼理能。阿遠岐美祁斯遠。麻都夫佐邇。登理興曾比。淤岐都登理。牟那美流登岐。波多々藝母。許母布佐婆受。幣都那美。曾邇奴棄宇豆。と詠せ給へるにて。當時青翠き色を。不良ぬものと爲

たりし事知へし。さるは死人。また喪に居る者の衣は。青翠かりしなるへし。後世喪服に。青鈍と云るは。即て其色を少か。かへたるなり。かれ此鳥を。尸者とは爲られしにや。さて記に翠鳥爲二御食人一とあるは。彼死人爾可巴利氐。毛乃久良不人。とあるに由あるへし。谷川氏は。能取レ魚故と云り。○鷦鷯は上卷に出。○爲哭者は。重胤云。私記に奈支女止須と有り。下に死人持立時辭止伊布と注せり。死人持立と云は。葬送の事を云なり。其時に云辭の有る由には有れとも。口訣に。哭者晝夜哭と有か如く。頓哭に哭悲みて。其離別の情の切なる事を。其尸に告るなめり。其は影媛か歌に。云ことありて。玉筍に飯を盛り。玉盌に水を盛て。持行く。此は他人にて爲る事なるを。兼て一人して。物爲つる由なるか。此に泣濡ちゆくは。人情の難レ忍き所より。自哭つゝ行にては有れとも。別に他人を備ひて令レ哭るも。其意は同しき者なりかし。此即發哀と云事の本にて。允恭天皇四十二年に。新羅人の是泊二對馬一而大哭云々。欽明天皇三十二年に。奉レ哀二於殯一とあり。孝德天皇大化五年に。阿陪大臣薨。天皇幸二朱雀門一。擧レ哀而慟。云々と有て。恐くも臣下の薨れるさへに賜りき。齊明天皇五年。以二天皇喪一。殯二于飛鳥河原一。自レ此發レ哀至二于九日一云々。持統天皇元年。皇太子率二公卿百寮人等一。慟哭。云々誄畢。衆庶發レ哀。次梵衆發レ哀云々。奉レ奠々畢。膳部采女等發レ哀。樂官奏レ樂と有を始て。其二年に葬奉る迄。數度の事なり。凡事の狀を考るに。世々に沿革は有と雖。神代の古禮傳りて。亡ざるを見るへきなり。武郷云。なは第一一書大臨とある下に云。されと古代は。人情の忍ひ難き所より。眞に哭泣玉へるにて在を。後には其擬ひをする事となれり。後の紀共に擧哀。奉哀。發哀。哀哭なとあるは。大方其擬ひなり。今も畿内にては。送葬の時に當りて。其列の中に泣婆々と云者を加

へて。令レ行るは。全く古の哭者の餘風なるものなり。上代の事烈傳られたりと有も。右の泣婆々と云物の事なり。と云れたり。記には雉爲二哭女一とあり。○鵄は。能高く飛よしの名なるへし。和名抄に。本草云 鴟。亦云鴞。一名鳶。和名土比 爾雅注云。鳶一名鷪。喜食レ鼠而大目者也。漢語抄云久曾止比 とあり。○造綿者は。纂疏云。謂制下殺二死者一之衣上者。とありり。安倍本に此處の書入に。造綿者師説謂レ令二以レ綿漬レ水沐二浴於死者一之人上耳。と云るも。古き説なるへけれと。いかゝあらん。平田翁は。屍の搖かさむ料に。棺内の空處を。上代に。綿してそ塡めけん。其綿は多くいる事なれは。それ造るものを云にやと云り。此説信かたし。平田翁云。鵄は其肉するとくして。綿を解に便あるにとれるか。と云り。さて尸者造綿の二は。記にはなし。○烏も。鳴聲にとれり。萬葉十四。烏とふ大おそ鳥のまさでにも。來坐ぬ君を許呂久とそなく。許呂と加良と通へり。和名抄。唐韻云烏孝烏也。爾雅云。純黑而反哺者謂也。烏 象名苑云。一名鵶。字亦作レ鴉 和名加良須。○宍人者。私記に志々比止々須と有て。下に死人食物具人也と注し。釋にも。宍人 私記曰包丁之類也と見えたり。雄略紀二年に。宍人部を置し事あり。姓氏錄。宍人朝臣阿陪朝臣同祖。大彦命男彦脊立大稲輿命之後也。と見えたる。膳臣の同流なり。此に謂ゆる宍人は。右の例にて。宍を料理て。尸に奠る役に任したる者なり。さて烏を役に任せるは。平田翁云。此鳥よく死たる獸の肉むらを食へはなり。と云り。記には翠鳥爲二御食人一とあり。此は宍人とは異なる傳か。又一か。○凡以衆鳥任事は。平田翁説に。師説に。如何なる所以とも慥には知られねと。姑く纂疏に稚彦有二雉禍一。故以二衆鳥一任二葬官一。類レ之也。とあるに依て有なむか。今云。栗田土庭呂説に。神代に鳥の禍にて死たる者は。かく鳥ともに行はしめ。獸の禍にて死たる者は。獸に負せて行はしめし事の。有けんも知かたし。今世に病犬に喰れたる者。死る時に物食ふ狀も。吠る聲も何も。さなから犬の狀になりて。死ぬること有は。奇しき事なるに就て思ふに。天

雉彦が高津鳥の咮によりて死たるは。雉に喰れたるにはあらす。射たる雉の血の付たる矢に。中りて死たれは。雉に喰れたるも同かるへし。斯てもし死る時に。鳴聲も何も。雉の如くになりて死たるには非さるか。もし然もあらは。即て雉なれは。鳥ともに負せて。葬事を行はせしにも有へし。犬に喰れたる者の。奇しき狀をなすに就て。試に云也と云り。此は纂疏の説を助くへき説なれは。因に記し出つ。凡て神代には。尋常の意を以ては。測り難き事そ多かる。と言れつる。信に然ることにて。測かたき事にはあれと。佐藤信淵か言に。鳥獸と云中に。鳥の風に乘りて。虛空に翔るを思ふに。本より天に生て。天に屬き。獸は地に生て。地に屬るものと思はる。然れは。此なる衆鳥ともは。風神に從ひ降りて。天稚彦か屍を天に致しけむ故に。其衆鳥を喪事に任たるにや。凡て鳥は。風神に從ふ物と思はる。と云り。此説面白く聞ゆ。と云れたり。偖葦牙云。右の鳥ともに負せし名にて。上代の葬のさま。大かた知らるゝを。今其名たに絶てなきは。おしなへて葬の事は。佛さまになりたる故なるへし。されと。右の熊野の如く。山里島國なとに。猶殘れる事もあるへし。と云れたり。さる説なり。○八日八夜。記傳云。八日は八夜に對ひたれは。耶比と訓へきか如くなれとも。なほ耶加と訓へし。中卷倭建命段歌に。迦賀那倍豆。用邇波許々能用。比邇波登袁加袁。これ夜に對へても。日は伊久加と云證なり。さて此加は日數を云言にて。彼御歌の。迦賀那倍豆も。日々並而にて。日數を並へ計ふるを云なり。加とは氣を通はし云る言にて。氣は經日數の長きを。此記又萬葉の歌に。多く氣長と云。又毎日を朝爾食爾と。多くよめる氣是なり。さて其朝爾食爾を。或は朝爾日爾ともよめるを以て。氣は日數なることを思ひ定めよ。かくて氣は來經の切まりたるなり。來經と云事は。倭建命段の歌に見えたり。さて日數を計へて幾日と云には。夜も其中にこも

れるを。此の如く。八日八夜なと分て云も。古語の文なり。此は八日の間。後も盡もと云意ならむと。思ふ人も有ぬへけれと。左に引。鎮火祭祝詞なるは。其意なき例をおもふへし。鎮火祭祝詞にも。夜七夜晝七日。山城風土記にも。神集々而。七日七夜樂遊。とありと云り。さて殯爲遊樂と見え。靈異記に。栖輕卒也。天孫本紀の。饒速日命なるには。處其神屍骸。日七夜七。以天皇勅留七日七夜。誄彼忠信と見え。又大伴屋栖古連の卒る所に。天皇勅之。七日使留誄於彼忠。なと有る。此等は七日なり。齊明紀に。以天皇喪殯于飛鳥川原。自此發哀至于九日。と有れは。其趣に依て定むる事にて。在しならんを。後には何時となく。一七日には。定れるにこそあらめ。○啼哭悲歌。重胤云。右の以衆鳥任事は。葬官なり。此に啼哭くは。此次に謂ゆる親屬妻子の爲る事なり。さて悲歌をカナシミシノフと訓り。私記には。此二字を志乃不。金澤本にはカナシムとのみ訓れとも。猶本に從ふへし。偖歌の字に。思哀の義は非れとも。此を記に遊也とある。其は記傳に遊とは。管絃歌舞の類を云て。樂字に當れり。と注されて。紀に謂ゆる歌舞を奏する是也。此時に當りて。歌舞を爲す事は。其死者を慕ふ歌を作り。其を歌ひ舞事は。即其人を思哀する義なれは。其意を得て訓るなるへし。口訣本には。此二字をカナシミウタフとよめり。なほ上に引る靈異記に。誄彼忠信。又誄於彼忠。とある誄を。一本に詠に作りて。志乃婆志牟と訓み。又哭詠作歌曰の詠を。志乃比氐と訓るなとも。此に歌字を訓むと。同し意味なるへし。記傳に。書紀には唯八日八夜悲歌とのみ云て。樂の事を記されさるは。御國の古禮を忘れて。一向に漢樣に書成されたる者也。悲歌とのみにては。古意に背ける者をや。と云れしは。然る言の如くなれとも。此歌字に似てしも著ぬ。シノフの訓あるは。其慕ふ爲に樂とは云ざれとも。他に事有る由を知らせたる者と。見ても有なむや。然尤られたるは。通證に。悲歌者猶=後世挽歌之類一也。と注されしなとに就ての說とみゆ。されと其歌舞の事の止て。偖に挽歌のことを歌ひし時の狀に當たるは。注の誤なるにて。紀にはシノフと云義に。用られたるにはたかへり

さて。歌舞の事は。上に擧たる如く。允恭天皇四十二年に。天皇の殯歛の御事に就て。歌舞を仕奉りし由見え。天武天皇朱鳥元年にも。其殯宮の御事に就て。國々國造種々歌舞を奏と有は。謂ゆる風俗の舞を奏せるなり。其殯宮にて有りしは。持統天皇元年に。納言阿部朝臣御主人誄之。中略 樂官奏レ樂。二年にも。於是奉レ奠奏=楯節舞。と見えたる。其を私記に吉志舞也。と注されたる。皇國にて出來れる樂なり。さて記傳云。喪にかく樂せしは。何の所以そと云に。まつ人の死たるは。彼天照大御神の天石屋に隱坐て。世の闇夜になれりしに類たる故に。其時の故事をまねひて歌舞て。其人を復此世に還りたまへと。招禱る意より起れり。其は鎭魂祭儀にも。彼故事をまねふ儀あるにてさとるへし。と云れたれと。然ちす。喪に樂の事することは。唯死たる人の魂を。なくさむるまての業にこそあらめ。本より死たる人の。顯世に歸るへきものならねは。上代といへとも。其を招禱るわさあるへくもあらし。天照大御神を。例に引奉るはあたらず。大神は顯御身にまし〳〵て。天石窟に隱坐せれはこそ。出給はむことを。招禱奉りしものなれ。また鎭魂祭の事を引れたるもいかゝなり。此も亡體を離れたる魂を。招き鎭る祭にはあらす。顯世に坐々なからに。魂の放れ行む事を恐みて。招禱る祭なるをや。思へし。

先是天稚彦在於葦原中國也。與味耜高彦根神友善。味耜。此云烏賦須岐。故味耜高彦根神昇天弔喪時。此神容貌正類天稚彦平生之儀。故天稚彦親屬妻子皆謂。吾君猶在。則攀牽衣帶。且喜且慟。時味耜高彦根神忿然作色曰。朋友之道理宜相弔。故不憚汙穢遠自赴喪。何爲誤我於亡者。則拔其所帶劍大葉刈。刈。此云我理。亦名神戸劍。以斫仆喪屋。此即落而爲山。今在美濃國藍見川之上喪山是也。世人惡以生誤死。此其緣也。

味耜高彦根神。記に大國主神。娶下坐二胴方奥津宮一神。多紀理毘賣神。生子阿遲鉏高日子根神。次妹高比賣命。亦名下照比賣命。此之阿遲鉏高日子根神者。今謂二迦毛大御神一者也。とあり。此御名。記には此處にのみ。阿遲鉏云々とあれども。除は悉く阿遲志貫云々とあり。されど此紀また出雲風土記。陣雷詞。神名式など。みな須佐とありて。志貫とある事なし。名義。味は可美と同意にて稱名。式に。摂津國東生郡阿遲速雄神社といふものあり。紀は父大國主大神とゝもに。神鉏取らして。巖を斫り。土を平けなと。國土を作り給ひし御功績を以て。負へる御名なり。高彦根は尊稱なり。さて此神の御事。出雲風土記神門郡。また仁多郡の下に出たり。記に迦毛大御神とあるは。神賀詞に。大穴持命云々。己命乃御子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂

乎。葛木之鳴雷神奈備爾坐云々と見え。式に大和國葛上郡高鴨阿治須岐託彦根命神社。並名神大月次相嘗新嘗とある是なり。四坐は何神を祭るかしらず。並云々とあるは。みな貴神なるへし。なほ此神を祭れる御社は。式。出雲風土記。續紀。土佐國風土記等に見えたり。○友善は。記傳云。神功紀に。善友。伊勢物語に。昔男いとうるはしき友ありけり。などあり。凡て友の交の睦しきを。宇流波志と云り。萬葉十八に。宇流波之美須禮とよめるも。睦く交るを云り。さて此二神の交遊は。天若日子の。此國に降りて後よりの事なるへし。書紀の趣も然聞ゆ。下照比賣の母兄神に坐は。ゆかりも甚親きなり。式に出雲國出雲郡に。阿遲須伎神社。天若日子神社と。並載り。とあり。○吊喪。平田翁云。吊は問と同言なり。訊聘聘帛の字を。登布とも。登夫賀布とも。訓るを以て知ふへし。但し登布を延て登夫良比と云は。押を淤曾夫良比と云ひ。引を比許豆良比なと云に同しと云り。○容貌。秘閣本にカホカタチと訓るに從ふへし。平田翁云。形貌をも。カタチとのみ訓るは。言たらず。凡て書紀に面貌顔容なとは國にて。容姿。形容。形姿。貌容なとあるをも。師はみなカホとのみ訓へきよし言れつれと。カホともカタチとも。カホカタチとも訓まては。處に據て稱はぬ事共あり。と云り。○儀。第一一書に。光儀とあるをも。古本共にヨソホヒと訓り。重胤云。佛足石歌に。多麻乃與曾保比とあり。身を裝ふ事に起りて。飾り整ふる狀を云なるか。凡ては威儀を取繕ひて。形容をなす者なれは。轉してスカタと云事に用ゐるなり。崇神紀に。威儀をスカタと訓み。允恭紀にはミヨソホヒと訓り。と云り。○親屬妻子。重胤云。宇我遲は。紀中族神代紀同族安閑紀子弟皇極紀同姓齊明紀をよめり。夜加遲は親族景行紀また族同骨族武烈紀儻崇峻紀眷屬皇極紀をよめり。空穗祭使に。父母氏族一度に亡ひて。藏開に。盜人の族はと有なと。父母の外をも。ヤカラと云狀な

り。偖右に引る其中に。親族の字は。萬葉三に。問放流親屬兄弟。九に親族共射歸集。と有なとには。宇我邇と云に用ゐて有れは。何方にも亘るを。其言には正しき差別有る事なり。令條に謂ゆる。父母兄弟妻子を。六親と云限は。宇我邇なり。宇書に親指二族内一と云ひ。至親曰レ親と注せる是なり。夜迦邇は。外家遠族の類を云て。宇書に戚曰二族外一と云ひ。傍親曰レ戚。と注せる是なり。武郷云。田中頼庸説に。ウカラは内屬なり。ヤカラは屋屬なりと云り。此にいとよく叶り。從ふへし。偖此親屬を。官本及丹鶴本共に。父母宇我邇夜加邇と訓る事にては在れとも。父母は已に宇我羅と云者にし在けれは。言の重復れるのみにて詮なし。偖委しく分云ふ時は。右の如くなれ共。通證に親屬泛謂二親近之類屬一也。と注されしは。此の旨を得られたるなり。と云り。私記に宇我良也加良と訓るよろし。○吾君猶在。平田翁云。吾君云々は。妻子等の言なり。師云。書紀に此の君をシナキと訓を付たるは。古へさる稱も有つらめと。證なる證も見えず。例も無れは從かたし。仁德天皇段歌に。阿賀勢能岐美とよめり。シナキは。勢那君の轉れるにや。○武郷云。私記に此二字の訓を如レ字とあれは。今もしかよみつ。據て按ふに。シナキは。次なるシナズ云々より。誤りて轉りしものなるへし。さて此妻子ともは。天若日子。未葦原中國に降らさりし以前の妻ともなり。とあり。葦牙云。一わたりに思へは。さはかりの事は。あるましき如くに思はるれと。此は天稚彦。此國にて死たる事を。天にて聞て。其屍を持行たる處なれは。又此國より。同容貌の神の來座たらむには。まことに死しは其神には非しと。思ひ惑ふへきことなり。と云り。さる言なり。さて猶在を。私記に只奈須奈保萬之介利と訓り。○攀牽衣帶。攀牽の訓。熱田本にトリカヽリとあるに從ふへし。平田翁も云れし如く。萬葉四に。衣手にとりとゝこほり泣子にも。まされる我をおきていかにせむ。二十に。から

衣すそにとり附なく子らを。おきてそきぬや面なしにして。なとある。此の狀によく似たる歌なり。○且喜且慟。記には皆哭云云々。哭悲也とあり。されと死たると思へる人の。死ずて有けりと。思ひ惑ひて。取懸たらむに。皆哭といひ。哭悲といふ文はあたちし。必此紀の如くなるへし。○朋友。記傳云。凡て登母とは。官職にまれ。何にまれ。一部ともなふを云。某伴某伴と云是なり。登母賀良なと云も此意。又交り親む人を。友と云も同意なり。加伎も一黨に相結へるより。云る名ならむ。部曲をカキノタミ。民部をカキヘと云るも。同し義なるへし。○赴喪。赴字本に起に作る。今纂疏本永享本文明本鎌倉本ともに依て改む。爾雅に赴至也 喪字。本に哀に作る。類史環翠軒本に喪に作る宜し。依て改む。但し其本にも起喪とある起字は悪し ○誤我於亡者。記に比二穢死人一とあり。○所帶。本に所字无し。永享本に據て補ふ。○大葉刈。平田翁云。記には大量と書り。共に大波加理と。波も加も清て訓へし。記傳に。書紀に刈此云二我里一とあれは。彼は我を濁るへけれと。此記には量字を借て書れは。清てよむへしとあれと。我俄を清音に用ゐし例下にもあり。泥むへからす。さて名義大及刈なるへし。と云り。刈は大祓詞に。天津菅麻乎本苅斷。末苅切氏。なとある刈に同し。○神戸劔。記には神度劔に作れり。内山眞龍の說に。神戸は出雲の國神門郡の地名を以て。劔名に負せたるにて。後に出雲國に。刀劔の良工を出せることと往々見えたるも。みな上代より。此國に名劔のありしか故なるへしと云り。さもあるへし。さらは戸の下。之を添て讀むへく。また越前國敦賀部天利劔神社と申御坐り。此に依らは神利劔の意なり。これに依らは之を添すて讀へし。今定めかたし。○此即落而とは。其斫仆たる喪屋を云。落而は天より

葦原中國へなり。此は天上にての事と爲る傳なれと。記に據て此國にての事と見たらんにも。こゝにさはりあちぬよし。重胤說あり。次に云。　さて神代には。かゝる類いと多し。大和國なる天香山。伊豫國なる天山。丹後國與謝郡なる天梯立なとの類。猶多かり。人の世の意以。あやしむへきに非す。○爲山。爲字は化字の義に見るへし。重胤云。帝王編年記に。霜速比古命男。多々美比古命。是謂二夷服岳神一。女比依志比女命。是夷服岳神之姉。在二於久惠峯一也。次淺井比咩命。是夷服岳神之姪。在二淺井岡一也。是夷服岳與二淺井岳一。相二競長高一。淺井岳一夜增レ高。夷服岳怒拔二刀劒一。殺二淺井姫之頭一。墮二江中一而成レ島。名二竹生島一。其頭乎。と云事の見えたるは。刀劒を以て姫神の頸を斬たるか。江中に墮て一島と成れる傳なるか。此は同國にての事なるに。墮二江中一と云り。又久惠峯は寇峯と云事なり。彼此合せて思ふに。此の其喪屋を斬伏せ玉つゝも。虛空に蹴散し上たちんには。佗所に至りて必墮下るへかりけれは。此文は紀なる二共に。天上より降れる意に見すても。必然るへくそれほえたる。此事は。色葉字類抄。又竹生島緣起にも出たるを。孫に委しきか故に。右の如く編年記を引る也。此に喪屋の山と化れると。相似たることなるを以なり。と云り。○美濃國は。記傳に。名義眞野なるへしと注されたるは。然る說にて。當國に某野と云る地名多し。先和名抄郡名に。大野有り。鄉名に多藝郡立野。不破郡野上。眞野。本巢郡美濃。山縣郡片野なとあり。○藍見川之上喪山。此地の事は。其國人三浦千春か著したる。大矢田神蹟考に委きを。此に其說を抄て云はゝ。天稚彥の下照姫と相住て居りしは。何れの國と云事傳なく。又これを考たる書もなし。記傳に。天稚彥か門は。此國に淹留りて住居家なり。さて此家は何國なりけん知かたし。出雲國にもや有むとあれと。是はたゝ推量の說のみなり。さてことは天稚彥の住處の跡は。美濃國武儀郡山口鄉。大矢田村。極樂寺。笠神村なとの地に亘りて。廣袤六七十町程の內なることと。今正しく其舊蹟ありて著く。河村內鄉か喪山考に。論へる趣きをも摘て。爰に記す。まつ美濃國郡上郡の山々より流出て。末は伊勢尾張のあはひの海に入大川あり。其川いと長く。上にては郡上川と云。下にては長良川とも。墨俣川とも云り。此川岐阜よりは。五里はかり河上にて。武儀郡の內。東岸は上有知村。西岸は前野なと云る。多くの村々のあたり流るゝ間を。今も藍見川と云り。是より二三十町隔たりて。大矢田村と云處に。喪山の舊蹟あり。藍見川之川上といふへき地理になん有ける。大矢田村は。山によれる里也。其處に天王山とて。天王社を祭れる高山あり。其麓につゝきて小き山を喪山（槌山とも云り）といふ。山のさまは。さしも高からす。廻り四町はかりも有ぬへし。これ神代の眞蹟にまきれなき事は。喪山考にも委しく論はれたり。さて此喪屋を伐倒し玉へるを。紀にては。天上の事とし。記にては此國の事とせり。按に此は此國にてありし事にて。天稚彥の喪屋は。即其住居れりし家のあたりに。設し物なるへし。されは今喪山のある。大矢田村のあたりそ。天稚彥か住居也けん事も。おのつからしらる。偖此村を。大矢田と云事も。矢に因れる名なるへし。其邊に矢落街道と云もあり。返矢の落來りし古跡と知らる。又雉射田と云處もあり。大矢田村なる天王山に。麗しき社あり。本社は午頭天王と申す。祭神素戔嗚尊と。天稚彥神と。二神にますよし。古緣起に記せり。おもふに西國は大國主神いませは。みつからは東國を治めむとて。下照姫と共に。此美濃國に遷り住て。まつ此あたりを領居たりし成へし。此地天稚彥の住處の跡にしあれは。其神を祭れるは。いと上代よりの事とおほし。さて天王の祭禮は。六

月十五日と。九月八日と兩度あり。其九月なるは。世に異なる祭式にて。稚彦か故事を摸したる祭と知られたり。其は九月祭禮の日。神輿山を下りて。御旅所祭場と唱ふる處へ。神幸あることなるか。其日遠近の里々より。詣集へる人とも。小き矢を持て。其祭場に立こみ。神幸を待程に。土人山上より神輿を舁まつりて。道程七八丁はかりの間を。走りに走て其處に到るを待受て。神輿に向て。雨の如くかの矢を投るに。此神輿に矢の中りぬれは。禍事なしと云傳ふ。稚彦か天神の返矢に中りぬる故事より。始りし祭ともしらる。さて大矢田村より。廿町はかり南に。笠神村と云あり。（藍見川の西岸の傍なる里也。）此村の產土神を。笠神五社明神。又比賣大明神と申て。別當を下照山福滿寺と云。此社祭神は。下照姫命。天稚彦命。味鉏高彦根命。御手洗比賣命。比賣命。（合五座）攝社二座。左は八幡。右は雉射御魂大明神と申す。本社に下照姫命を第一の神とする故に。比賣大明神とも申す。社記に。天稚彦神下照姫神に合て生坐る御子。御手洗比賣命。比賣命と申。二柱ます。下照姫の御子生坐る舊跡を。誕生山といふ。其時神々の集ひ來坐る所を。神洞と云と云り。按するに。記紀に天稚彦子ありし事見えされとも。此舊跡によりて。其事のかく明らかに知られ。御名さへ傳はれる。いと〳〵めつらし。と云り。（今は甚く略さて出せり）○惡以生誤死。葦牙云。世に生たる人を。死人にとり違ふる事を忌み棄ふは。此の故事なりといふなり。さてこゝは。右に云る如くなれは。誤をしつへけれと。大方には有ましき事と思はるゝを。上代の人の直き心に。甚く悲歎時に。よく似たる人を見ては。ふと其人そと思誤りしことも。時々ありしにそ

あらむ。と云り。さも有へし。

是後高皇產靈尊更會諸神。選當遣於葦原中國者。僉曰。磐裂（磐裂。此云二以籤）**根裂神之子。磐筒男磐筒女所生之子。經津**（經津。此云二賦都一）**主神是將佳也。時有天石窟所住神稜威雄走神之子甕速日神。甕速日神之子武甕槌神。**

是後云々。葦牙云。出雲國造か神壽詞を見れは。此時既に天穗日命返上り坐て。此國土の狀を具らかに。復奏たまひしなり。と云れたるは然說なり。其文に。天穗日命乎。國體見爾遣時爾。天之八重雲乎。押別氏。天翔國翔氏。天下乎見廻氏。返事申給久。豐葦原乃水穗國波。云々荒國在利。然毛鎭平氏。皇御孫命爾。安國止平久。所知坐之米牟止申氏。己命兒。天夷鳥命爾。布都怒志命乎副天。天降遣天。荒布留神等乎撥平氣。國作之大神乎毛。媚鎭天。大八島國現事顯事令事避支。とある是なり。重胤もなほ此時の事を詳に云れけるは。已に上に注るか如く。天稚彦を征伐の御使と爲て。天降させ玉へると。天穗日命父子二神の。巡察の事終て。還上らせ玉へると。引替りたる事にし在けれは。今は其神の復命し玉へるにて。天神にも此國土の消息を。委曲に所知食させ玉へるか故に。其神の奏請せ玉

へる隨に。此に經津主神武甕槌神を。天降させ玉ふ御政には至れるなり。然るは其神の御坐し坐ざりし程に。天稚彦を天降されたるには。能も此國の事態をは。明らめさせ玉はさりし故に。却りては物損ひと成て。可惜壯士神を。空しく亡ひつるか如し。其天穗日命の見明らめ玉へる狀は。神賀詞に。天穗日命乎國體見爾遣時爾云々の文有て。其子天夷鳥命に。布都怒志命を副て。天降し遣はさるゝにも。其治め玉ふ道有る事を聞えさせ玉へり。其荒布留神等乎撥平氣と有は。此始に。彼國多有螢火光神。及蠅聲邪神。復有草木咸能言語。とある是にて。第一一書に謂ゆる。殘賊强暴橫惡之神と云者なり。此は討て平させ玉ふへく。國作之大神は。其功の大にして。始より此國土をは。天神御子に奉らせ玉ふ御事に於て。辭ませ玉ふ御心御坐ざりけれは。此は媚鎭めて。現事顯事を避しめ奉り。神事幽事をは知しめ奉るへくと。計らひ申せるにて。天穗日命の至誠至忠。天地に貫ぬきて。終に其神策を奉られし如く。成就へりし者也けり。偖其大己貴神には。天穗日命の。始より媚附し御坐か上に。次降らしゝ武三熊之大人。亦名天夷鳥命も御坐して。父子二柱にて。和し鎭めさせ玉へれは。豫め國避の御契約は。粗定れりけらし。然るに右の荒振神はしも。大己貴神にこそは。從奉りて。其御治めを仰奉り居たりけれ。其神の國を避玉へらむには。復國作の始に立返るか如くして。天神御子の御勢とは申せとも。容易く治得らるゝ御事には御坐ざるか上に。今此に大己貴神の。國土を避給ふと云はゞ。又防き拒む神共の起るへき萌し有て。其神の御心にも任せ玉はさる事なりけらし。此は荒振神とは。

格別なる事には在とも。已に此下に。經津主神武甕槌神の。天降らせ給へる所に。問二大己貴神一曰。高皇產靈尊欲下降二皇孫一君中臨此地。故先遣二我二神一。馭除平定。汝意何如。當須レ避不。時大己貴神對曰。當問二我子一。然後將レ報云々。又古事記に。故爾問二其大國主神一。今汝子事代主神。如此白訖。亦有二可レ白子一乎。於是亦白云。亦我子有二建御名方神一。除レ此者無也。と有て。此等は善神の列に在れとも。天神御使より。直に問せ玉ふへき由を申玉へり。況てや其荒振神と云類に至りては。云へき限に非らさる事を曉るへきなり。故第二一書に云々。故經津主神以二岐神一爲二鄕導一。周流削平。有二逆命者一。即加斬戮。と所見たるは。神賀詞の荒布留神等乎撥平氣。とある是なり。然して神賀詞には。天夷鳥命爾。布都怒志命乎副天。天降遣天。と有て。武甕槌神の御名を略かれ。記には天鳥船神副二建御雷神一而遣と有て。其には經津主神の御名を。漏して傳られたれとも。彼遷却祟神祭詞に。經津主命健雷命二柱神を。降し玉ひしと云る傳あり。若て此には。經津主神武甕槌神の出自をさへに。殊更に記させ玉へるは。甚詳ちかなる傳說なり。さて此第一一書には。遣二武甕槌神及經津主神一。先行馭除と有は。其前後の序第違へる者なり。其は第二一書に。天神遣二經津主神武甕槌神一。使レ平二定葦原中國一。と有て。下に是時齋主神號二齋之大人一。此神今在二乎東國一。檝取之地一とみえたる。此齋主神を申すは。經津主神にて渡らせ玉ふ由。春日祭詞に依て明らかなり。然して征戰の事に望みて。其大將軍たる人齋主と爲て。忌賚を置て。其祭祀の事を執行ひて。征伐に向ふ古法なる事。下に說へし。然る時は。武甕槌神は

此にては。副將軍の狀にて御坐す事。此下に故以即配ニ經津主神一。令レ平ニ葦原中國一。と有を以。明らめ奉るへき者也かし。と云れたり。偖此に經津主神の御事を戴せて。次に時有ニ天石窟所住神稜威雄走神之子云々武甕槌神一。と書され。古事記にも。坐ニ天安河々上之天石屋一。名伊都之雄羽張神。是可レ遣。若亦非ニ此神一者。其神之子建御雷之男神。此應レ遣云々。と見えたる。此二傳に就て疑はしき事あり。然るは其稜威雄走神と聞えさするは。四神出生章一書に。拔ニ所レ帶十握劍一。斬ニ軻遇突智一。爲ニ三段一。此各化ニ成神一。云々と見えたるを。記には其文を結ひて。故所レ斬之刀名。謂ニ天之尾羽張一。亦名云々とあるか如く。伊弉諾大神の御劍の名なり。然るに其一書に。復劍刃垂血。是爲ニ天安河邊所在五百箇磐石一也。即此經津主神之祖矣。復劍鋒垂血。激越爲レ神。號曰ニ甕速日神一。云々是武甕槌神之祖也。復劍鋒垂血。激越爲レ神。號曰ニ磐裂神次根裂神一。とありて。同し劍より化出させ給へる神なれは。武甕槌神のみを。稜威雄走神之子とは申難きかことし。經津主神をも。共に稜威雄走神之子と申すへきなり。此疑いかにと云に。此は此二神。其父とする方を以て。其子とは語傳へしものなり。さるは磐裂根裂神は。右の文に見えたるか如く。劍刃垂血。是爲ニ天安河邊所在五百箇磐石一也。即此經津主神之祖。とあるか如く。此神等は磐石を以父とし。劍を以母とまたるなり。故磐裂根裂神共に。其父方の磐石を以て名と爲り。また甕速日神の方は。劍を以父とし。磐を以母とまたるなり。故甕速日煖速日神。共に其父方の劍を以て名と爲り。これ此神を稜威雄走神之子と云る由なり。さて磐裂根裂神も。劍の鋒の血に依て成坐るよしなれは。鐔と鋒の違ひこそあれ。これも劍を以父とすへきか如くなれさ。此神等は磐石を以父と爲へき。深き由あることにて。五百箇磐石を。經津主神の祖とは。まつ說かれたるなり。なほ此の事は。神代上の一書にも委云置り。考合へし。次々に云るを見るへし。又重胤說に。此時の神選には。記の如くに。まつ稜威雄走神を議奏されしにて。若亦非ニ此神一者。其神之子建御雷之男神。此應レ遣。と有には。決めて經津主神の御名をも。並申されし也けり。然る時は。其天尾羽張神の御答に。恐之仕奉。然於ニ此道一者。僕子建御雷神可レ遣。と申玉へる時に。經津主神は。已に諸神の議にも。先に擧け申されしかは。此に其武甕槌神にも。慷慨て申されしならん事は。此本文に此神進曰。豐唯經津主神。獨爲ニ丈夫一。云々。とあるに合せて曉るへき者也かし。と云れたるは然說なるへし。○磐裂根裂神云々。上卷の一書に。此神の序次二あるうちに。後の一書の說此に合り。○磐筒女の下。神字諸本脫したり。必あるへき字なり。○天石窟は。平田翁云。此は記に天安河之河上之。とあるは。かの磐村を疊みて造らせる石窟なるか。また固よりかの河上に在ける。自然の石窟にてもあるへし。と云り。常陸風土記に。自ニ高天原一降來大神。名稱ニ香島之天之大神一。天。則號曰ニ香島之宮一。地。則名ニ豐香島之宮一。と見えたれは。其天安河之河上宮。即ち香島之宮にて。天石窟なるへし。佐倉風土記。下總埴生郡鹿島大明神。在ニ四大須村一。社後地有ニ一孔一。拜レ之爲ニ神在一。未レ詳ニ其神及造建時世一。俗言鹿島神之祖父也。若由レ是。稜威雄走神也歟。正德五年社司飯岡氏請進ニ正一位一云。とあり。これは石窟によしあり。○稜威雄走神。記云坐ニ天安河々上之天石屋一。名伊都之尾羽張神。是可レ遣云々。且其天尾羽張神者云々。記傳云。伊都之尾羽張神は。伊邪那岐大神の。迦具土神を斬給ひし御刀の御靈にて。即其御刀の名を。天之尾羽張とも。伊都之尾羽張とも云よし。上に見えたり。考合すへし。さて其處には。神とは云はざるは。直に其御刀をさす故なり。

此は其御靈を云故に神と云り。名義。雄走は雄及疾なるへし。走は劒の利を云。利は疾と同言にて。走ると意同し。俗に口利物言を。口の走と云も同し。と云れたり。雄は雄々しきを云。稜威之雄詰なと云言の連きをおもふへし。及を省けるは。記に尾羽張とあるによりて。此も然云るなり。永に云ふ。記の尾羽張は。及の張たる劒を云。羽は及の意なるへし。記傳云。今世に波婆理と云針は。及の付たる針と云意にや。もし又及張の針と云意の名ならは。此と同し。又物の端はひこるを。はゞると云も意近し。と云り。重胤云。古き節用集に。剣を及速と訓るを。說文に銳利也と註し。今も刀劒に鞘走と云事の有をも。思合すへきなり。然れは尾羽張は。劒の形に就て云ひ。雄走は。尖鋒の銳利なる謂を以て。稱奉れる御名にそ有けらし。と云り。七十一番歌合俗の詞に。さきがおもき。今少おさはや。及はやさはいかに手をきるそ。とある。ははやすは。及令速なり。○甕速日神。上に見えたる一書に。劒鐔の血。五百箇磐石に激越て。成坐る神なり。さて其磐石は。即此經津主神之祖。とあれは。此神には母の如く。劒は父の如し。故此處には。直に御刀神の子とあり。平田翁も。此に伊都之尾羽張神の子とある は。主と刱刀の神靈に因て成坐れはなり。然れは此に准へて。磐裂根裂神の。主と磐石に因て成坐る事を思ひ辨ふへし。と云れたり。されは磐裂根裂神は。磐石を父とし。劒を母としたるものなる事。御名の上にて知られたり。されは。御名義も劒に因て解かは。甕は借字にて身炫なり。劒の身の光り炫やくを云。速日はするとき狀を云。○熯速日神の。熯も借字にて身なり。即ち身速日にて。劒身の迅速なる狀にて。物を截斷つ事の。銳利なるを云る御名なり。

此神進曰。豈唯、經津主神獨爲丈夫。而吾非丈夫者哉。其辭氣慷慨。

故以即配經津主神令平葦原中國。二神於是降到出雲國五十田狹之小汀。則拔十握劒。倒植於地。踞其鋒端。而問大己貴神曰。高皇產靈尊欲降皇孫君臨此地。故先遣我二神駈除平定。汝意何如。當須避不。時大己貴神對曰。當問我子。然後將報。

此神進曰。記には故爾使天迦久神。問天尾羽張神之時。答白。恐之仕奉。然於此道者。僕子建御雷神可遣。乃貢進。と有を。此には。此神進曰。豈唯云々と有て。自進み出させ玉へるにて。稜威雄走神に問はせ給へる事のなきは。此も本は記と同し傳なりつちむを。書洩されたるなるへし。さて天迦久神を遣して。問せ玉へる時に。稜威雄走神より。先經津主神を抽出て薦め玉へるを以。此神の自進出させ玉へる御事なるへきこと。上に云り。○豈唯云々非丈夫者哉。葦牙云。かく勳功を爭ふことは。後世までも同くて。これ產靈神の御靈隨なるへし。と云れたる信に然說にて。我皇國人の。勇み武く。其慷慨の辭氣の烈しかりしこと。神代よりして如此し。○辭氣。重胤云。金澤本にイキサシと訓るに從へし。字鏡集に侊字を訓り。此の第五一書に。超倫之氣。偖伊伎邪志の例は。遊仙窟に氣調如兄。又は機關太雅妙。なと有て。人の氣勢を云なり。蜻蛉日記下中に。人々のいきざしを聞も哀れにあり。

玉蔓に。況て監かいきざし氣はひ。おもひ出るも忌々しき事限なし。唐物語に。其いきざしは夏池に。紅の蓮の初めて開けたるにやと見ゆ。云々とあり。神氣の内に充る時は。自然其氣外に進む。故此を伊佐牟とは云なり。即氣進の義なり。又其氣外を覆ふ計なるを。伊伎保比と云ひ。又自其氣はひを。言にも色にも差呈はすを。伊伎邪志とは云るなり。とあり。○即配經津主神令平葦原中國。纂疏に。配如三後世稱二副將一とあり。重胤云。經津主神を大將軍とし。此神を副將軍として被レ遣しなり。然るに神賀詞には。天穗日命の取計らひ申玉へるに。己命兒天夷鳥命爾。布都怒志命乎副天。云々と有を見れは。天夷鳥命は大將軍にして。經津主神は副將軍に當る如くなれとも。其天夷鳥命の任は。先に御父天穗日命と共に。國形見に降坐て。大己貴神を媚和し給へりし縁を以て。先導と爲て令レ降給へれは。征伐の事には係らせ玉はさりけり。故其レにても。經津主神は大將軍の狀なり。記の趣は。爾天鳥船神副二建御雷神一而遣と有て。天鳥船神を。建御雷神に副て遣はされし物から。其神は大國主神に。國を避しめ奉る方にのみ係りて。國土の荒振神を。言向させ玉へる事は。見えさりける者をや。と云り。○五十田狭之小汀。上卷に。五十狭々之小汀。記には伊那佐之小濱とあり。同處なるよしそこに云り。平田翁云。神名帳に。出雲郡因佐神社あり。風土記には。伊奈佐乃社と書り。風土記抄に。伊那佐之小濱は。杵築郷の内。假宮村と云處なり。此邊の浦を。俗にいなさ濱と云と云り。杵築大社記に。國司帥中納言藤原家任日記と云を引て。天仁二年七月四日。大木寄二稲佐浦一とある。此濱なるへし。此は決く稲背脛命を。此時の謂に依て祭れるなるへし。と云り。さて記傳云。伊那佐名義未思得す。若は諾否の意にて。書紀仁賢卷に。諾字を勢と訓り。後撰集歌に。いなせとよめり。萬葉十六に否藤諾藤とよめる諾字も。勢とも訓つへし。大國主神の諾否の答を。問給ひし處なるから。負る名にやあらん。武鄕云。稲背脛命の名義即それ也。下に云り。式に同郡の杵築に。大穴持伊那西波伎神社と云あり。又天比奈等理神社も同郡にあり。偖此時は。大國主神は。かの宇迦山の山本の宮に。住坐るほとにや有けむ。宇迦と伊那佐と同郡なりと云り。宇迦山は。出雲郡宇賀鄕なり。山本宮は。記に見えて。大國主命天下をうしはき坐るはと。坐しし宮なり。杵築大社とは異なり。○倒植は。重胤云。神武紀に。師靈を降させ玉へる御事を。明旦依二夢中教一開レ庫視レ之。果有二落劔一倒立二於庫底板一と有る倒も同くして。其器の順逆に就て云逆なり。右なるも。天上より降し玉へるなれは。其倉の底板を貫きて。俯に其鋒の下るは順なるに。其底板に劔柄の立て。其鋒の仰きて有し故に。逆と云なり。此も其如くにて。劔鋒を地に刺か順なり。其とは異りて。地に劔柄を置て。劔鋒の直に上に向ひて立るか故に。記にも逆刺二立于波穗一とあるを。記傳に劔は鋒を以刺ものなるに。是は柄の方を刺立る故に逆と云り。とあり。但し此は地とあるよりは。濱鹿とある方や勝たらん。天神の御使として御在ける國鹿を。國中に示させ玉ふ處なれはなり。とあり。○踞其鋒端。記には。趺二坐其劔前一とあり。記傳云。阿具美は。足を結と云事にて。今俗に丈六かくと云坐樣なり。踞は阿具美章と訓は字にあたらす。踞は志理宇多牙なり。武鄕云。私記又秘閣本の訓にさか見えたり。志理宇多牙とは。尻打擧にて。跖を地に着て。膝を立て。臀を浮擧て坐をも云へけれと。欽明卷に乘二踞胡床一。敏達卷に踞二坐胡床一。なとあるは然は聞えす。是は俗に腰懸ると云者なり。物語文なとには尻懸とあり。其は足を垂て。臀を物に上坐るなれは。尻打擧と云なるへし。字書に據レ物坐曰レ踞。とある是なり。據レ物とは。俗にもたれかゝると云事には非す。腰を

懸る事也。漢にては腰懸るをも坐と云常の事そ。然れは踞二其鋒端一とあるは。劒鋒に腰を懸坐を云るにて。記とは聊異なり。偖今此神のかく爲給ふは。皆天神の御使の。絶れて奇く靈き威德ある事を示せるなり。とあり。重胤云。此二神はしも。共に稜威雄走神の御子にて渡らせたまへれは。本より劒と同體にて御坐す事。記の建御名方命段に。取二成立氷一。亦取二成劒刃一。と云程の御事にて皇か故に。其鋒端をも。假の御坐と爲て。立も居も。御心のまゝにそ御坐けらし。と云れたる。然る言なり。○駈除平定は。かの螢火光神。蠅聲邪神を言向たまふなり。○汝意何如。一書に汝將二此國一奉二天神一耶以不。記に汝之宇志波祁流葦原中國者。我御子之所知國。言依賜。故汝心奈何。とあり。其宇志とある神の避奉れは。其餘の邪神ともは。自退くへき理なれはなるへし。宇志波祁流とは。大己貴神此時此國を宇志波伎坐て。大人たる神なれはなり。○當須避。重胤云。此は第一一書。第二一一書に。汝將以二此國一奉二天神一耶。と有に當る所なるか。其大己貴神をして。此國より外に移住しめ玉ふ物の如く。誰しも思ふめる事には在れとも。然らす。神賀詞に國作之。大神乎毛。媚鎭天。大八島國現事顯事令二事避一支。と有る此を云なり。然るは上に注る如く。此程の御名を。顯國玉神と聞えて。專顯國の君主の如く御坐て。現事顯事をしろしめし御坐しかは。其御任を避せまつりて。神事幽事を所知食しめ玉ふへき意を含めて。仰入させ玉へる御事。神賀詞に照して辨ふへき者なり。即其世の狀を改めて。顯と幽とに事別させ玉へる御政是なり。然るを舊說の如く。此地を避せ奉りて。大國主神と聞えさする御任を。削り奉れらむには。其神をして。何れの地にかは。治め事共なるにこそは有けれ。○不。三島本北野本に否に作る。一書には以不二字に作る。即天神の御命を諾ひて。現事顯事を避奉りて。神事幽事を治玉はむや否らすやと。和かに問聞えさせ玉へるにて。謂ゆる是神

問なり。○當問我子然後將報。第一一書には。對曰吾兒事代主射鳥遨遊云々。當二問以報一。とあるに事は同しきなり。記に僕者不二得白一。我子八重言代主神云々。平田翁云。大國主神己命は。產靈大神の敕敎に違はしと。御心を定めたまへれと。御長子に坐せは。事代主神の心を以て。御答を白さむと言へるなり。と云れたるか如し。記傳の說は非なり 重胤云。かくては天神の御命に。逆らはせ給へる如くなれとも。然に非す。豫め御契約はしも。已に天穗日命の天降坐ける間に。成て有る事を。粗二神の知て御坐へかりけれは。其事に就ては。今更に聞え上させ玉ふ迄にも非りけむか上に。當昔天下の事共は。皆任ねさせ御坐けるか故に。其御子事代主神の言を以て。御返事を聞え奉らせ玉はむとなるへし。然して口訣に。問二我子一者。令二後全一也。と注せる其意にて。大神の御上に於ては。少か異しき御心の御坐るならすと雖。其數多なる從神の中に。順奉ちさる者有る時は。大神の淸き御心の隱るゝ事なりけれは。其長子と御坐す事代主神の諾否に依て。百八十神も。其御制令の任に仕奉らるゝ事を。思ほすか故也けり。其下に見えたる國避の時の御言に。僕子等百八十神者。即八重事代主神。爲二神之御尾前一而仕奉者。違神者非と申玉へるを味ふるに。大己貴神は。國土の大君にて渡らせ玉へは。萬の事をは。事代主神そ執申させ給ひけむ故に。其神に任ねて。報命の御言を。令レ問玉へりし御事にこそは有けむ。此下にもある。瓊々杵尊の。木華開耶姫命を。御むと爲させ玉へりし御事を。記に爾詔吾欲レ目二合汝一奈何。答白僕不二得白一。僕父大山津見神將レ白。と有て。其女神の心の底際。仕奉らむとは思ほしなか

ち。御父神に乖問奉られて。其處分に任せ給へるに等しく。此にても大己貴神の。自申させ給ふへき御事を。事代主神をして問えさせむと爲させ給へるなと。同一徹の事にして。其味はひ究り無るへき者なるそかし。記傳に機者不得白。我子云々と有を思ふに。此時已に大穴牟遲神は年老坐て。多く事代主神に事を譲玉ひて。事代主神そ。眞盛に威勢有けむ故に。自の心一にては。御答を得白し玉はさるなり。云々と云れたれとも。自諾はせ玉へる事を。偽より物爲させて。其基を固めさせ給へる神意を。考測されたるなり。 さて此神問の事は。此に大己貴神對曰。當問二我子一。然後將レ報。とあるを。第一一書には。云々對曰。吾兒事代主射鳥遨遊在二三津之碕一。今當問以報レ之。とあり。記にも。云々答白之。僕者不二得白一。我子八重事代主神是可レ曰。云々と有て。傳々に少かの異同は有れとも。此の御答の。實に如此く御坐へき御事也けり。然るに第二一書には。既而二神云々。對曰。汝二神非二是吾處來者一。故不レ須レ許也。於是經津主神則報告時。云々と有て。上件の傳共とは異也。若かくならんには。事代主神なとに問せ玉ふ迄も非す。大己貴神と二神との問答にて。然定れる上は。餘神に沙汰し給ふ可くも非る事なる者をや。然る時は何れにか。事の違は有けると云に。右の疑汝二神非二是吾處來者一。故不レ須レ許と云は。凡ての事に。天神の詔命を畏まり奉らせ玉ふ。此大己貴神の。平生の御言の狀に合ざれは。疑ふらくは。此は後に此所の狀に依て。杜撰したるへからむ事。次々に說へき也。又此に。事代主神に申さしめ玉ふ事の見えさるは。始より傳はらさるか。何れにしても。此にて經津主神の。還昇らせ玉ふと云事。少々落着かぬ心ちす。と云り。

是時其子事代主神。遊行在二於出雲國三穗三穗。此云二美保一。之碕一。以二釣魚一爲レ樂。或曰遊鳥爲レ樂。故以二熊野諸手船一。亦名天鳩船。載二使者稻背脛一遣之。而致二高皇産靈尊勅一。於事代主神一。且問二將報之辭一。

遊行は。私記に由支豆と訓るに從ふへし。又記の舊印本。遊行をアソヒテと訓れたる處もあれは。さも訓へし。○出雲國と云こと。上に既にあるを。又こゝにも云るはいかゝ。と山蔭に云り。○三穗之碕。記傳云。出雲風土記に。島根郡美保鄕。所レ造二天下一大神命云々。令レ產神御穗須々美命。是神坐矣。故云二美保一。また美保濱一百六十步。西有二神社一。北有二百姓之家一。捕二志毘魚一。また美保埼云々。神名帳に。美保神社あり。武郷云。名神記に事代主神也と有。此地は出雲國の東北の極なり。さて記にも此と同く。御大之前とあれと。第二一書には。三津之碕とあり。此も一傳なり。出雲風土記に。島根郡御津濱と云見えたるを云り。又楯縫郡にも。御津碕御津濱あり。なほ一書の下に云へし。○釣魚。記に取魚とあり。和名抄に。漁。說文云。捕レ魚也。和名。須奈度利。とあり。○遊鳥を。私記の訓に。トリノアソヒとあり。從ふへし。記にも鳥遊と書り。されと。記に鳥遊とあるはよけれと。こゝに遊鳥とあるは。漢文にもこゝの文にも叶はす。いかゝなり。若は字を下上に。轉寫せるには非るか。記傳云。鳥遊は。野山海川に出て。鳥を狩て遊ふをいふなり。此は海邊なれは。旨さ水鳥を狩るなるへし。と云り。さて阿蘇備と云言本は。守部云。記傳に管絃の事を。總てあそひと云とて。仲哀天皇條の。建内宿禰大臣白。恐我天皇。猶阿二曾婆勢其大御琴一。とあるを引て。證と爲しはたかへり。彼は萬葉十三に。國見所遊。拾遺雜下に。御碁あそばし。空

穂物語に。御弓あそはす。榮花物語に。きんを云々。おくの手をあそはし。などある類にて。崇めて御琴彈せ給へと云ことを。あそはせと云るなり。さてあそひと云は。神代紀に鳥遊。崇神紀に姫遊とある如く。何事にまれ。娯みて心をやるを云なれは。其重き方にうつりて。萬葉集中にては。酒宴を專といひ。中古の程には。管絃を專らといへり。されは管絃も。遊の中の一にてはあれと。彼引て云る物語書なとも。打任かせて。あそひといへるにもあらす。實は糸竹のあそひと云を。省ける詞ともなるを。直に其名とのみ心得て。ひたふるにいひなせるは非なり。神遊と云も。樂しきわさして。神の御心を和め奉るより云て。管絃は其中にこもるにこそ有れ。管絃をあそひと云故に。然唱ふるに非す。と云れたるにて。心得へし。○熊野諸手船。平田翁云。熊野は意宇郡の地名なること。既に出たり。彼處にて造れる船なるへし。其は萬葉に伊豆手船と云も有れは也。諸手船とも云は。纂疏に言二數多水手操レ舟也とあれと。數多の水手の諸手に漕か如く。速き由なるちんと云り。又重胤云。諸手船は。先垂仁紀に艇と有を。欽明紀に同船二隻と見えたる。共に波斯布禰と訓み。皇極紀に。大船與二同船二三艘とありて。同船母慮紀舟と注されたり。其大船は。和名抄 船 唐韻云 船 傍陌反。揚氏漢語抄云。都具能布禰 海中大船也。と有る都具は。都牟の轉なるへし。神功紀帆船をホツムと訓たるも。船は物を積運ふを以て名と爲るにて。倉は物を居收むる所なるに依て。坐を以て名るに等し。若て其同船を母慮紀舟と訓むは。諸來船と云事にて。小艇は繫合て榜行く者なるか故に。今も諸國の船人共の云を聞くに。一艘の船の

事を片船と云ひ。其繫合の船をは。諸船と云る是なり。又波斯布禰と云は。早く廻りて事を辨ふる由にて。橋船と云義なるなり。和名抄に。艇 遊艇同 唐韻云艇 徒鼎反。上聲之重。漢語抄云。艇平夫禰。遊艇波之布禰。 小船也。釋名云。二人所レ乘也と見えたる是にて。此に熊野諸手船と云は。使者を急かせ。遣し玉へるなれは。此遊艇の事を云と聞えたり。但諸手船と云義は。其とは異なるよし。次に注るか如し。又ハシフネと云は。走船にる有へし。大舶は帆に任せて遣るを。小船は櫓を榜て。走する者なれはなり。 偖諸手船とは。兩人して櫓を榜渡る船の謂にて。右の同船を。モロキ舟と云とは等しかちさるなり。先諸と云は。兩手を諸手と云ひ。兩足を諸足と云ひ。兩眉を諸眉と云は更なり。母呂と云は。元來物二有る時に云言なるを。其より多き事には。モロ々々と云。然して手を云は。人を伎に役て〻使ふ時に云言にて。崇神紀に物部八十手所レ作祭神之物。とあるなとも。物部八十人なるを。祭神の物を作れるか故に。八十手とは云るなり。今も物を聞かする人を聞手と云ひ。物を見さする人を見手と云類は。人を云なるか。聞と云伎有り。見ると云伎有か故に。手とは云るなり。萬葉廿 十九丁 又 四十九丁 夫木 卅三 に。伊豆手夫禰と有なとは。五手船にて。五人して榜くを云なるへし。今も船客の船の大小を量るに。二挺櫓三挺櫓と云て。水手の數を擧て。其船の大小を云る是なり。萬葉十一に。水手船之と有て。船を榜を云に。水手の字を用たるをも。合せ見へきなり。然れは諸手船と云は。二挺櫓建の游艇を云と知へし。 難神紀に。凡水手曰二梶子一云々と 有は。水手を舟子と訓るなるか。其に水手の字を用られたるを以て。諸手は水手の數に因る事を知へし。 と云れたり。此說も然るへし。○天鳩船。鳩を以て船の名と爲るは。其船の行く事の。輕く利きを云なるへくや。第二一書に。天鳥船と云も。飛か如く速きを云

るに合せて。釋に象方案之。鴟船者速鳥之義。速迅之謂也。と注せるは愛たき說なり。然る時は。右の鳩は借字にて。速鳥の語を約めたりし者也けり。其に就て引れたる播磨風土記に。明石驛家有二一井一。楠樹生二其上一。時人伐二其楠一造レ舟。其迅如レ飛。一檝去越二七浪一。仍號二速鳥一。此云二天鴟船一。乃速鳥之義也。一名天鳥船。云々唱曰。住吉之大倉向而飛者許曾。速鳥云因何速鳥と有り。又續紀天平寶字二年三月。船名播磨速鳥。と見えたる。速鳥は右の如く。其舟足の速き事。鳥の飛か如しと云義を取て。古名を負せ給へる者ならむか。船名を命る事は。右に引る萬葉十一。味鑑之鹽津乎射而水手船之。名者謂手師乎不相將有八方。と有か如く。古より有來れる事也けり。○戴使者云々。五十田狹之小汀より三穗の崎まて。海路を船にて遣はしたまひしなり。此海路の事は。眞龍か考に。出雲國は。風土記の頃は。出雲郡と神門郡とは。海を隔てゝ。島根郡秋鹿郡楯縫郡出雲郡と。此四郡の地は放れたる島にて。入海は西の大海まて通りたりしなり。されは今見るにも。出雲郡と神門郡との堺の邊。今道二里はかりが程。平原砂地なり。上代は此處海にて。東西へきれたりし也と云り。稻背脛命の通ひしは此海路なり。○稻背脛。名義。稻背は諾否にて。事代主神の諾否を問へる故に負へり。脛は。丁を余富呂と云如く。使者に立たる故の名なるへし。景行卷に。七拳脛と云人あり。孝德卷にも。八掬脛と云あり。越後風土記にも。同名の人ありて。其脛長八掬。多力大强。なと見えたり。と平田翁云り。此神記には天鳥船神とあり。此は上にも云る如く。名義 內山眞龍か說の如く。かの熊野諸手船に乘て。鳥の如く速行たる由なるへし。記傳に。鳥船は船鳥を下上に誤れるにて。即爽鳥と同言なるへしとあれと。志かちす。また大背飯三熊之大人とも申す由は。

上にも云る如く。背飯は背脛と同言にて。大諾脛なるへし。尙上に云ることゝも考合すへし と云り。借此使者は。經津主武甕雷神の。先導の神なから。此般は大己貴神の遣りし使となりて。さて罷りしか。即て其處にて詔命を演て。事代主神の隱去しゝも。其處にての事なるを。記の趣は。遣二天鳥船神一徵二來八重事代主神一。而問賜之時。とあれは。伊那佐之小濱へ徵たるに。其濱にて隱坐しゝは。異なる傳なり。○高皇產靈尊。本に尊字脫したり。永享本に據て補ふ。○事代主神の下に。之許二字永享本にあり。それもよろし。○問將報之辭。平田翁云。吾は天神の敕敎のまに〳〵。此國は天神御子に避奉らむと思ふを。汝はいかに報命さむと。海路を遣て問しめたまへるなり。と云り。

時事代主神謂二使者一曰。今天神有レ此借問之勅。我父宜當奉レ避。吾亦不レ可レ違。因於二海中一造二八重蒼柴籬一。府璽。柴。此云二蹈船枻一。船枻。此云二浮那能倍一。而避之。

謂使者曰。重胤云。稻背脛命に語らせたまへるなり。記には其御父神の許に。徵來たまへる趣なるは。別なる傳にては有れとも。語二父大神一言。恐之此國者立二奉天神之御子一と有は。天神の御使を。御父神の使者として遣はされたる故に。其報告をは。直に天神には申さす。父大神に聞えて。其より天神に白上させ奉たまふにて。右に且問二將レ報之辭一と云るは。此に在事なり。○我父宜奉避。此御言は。上

に二神の天神の御言を傳へて。當須レ避不と宣へるを。事代主神に移し聞えたまへる。卽其御答なり。第二一書には。大神所レ求何不レ奉歟と有と。記も同意なるへし。但所レ求と有二如レ此うや聞ゆるなり。

記に。事代主神の語に其父大神に言。恐之此國者。立二奉天神之御子一と有て。其父大神に。國避の御事を申し進め給へるなり。○八重蒼柴籬。又云。記に訓レ柴云二布斯一とあり。私記に。也倍阿乎布之加岐と有て。諸本共に然なりけれは。八重垣八重雲なとの例にて。八重之とは云さりけるにこそ。偖柴を府璽と云は。記傳に青柴垣は。青葉の柴の垣を云ふ。布斯は字の如く。柴の事なり。中昔の歌には。布斯志婆と重ねても云り。又今一には目柴と云物も有り。萬葉に所謂射目と云物是なり。偖八重蒼柴籬は。重胤云。柴垣を八重に圍みたるにて。第二一書に謂ゆる天津神籬の類にて。今迄は顯身にて御座しを。今は神と成らせ御座て。其神籬の中に。隱れさせ御座す由を。示し聞えさせ玉へるなりけり。記傳に。甕栗宮段に。淤美能古能夜幣能斯婆加岐と有と。此布斯垣と同物也。と云れき。偖垣は柴を以て圍ふが。上代よりの製と見えて。大嘗宮に。八重垣と云有り。儀式に拵レ柴爲レ垣。押二梓八重垣末一。挿二拵椎枝一者。古語所謂志比乃和惠。と見え。式にも。將レ柴爲レ垣。押二梓八重垣末一。柱將二椎枝一。と有る。此等にて。上古の八重垣の狀を知へし。偖垣は右の如く。其屋を圍ふ料なるに就て。釋に蒼柴籬者。只海中之屋也。と云るは。意表の說なるか故に。心も留めさりつるを。此第六一書に。其於二秀起浪穗之上一。起二八尋殿一云々。と云事も有けれは。此も其如き狀にて。八重蒼柴籬を拵て。其中には神籬を建させ御在して。鎭り座るを云るなりけり。記傳十一に。事代主神の御事を。姓氏錄には。積羽八重事代主命と有り。神名帳には。都波八重と有り。其都美婆八重とは。彼青柴の葉を。彌重に積隔てゝ。垣と成し玉ふを云ふ。と云れたる。實に謂れたる說なりかし。延喜六年。日本紀竟宴得二事代主神一。藤原朝臣佐高。須女美萬爾。也志末乎佐利豆。奈美能宇倍乃。阿遠布事加幾邇。多比爲須留可那。と見えたるも。此の八重蒼柴籬の事を詠れたるなり。○造は。今新に造たまへるなり。因字に心を附へし。○船柢此云浮那能倍。と云は。船。舳と同しからす。世に船棚と云ひ。船端と云る是なり。私記にも不奈乃倍とあり。萬葉十七伊麻許曾婆。布奈太那宇知底。云々と詠み。和名抄船具に。柢 野王按柢。音曳。字亦作レ柂。和名不奈太那。大船旁板也。と有る是にて。俗に步行と云て。船端に架たる板を云なり。其船棚無きを。棚無小舟と云ふ。萬葉一又三。又同古今大歌所歌に。四極山打出見れは笠縫の。島こぎかくる棚無小舟。なと有る。袖中抄に。俗に槳牀とて。舟の左右に副て。緣やうに板を打附たるなり。其を步行きて。櫓棹を使ひ活く也。艫の方に著たるをは。志太那と云ふ。尻の棚なり。小き舟には。此舟棚無きなり。と云るか如し。又漁父辭に。鼓レ柢而去と有には。船端と訓り。夫木八。柢に棹打鳴し篝火の云々。九。柢を叩くも寂し宵の間に云々。三十三。浮寐して枕と頼む柢に云々。此は船棚を船端とも云るにて。卽船邊なる者なり。口缺に。椎槻也邊之誓。と注せる槻也と云注當らさるへし。玉篇に。檝大船旁板也と云ひ。又槻字をも布那婆多と訓るを。淮南子注に。船舷板也と在をも考へし。○武烈云。永享本に。此注を浮那波多とあり。さらは其に因へきか。○蹈は。記には蹈二傾其船一と有り。此は右に造二八重蒼柴籬一と先云て。此に蹈二船柢一而避と有りて。天逆手を打給ふと云事も無れは。彼記に合せては。注し難き所の狀なりと雖。此も

蹈二船枻一て。天逆手を拍せ給へは。立周らしたる八重蒼柴籬の中に。隱給ふと見るへきなり。記傳にも。海底に入坐し者の如く云れ。又纂疏に。言下蹈二翻船板一而入中海島上也と注させ玉へるは。殊に天逆手の妙用を。知らせ玉はさる說也かし。大海の荒浪の上に。神離を樹て。御坐すなと云事を疑ふは。顯身の人の上にこそ有けれ。記に經津主神武甕槌神の天降坐時。拔二十掬劒一。逆二刺立于浪穗一。趺二坐其劒一ともありて。神等の御上には奇らしと爲さる事なり。淳和天皇天長七年。伊豆國造作島神の。神驗を顯はし給ふ所に。履レ潮如レ地。入レ地如レ水。と有を以ても。何の疑はしき事かは有へき。○避之。記には此所に當りて。隱也と有り。此はかの造りたまへる蒼柴籬の內に。顯世を避坐を云。偖しか八重蒼柴籬を。造り給ひしは。上にも云る如く。今新に造たまへるなり。記傳に。乘玉へる船を。青柴垣に化たる如く說きたれと。其は誤りなり。さるは今。此蒼柴籬を。八重に立周らし。造構たまふ事は。皇御孫命に避奉りて。此世を隔ち避り給はむとの御意を。心清く示せ奉りたまふ御業なり。さて記に蹈二傾其船一而。天逆手矣。於二青柴垣一。打成而隱也。隱也は。青柴垣の內に隱坐と云なり。八重蒼柴籬を。神籬の事と知り。其神の御座と見る時は。其中に住せたまふ事を。隱坐と云なり。と重胤云り。とあるも。其乘たまへる船を。再用ましき意を示せて。蹈傾け。天之逆手を打鳴したまへるなり。平田翁云。伊勢貞丈說に。手を拍ことは。神代よりの禮にて。人の前に進むに。手を拍て進み。また退く時も。手を拍て退く。其退る時に。拍手なる故に。佐加手と云。佐加は佐加理の省語なり。逆手の逆は借字にて。葦原中國を。天神御子に讓奉て。天退手を拍て。隱れ給へるよしなり。と云り。隱也は。青柴垣に隱給ふと云詞なり。父大神の。八十隈將隱去と言へる如く。現御身は。永く此世を隱れたまふ事を含たるなり。かくて此までの大意。平田翁も云れたる如く。大國主神固より。此國は天神の御子に避奉へき大義をは。

曉て御坐せれと。上にも云る如く。然すかに。御長子事代主神に。當昔天下の事は。皆任ねさせ御けるか故に。それに心をおきて。御自の御心は定給つゝも。猶此神に問てこそ。決き報命をは白さめと。稻背脛命を御使者に遣せるなり。此は神も人も。同狀なる。いとも止事なき眞情にはありけり。故是を以。事代主神預其御心を知しめして。ます〳〵に。父大神の御心を。一向に固めさせたてまつらむと。己命の聊かも。顯世に心を遺さぬ由を露はし。天神の命を恐みて。此國者立奉天神御子。と申しも果す。即其船を蹈傾けて。まつかく潔く隱坐るなり。偖此神を祭れる御社は。式に大和國葛上郡。鴨都味波八重事代主神社二坐 並名神大月次相嘗新嘗 とあり。鴨と云由は。まつ姓氏錄に。賀茂朝臣大神朝臣同祖。大田々根古命孫。大賀茂都美命。一名大賀茂足尼。奉レ齋二賀茂神社一。と見え。大三輪神鎭坐記に。別宮小社。葛城賀茂神社。八重事代主命也。瑞籬宮御宇御世。大田々根子命孫。大賀茂祇命。承レ勅立二社於葛城邑賀茂地一。奉齋二事代主命一。仍號二賀茂君氏一。とあり。然れは鴨と云は。葛城邑中なる地名になん有ける。と平田翁云り。さて此鎭坐記によりて見れば。神代以來。事代主神も。共に三輪に御坐しを。此は神壽詞に。事代主命能御魂乎。其御世に葛城賀茂に移奉れるなりけり。又高市郡御縣座鴨事代主神社 大月次新嘗 あり。宇奈提爾坐。とある御社なり。今雲梯村に。八王子と唱ふる社ありて。舊跡なりと。當國人北浦定政云り。決く此神社なるへ〳〵おもはるゝは。雲梯村に隣れる四條村に。高市御縣神社あり。今高縣宮といへり。此雲梯村なる神社。即御縣坐鴨事代主神社なる證なり。高殿村なる大宮。又鴨公森を。此御社なりと云る說は。更によしなしと。此事も北浦氏云り。偖鴨と云は。後に葛城鴨都味波八重事代主命神社よりうつりて。この社にもいへりしなるへし。又同郡飛鳥坐神社四坐とあり。これを舊事紀に。事代主神坐二倭國高市郡高市社一。亦曰二甘南備飛鳥社一。とあり。此は神壽詞に賀夜奈流美命能御魂乎。飛鳥乃神奈備爾坐。とある御社なり。此御社。主神は古は賀夜奈流美命に坐しかとも。後には賀夜奈流美命をは。異處に移し奉れり。即式高市郡加夜奈留美命神社とある此なるへし。帳考に在二栢森村一。今稱二葛神一。とあり。さて夫より飛鳥社は。旨と事代主神を齋奉たりしものと見えたり。天武紀に。吾者高市社所居。名事代主神と詔へる。即此神なり。かの御縣坐鴨事代主神社には非す。なほ諸國に。此神の御名を稱せる社は。更にも言はす。鴨と云ひ。賀茂と云社の。式

に載れるか多かる中に。此神の社と聞えたるか甚多く。又神祇官坐御巫祭神八坐の中に。大國主神は坐さで。此事代主神の坐事は。記傳に。此八坐神のうち。餘の七坐。いつれも天皇の大御身の上を。守り福へ坐神等なるに。準へて思へは。此事代主神は。記に父大國主神の言に。八重事代主神。爲二神之御尾前一而。仕奉者。違神者非也とある。此等の所以由にて。殊に天皇の御守神なれはなるへし。天武紀に。高市縣主許梅に著りて。吾者高市社所居。名事代主神。立二皇御孫命之前後一。以送奉云々。且立二官軍中一守護之。とあるをも思ふへし。と云れたる如し。因に此に蒼柴籬の事をいふへし。式信濃國諏訪郡南方刀美命神社二坐のうち下社にて。年毎の七月朔日の例祭は。春宮と云より秋宮への遷宮なるか。材木を組て。大なる船形を造り。其上は青柴を幾重ともなく積重ねて。其中に人形を立おき。又人も乘て。春宮より秋宮まて大路を引出す。これ決く此の古事に因れるものなり。其は此下諏訪社は。建御名方神。后神八坂刀賣命。事代主命。三神を祭れる社なれは。此七月の祭は。旨と事代主神の方に預れる祭と見えたれはなり。なほ出雲國三保岬の祭禮にも。船中に柴にて室を作れる由。國人云り。何れも神代の餘風なりかし。

使者既還報命。故大己貴神則以其子之辭。白於二神一曰。我估之子既避去矣。故吾亦當避。如吾防禦者。國內諸神必當同禦。今我奉避。誰復敢有不順者。乃以平國時所杖之廣矛授二神一曰。吾以此矛卒有治功。天孫若用此矛治國者。必當平安。今我當於百不足之八十隈將隱去矣。隈。此云二矩磨埋一。言訖遂隱。

使者既還。山陰云。既字いかゝ。とあり。○我估之子。本の訓に。子の下にタニモと云辭をよみ添たり。かくては甚く義理たかへり。故今其辭を削りて訓り。さて估之子とは重胤云。俗に力に爲る。又は賴みに思ふなと云に等し。さて此所能爲すは。大義理を取違ふるに至るへし。此文の任にては。大己貴神其自答奉らせたまふへき事を。事代主神を以申さしめたまへる意は。容易く避奉るましきかの。估みも御坐けるを。事代主神速に避奉らせたまへる故に。御力を落して。此言を申給へる如く聞ゆるなり。必得へし。と云り。實然る言なり。さて記には。此處に健御名方神の。始は背き給ひしか。後に歸順奉りしことあり。此紀には漏したり。されはこの估之子とあるは。二神を合せて見るへし。次に云。○既避矣は。事代主神健御名方神等の事を。合せて申玉ふ物とすへし。故記に僕子等二神隨白。僕之不違。此葦原中國者。隨命既献也。と申給へる所是なり。さて云はゝ。大己貴神の先つ避奉りて。さて後に御子神等を。令避給ふへき事なる者なから。其にては他の從神等も。共々に安からさる故を以

て。事代主神の御許には。直に天神の御使稻背脛命を遣して。其報命の辭を問給ひ。又建御名方神の如きは。二神の追迫給ふ任にして。其辭順ひ奉らるへき時を。下待し御座けるに。思ほすか如く。不レ違二我父大國主神之命一。不レ違二兄八重事代主神之言一。此葦原中國者。隨二天神御子之命一獻。と申玉へりければ。其事共を相象て。我怙之子既避去。と申させ玉へるものとすへし。○吾亦當避は。記に葦原中國者。隨二天神之御子之命一獻。と申玉へる是にて。謂ゆる葦原中國の現事顯事を。事避奉らせ玉はむとなり。其は神賀詞に。大八島國現事顯事。令二事避一支。と見えたる。此文に次て。乃大穴持命乃申給久。云々。八百丹杵築宮爾靜座支。と有り。○如吾防禦者云々は。纂疏に。大己貴神大二造國家一。威澤日久。國內生靈。惟命是聆。故曰。如吾防禦。國內諸神必當二同禦一。とあるか如し。防禦を。本にホセクと訓むは。布世具と同言にて。塞く義なるへし。○國內諸神は。大己貴の御治めを。仰從ひ奉居る國中の諸神なり。第二一書に。天神の大命に宜下領二八十萬神一永爲二皇孫一奉護上。と見えたり。然れは此に云る諸神も。其等を差て申させ玉へるなる事。照し應せて知へきなり。（但彼發賊强暴なる神までには係らす。其等は。二神に言向させ玉ふへき由を申し。平國之廣矛を授させたまひ。又岐神を鄕導として。喜めさせたまへるを思ふへし。）と云り。○不順は。紀中に不服。高葉に不奉仕を。マツロハヌと訓り。麻都呂布は我方に纏はり從ふ義にて。マツロハヌは其反なり。さて誰復敢有二不一順者一は。記に僕子等百八十神者。即八重事代主神。爲二神之御尾前一而仕奉者。遠神者非也。とある義なり。○所杖之廣矛。廣矛は。廣刃の矛にはあらし。記に比々羅木之八尋矛と云もあれは。此も八廣矛にて。槍の長さを云なるへし。（尺なとの長きを。廣とのみも云りしことは。駿馬樂歌に。總角やひろはかり。さかりてねたれとも云々とあり。此尋許なり。）さて矛を杖に爲しこと。神功紀に皇后所レ杖矛なとあり。（拾遺には。此を平國矛とのみありて。廣字なし。）○授は。注進狀に獻二皇孫一とあり。其如くにて。實には天神御子に。獻らせたまふなれとも。二神より傳進らせ玉ふ故に。此には授と有て。共に一傳なり。○用此矛云々。平安をマサキクと訓由は已に云り。平田翁云。抑今國を避給ふ際に。此矛を奉りて。かく白給へる義は。皇孫命も是より後。天下を治給はむに。此は惡神の恐畏める矛にしあれは。我如く此を取持して。武き稜威をもて治給はゝ。平安坐なむものそと。御言を遺したまへるなり。（其は此時まて。久しく國を平治め玉へるに。左も右も武道ならては。邪鬼も怖れす退かす治まりかたき事を。よく覺り坐る故にて。其本を思へは。天皇祖神等の。伊邪那岐伊邪那美命に。天瓊矛を依し給へるに原つける。神の道にそ有ける。纂疏に。以二此矛一卒有二治功一。一句。王法成立之本也。と言て。或說に是授二治國之要道一也と云るも。共に然る說なり。）故外國々の說の入來ざりし。古の天皇命等の。此道に依坐つゝ。勇猛き稜威を振ひ坐て。天下の不服人共を。平治めたまへること。申すも更なる中に。景行天皇の御世に。倭建命に東國を平しめ給ふ時に。終木八尋矛をたまへる。神功皇后の韓國を征給ふ時に。御矛を杖たまへりとあるなと。正に此の由緒に依給へる事なりかし。と云り。（重亂云。但刀劍を用ゐさせ玉ひて。天下の逆亂を靜めさせ玉はむは。本より御事なれとも。其を以常とは申すへからす。刀劍を用ゐさせ玉ふ如く。稜威御座に御坐時は。天下に亂逆と云者。起る事有へからさる者なれは。皇祖天神の神慮はしも。必此に在へき事なり。）又谷重遠說に。廣矛者。大己貴神平生裝齋。人望所レ畏。故奉レ授二天孫一。所二以示二歸順之驗一於國內一也。と言れたる。いつれも然る言なり。かくて此廣矛の事は。式に大和國山邊郡大和坐大國魂神社三坐（名神大）とありて。此社の注進狀に。相殿神二座。八千戈神。

御歳神。傳聞八千矛神者。大己貴命以二廣矛一爲レ杖。令レ撥二平豐葦原中國之邪鬼一。是時大己貴命號曰二八千矛神一。此矛上古在二天皇大殿之內一。爲二八千戈神之神體一。御歳神者云々。此に據て思へは。此御社三坐の大國魂神の神體は。八坂瓊に坐し。此事は。上卷大國魂神の下に委云り。 偖廣矛は。此に見えたる如く。經津主武甕槌二神に授けて。皇孫命に奉り玉へるを。皇孫命天降坐時に。天璽の御寶に副て。持下り坐る。其を八千矛神と申す御名の神體として。神世より。大國魂神の神體と坐す八坂瓊と共に。大殿內に坐奉り玉へるを。孝昭天皇御世に。本體大己貴神の神敎まして。天照大神の神體と。同し御床に坐奉しめ給へるを。注進狀 崇神天皇御世の六年九月に。大和社に祝奉り給へるなり。さて中右記に。永久六年六月。軒廊御卜。是大和國大和社。去二月九日戌刻。俄有レ火。寶殿三宇。并御正體燒亡也。とあり。此時には。此廣矛も燒亡ひ給ひにけむ。○百不足は。百の數に足ぬ八十と。連けたる枕詞なり。 また百不足桙また五十槻なとも連けよめり。冠字考を見へし。 ○八十隈。下に隈此云二矩磨埋一と注され。 隈は傳の假字なり 私記に也曾久萬豆爾と有り。記には八十坰手に作れり。即海宮遊行章一書に。海陸相通はさる境を。八重之隈と有なと。此に同し。記傳云。手は道なり。萬葉に道之永手と多くよめると。道之長乳齒神と申す御名とを合せて。永手は永道なることを知り。又此の手も。道なることを曉るへし。とあり。八十は多くの隈々あるを云。萬葉に川隈之八十阿。道前八十阿。なとも見ゆ。又萬葉二十に。毛母久麻能美知と有る。百隈も八十隈と同しくして。道の隈を多く經て行間を云り。偖其久麻の言は。隈りなる由なるが。矩磨埋と云時は。隈道にて。萬葉一に道隈伊積流萬代爾。二に道之阿回爾云々なと有て。道の曲れる所を云れは。八十道隈と心得てむに。同し事なり。さて重胤云。記に僕子等二神隨レ白僕之不レ違。此葦原中國者隨レ命既献。唯僕住所者。如二天神御子之天津日繼所知登陀流天之御巢一而。於二底津石根一宮柱布斗斯理。於二高天原一氷木多迦斯理而。治賜者。僕者於二百不足八十坰手一隱而侍云々とあり。唯僕住所者云々。而治賜者。と有は。其住所を乞求めさせ給ふ所なり。然るに其宮に住玉ふ可き由を。申させ玉はすして。僕者於二百不足八十坰手一隱而侍。と申玉へる續きを以思ふに。此は其下に造二天之御舍一。とある宮に。潛まり鎭らせ玉ふ事を。譬へ申させ玉へるなりけり。八十隈有る道を經行く時は。其形の見えす成行くか如くに。現身を幽して。其天御舍たる日隅宮に。鎭り侍ちはせ給はむ。と云事なるを。若然らすと爲は。其乞求めさせ給へる宮を除て。別なる所に隱り侍ちはむと。申させ玉ふへき謂れ無き事と知へし。 記傳に。八十坰手は。八十と多くの隈々を經行て云々と云れしは。別なる境に御坐しぬる者と。凡成されたりし誤なり。稱に百不レ足之八十隈者。先師申云。大己貴神隱去之地也。今之杵築之神宮歟とは。甚々先見有る說なりけり。 と云り。○將隱去矣。又云。記に隱而侍と有に當れる處にて。神賀詞に。八百丹杵築宮爾鎭坐支。と見えたる。其宮に現身を隱して侍居りて。神事幽事を所知食御坐むとの御事にて。此傳は。其天日隅宮の內に。鎭まらせ坐む事を。申させ玉へるなる事。記には此大神より宮造の事を乞求め奉らせ玉ひて。云々の如く治玉はゝ。我は八十坰手に隱るゝ如く。隱侍らせ給はんとにて。其條理甚よく聞ゆるを。此には其造宮の御事を略かれたる故に。遠き境に就かせ玉ふ物の如く見ゆるは。彼と第二一書と得て訓へき處なるなり。

推古紀歌に。訶句理摩須。阿摩能椰蘇訶禮。また祈年山口神祭詞に。皇御孫命能。瑞能御舍仕奉氐。天御蔭日御蔭登。隱坐氐云々。と見えたるも右に同じ。後釋に。隱とは御殿の蔭に覆はれて。其内に坐ますを云り。人に見えしと隱るゝには非す。と有が如し。私記の訓カクレマカナムは。隱れ籠去むと云事なれとも。此其天日隅宮に。鎮まらせ御坐す御事をこそ。宣へるなりけれ。別處に移らせ玉へるなちされは當らす。又倉澤本の訓。タチカクレイナムと云も。其と同し。凡て此正書には。其遠宮の事を略かれたりし故に。訓にさへそ然る餘訓は交れりける。 と云り。○矩磨逕。記傳云。この逕字をヂの假字として訓は非なり。ヂの假字なり。○言訖。天神御子の爲に。聞え奉らせ玉ふへき限の御事を。遺も無く。申置せたまひ畢りぬるよしなり。○遂隱。一書に長隱者矣とあり。これ即上に云る。天日隅宮杵築宮に鎮坐なり。さて杵築は。風土記に。出雲郡杵築鄕。郡家西北二十八里六十步とあり。記傳に云れたるか如く。多藝志之小濱とあるは。古名なりけむを。諸神の杵築玉へる地なる故に。後に杵築と號たりと聞ゆ。和名抄にも。同郡に杵築と出たり。其宮處は。風土記に。出雲御埼山。郡家西北二十七里三百六十步。高三百六十丈。周九十六里一百六十步。西下所謂所造天下大神之社坐也。とあり。眞潤云。郡家の方程を。一本に正北とあるは合はす。西北二十七里云々は。方程合へり。今見るに。山頂も杵築大社の北山殊に秀たり。高三百六十丈は。此處を度れるならん。 抄に。此山周凡今十六里有餘也。古事記宇迦山也。俗呼曰不老山。又鰐淵山是也。西北以郡家路尺考之。相應杵築。今彌山跡。是宇迦第一峯也。と云り。平田翁云。訂正本にも古事記に謂ゆる宇迦山是也と云り。此等の說と。宇迦山の處の師說に。鰐淵山是也と有るを合せて思ふに。遠ける山にて。峯の別に立たる故に。名の變れる也けり。但し風土記抄に。熊成峰といふも是也。と云るは。誤なり。 式に出雲郡杵築大社。名神大 同社大神大后神社。と並載されたり。大神大后神とは。彼須勢理毘賣命なり。史に仁壽元年九月。特擢二出雲國熊野杵築兩大神。並加二從三位一。とあるより。次々見えて。貞觀九年四月。出雲國從二位勳七等熊野神。從二位勳八等杵築神。並授二正二位一。と云まて見えたり。

熊野は。素戔嗚大神に坐事。既に云り。

於是二神誅諸不順鬼神等。一云。二神遂誅邪神及魍魎石類。皆已平了。其所不服者。登天也。倭文神。此云斯圖梨能俄未。果以復命。

誅諸不順鬼神等は。上に彼地多有螢火光神。及蠅聲邪神。復有草木咸能言語。とある結なり。一書に。周流削平。有逆命者。卽加斬戮。歸順者。仍加褒美。○一云。此星神の此傳は。第二一書に。天神遣經津主神武甕槌神。使平定葦原中國。時二神曰。天有惡神。名曰天津甕星。亦名天香々背男。請先誅此神。然後下撥葦原中國。とあるに據に。此時の事には非す。二神の始て。天より此國に降り坐る。虛空にての事なり。其よし一書の下に云。されは此傳は。第二一書を。此に取て心得へし。○誅邪神及草木石類。大殿祭詞に。又大祓遷却崇神詞等同し。磐根木根立知。草能可畝葉毛言止氐とある。言止氐は。即此の誅字に當て意得へし。常陸風土記に。天地構興。草木言語之時云々。和二平山河荒梗之類一。大神化道已畢云云。と有て。此の和平も。即草木の言止たるをも含たるか。其山河荒梗之類は。言語へりし草木なることを。此彼思合せて悟るへき者なり。○其所不服者唯。平田翁云。葦原中國なる。枉神妖鬼ともは。

皆事趣逐ひたまへれと。中國を放れて虛空にかゝれる。星神なる故に。唯此神耳不レ順なり。と云り。されと右に云る如く。此時の事にあらねは。此神耳とあるは誤とすへし。〇星神香々背男。和名抄に。說文云。星萬物精上所生也和名保之。とあり。平田翁云。言義未知らす。抑此物の事。諸外國々にて。種々論ふ說とも聞ゆれとも。萬物精上所生と云を始。皆推量の說ともにて。古傳有て言へるに非れは。總て信に足らす。其成始は。神國の古傳に本つきて知より外なし。と云れたるか如し。されと。此に星神とあれはとて。今現にみゆる恒星を司りて。其中に住る者とも見えす。按に虛空の中を住處として。光を放ち。妖星となり（後世云る光物。また天狗星なと云枉物の始祖とも云へし。）なとして。天下に禍害を爲す者を云なるへし。一書に天津甕星と云るも。即此土にて。其者を星に准へて名けたるなるへし。名義は。平田翁說に。香々は炫。背は佐衣の約にて。清明き意。と云れたるか如くなるへし。〇倭文神。倭文は古書ともに。文布とも書り。同物なり。平田翁云。共に斯紆理と訓へし。（斯圖梨能餓未とある圖は。トの假字なり。和名抄にも。淡路國三原郡倭文之止利とあり。また志豆とのみ云る事も。萬葉なとに多く見えて下に引り）斯豆淤理の約れる言にて。（其は天武紀に。倭文此云二之頭於利一とあり。頭於は紆と約まる。）斯豆は筋なり。今も東國にて。筋をシヅといふ處々あり。倭文を志豆とのみ云るは。此由なるへし。さて其筋やがて文なる故に。綾布とも云り。其は釋紀に。倭文號二綾布之類一歟。建久諸祭與行之時。大藏省年預申狀。有二青筋一文之布云々。と云ひ。常陸風土記に。久慈郡西靜織里。上古之時。織レ綾之機。未二此知人一。于時此村初織因名。（此風土記文。殊に志紆理の綾布なる事を知るへき明文なり。）また釋紀に。倭文神坐二常陸國一。依レ之諸祭幣物內。倭文者常陸國之所濟也とあり。主計式に。

常陸國倭文三十一端と見え。新猿樂記に。常陸國綾布とあるも。倭文を云るなとを合考へて。斯豆淤理とは。筋織の義にて。青筋の文ある布を云事。知られたり。今世に阿夜と云は。絹に文あるを云へと。古は然らす。今の謂ゆる縞木綿の類を云り。志豆は穀また麻を以て織れるなること。下に委く云を見へし。さて此を神に立奉る事は。上に引る釋紀に。諸祭幣物內倭文と見え。萬葉集に。倭文幣を手に取持て云々。神社爾底流鏡（武郷云。雄略紀御歌に。施都賣枳能阿娛羅と見えたれは。倭布を以て物の飾と爲し事もありし也。）倭文にとりそへ乞のみて。と有にて灼し。さて此布は。古專と帶に用たりと聞えて。武烈卷に。大君の御帶の倭文機結垂り。と詠み。萬葉集に。古に在けむ人の倭文はたの。帶とき替て云々。古の倭文はた帶を結垂なと詠り。然れは神に手向る事も。和衣の神衣と並て。御帶の料に献るにそ有へき。（或說に。倭文機の帶は。常陸帶と同物かと云り。此はさも有へし。）されと。後には下さまにて。帶にすること止たるか。萬葉に古の倭文はた帶。古今集にも。古のしつの苧環。なとも詠り。古のと云るに心を着へし。又釋紀にも。倭文號二綾布之類一歟。と見えたれは。後には弘く用ひ事となれりしなり。さてこそ。正中御飾記にも。其物の知難き由見えたれ。と云り。さて又倭文を。荒妙とも云るは。拾遺に。令三天羽槌雄神（倭文遠祖也）織二文布一。と見えたる。此織二文布一は。平田翁說に。下文天棚機姬神の。神衣を織たまへる所に。所謂和衣と記せるに對へて。此の文布の下にも。所謂荒衣と有へき所なり。太神宮に奉る荒衣。即文布なり。其は伯家部類に。主上大嘗會降神御祝文。と載されたる御文に。青筋乃文布乃。荒妙乃神服。白綸縮布乃。和衣乃神衣。と見えて。下に青筋文布

長四丈。廣一尺二寸。大神宮荒妙同之。と有以著し。取意と有か如く。此即荒妙なり。かくて拾遺神武天皇段に。天日鷲命之孫。造二木綿及麻幷織布一。古語阿良多倍と所見たる。木綿と麻とは。白和幣青和幣に當りて。糸なからなるにも云へれは。此織布は。即布に織たる意なれは。右の文布に當るへし。又其次に。其裔今在二彼國一。當二大嘗之年一。貢二木綿麻布及種々物一。とある麻布を。古本にアラタヘと訓るを以ても。倭文の麻布なる事は知らるめり。又云。神祇式に。和妙者服部氏とあるに對へて。荒妙衣者麻績氏織作。また神祇令義解に。神衣祭云々。麻績連等。織レ麻以織二敷和衣一とありて。此は麻績連の遠祖長白羽命の。敷和衣を織たまへることと。古語拾遺に見えたれは。其子孫として。かく織れるなりけり。さて建葉槌命の織れる倭文を。荒妙といひ。又長白羽命の織れる敷和衣をも。荒妙と云るに付て。同神そと云る說は非なり。まつ荒妙と云ふことの本は。其織物の和妙に對へて。荒きを云名にて。建葉槌命の織玉へる倭文も。麻なれは。荒妙と云むこと本よりにて。長白羽命の織玉へる敷和衣。これまた神服部が。參河赤引の絹糸以て織れる和衣に對へて。麻もて織玉へる布なる故に。荒妙と云むこと。是又解を待へからす。されは歌の枕詞にも。荒妙と云をは。一種の布とせす。麻もて織れるをも云ること。萬葉に見ゆ。名の同しからんからに。同物と爲むはあやまりなり。況て二神を同體なりなとは云へからす。さて此神は。倭文連の祖にて。倭文を織始たる故に。倭文神とは云るなり。次に云。○建葉槌神をは。又御名天羽槌雄命拾遺天羽雷命式三代實錄なとあり。名義。平田翁云。古語拾遺に。長白羽命の名の下に。今俗衣服謂二之白羽一。此緣也とあり。此に依て考るに。波と云は。布帛をいふ古言と聞ゆ。其は羽槌雄命の羽。服の波。羽衣の羽なと。みな是にて。薄くひらめくより。云る言ならむと思はれたり。鳥羽魚鱗なとの波。また木葉を波と云ふも。もとは此意より出たる成へし。槌は例の如し。と云り。また按に。羽は速の義か。猛速く坐々由の御名にもあるへし。さるは此神武甕槌神に從ひて。星神香々背男と云惡神を。誅たまへるを思ふに。いと猛き神に坐しけむ。式に大和國葛下郡葛木倭文坐天羽雷命神社大月次新嘗とあり。さて此神の倭文遠祖なるよしは。拾遺に天羽槌雄神倭文遠祖也。と

ありて紛なし。然るに姓氏錄津國天神に。倭文連。角凝魂命男。伊佐布魂命之後也。天神本紀にも。天伊佐布魂命。倭文連等祖と見ゆ。また河内に倭文宿禰。角凝魂命之後也。又大和に倭文宿禰。出レ自二神魂命之後大味宿禰一也と見えたり。此等を合せて。建葉槌神の。神魂命の御裔なる事を知へし。角凝魂命は。神魂命子なるよし。姓氏錄に見えたり。但大和國のは。中を省きて。出自と末とを舉たるなり。大味宿禰は。葉槌神より幾世はかりの後なりけん。栗田寬云。神魂命の子角凝魂命。その子伊佐布魂命。その子建羽槌命にやあらん。猶よく考へしと云り。安房國忌部系圖と云ものに。天日鷲命子津咋見命。次に長白羽神。次に武羽槌命と次第たり。此は聊疑しき系圖なから。因に出し置つ。よく考ふへし。さて天武紀十三年十二月。倭文連賜レ姓曰二宿禰一と見ゆ。然れは。大和河内の倭文氏は。此時より宿禰となれりしなり。さて式に。常陸國久慈郡に靜神社名神大とあり。和名抄に。常郡倭文郷あり。此を常陸誌に。靜神社手力雄命。那珂郡靜村。とあり。然れは今は那珂郡に屬るなり。さて此祭神は。二十八社鎮座記に。今屬二那賀郡一。在二靜村一。舊名靜織里。在二久慈郡以西二云。今呼爲レ靜者。逸二織字一耳。洞二山上一祀二手力雄命一也云々。高房明神在二社院一。所レ祭建葉槌命とあり。栗田氏云。此神今も靜村に鎭坐すを思ふに。風土記の故事は。決く此神の村民とともに。文布を織る事を教へ玉へる由と聞えたり。故今も件の攝社に。機の織切といふものを奉るは。此故なるへし。また鹿島神宮の攝社にも。高房社と云ありて。此も建葉槌神命なりと。其神宮にいへ傳へたり。なほ此外にも。式に倭文神社は。諸國にあまた見えたり。○故二神登天也は。前にも云る如く。此時の事にはあらぬを。此に出したるか故に。葦原中國悉に平け了ぬる際の事として。二神の登天は記したるなり。されと此は混れたる傳なるへき事。一書の下に云へし。○斯國梨能俄未。本に能字なし。永享本にあり。補ふへし。譏。塵神祀編呂俄曾は濁音なれと。祀中清音にも用ゐし例あり。既に上にも刈此云二我里一と。我をも清音に用ゐたる例あり。永享本には加字に書り。○果以復命。第二一書にも。故經津主命以二岐神一爲二鄉導一云々。有二逆レ命者一。即加二斬戮一。歸順者仍加二褒

美。と見えたる。是そ二神の終の復奏の時也ける。此傳を記とは　大己貴神の御事訖て。直に復奏させ玉へる者の如く有れとも。其にては。上に皇祖天神の。葦原中國に殘賊強暴神有りと詔ひて。征伐の御使を。追次て降させ玉へる。結とは成ざるなり。

附　錄

造喪屋殯之

鈴木重胤云。上代殯斂の較略をいはゝ。先四神出生章一書に。到二殯斂之處一云々。殯斂と云事の。以前に已に在し事を知へし。若て記　須佐之男命の。大穴牟遲神を試させ玉ふ所に。云々其妻須世理毘賣者。持二喪具一而哭來。と有を見れは。喪具の制。已に在し事明らかなり。喪葬令義解に。謂二葬具一者。帷帳之屬是也と有て。屍を覆ふ料と通ゆ。若て紱靖紀に。留二心於喪葬之事一と有は。其式見奉知へからすと雖。神武天皇七十六年三月天皇崩。明年九月葬二畝傍山東北陵一。と見えたれは。其三月より翌年九月に至るまて。殯宮に令レ坐て。仕奉らせ給へるを。留二心於喪葬之事一。と書されたるなりけり。其後の御世々々なるも。此に准らへて知へし。偖景行天皇の崩御らせ御坐ける御事に就て說有り。喪葬令に。葬具及遊部とある。下の義解に。遊部者終身勿レ事。故云二遊部一。と見えたるを。釋に遊部隔二幽顯境一。鎭二凶癘魂一之氏也。と見えたり。鎭二凶癘魂一と云は。其祭を爲して。神と人との隔を能鎭るなり。所以て喪事の御事無き時は。別に仕奉るへき職無きか故に。遊部と云なり。釋に古記を引て云、。遊部者。在二大倭國高市郡一。生目天皇之苗裔也。所二以負二遊部一者。生目天皇之孼圓目王。娶二伊賀比自支和氣之女一爲レ妻也。と有る　生目天皇は。垂仁天皇の御事也。孼は殷文に庶子也と有て。謂ゆる御落胤なり。此は其御母の寄重からさりし故なとに依て。御子の數に列まへられ奉らで。紀には載られさるなめり。伊賀比自支和氣は。其出自未詳ならす。比自支は。土城にて。屍を收る棺は。人城なり。棺を置く屋は荒城なり。其殯斂の事終

て陵となす。此土城と云しなるへし。然れは比自支と云は。殯殿の始より。陵墓に收る終迄の事を。取擬ふ職なりし故に負へる氏にて。土師なとの例にてそ有けらし。神名式に。伊賀郡比自岐神社見えたり。凡天皇崩時。比自支和氣等到二殯所一。而供二奉其事一。仍取二其氏二人一。名二稱禰義余此一也。禰義者。負レ刀並持レ戈。余此者持二酒食幷刀一。並入レ内供奉也。唯禰義等申レ辭者。幹不レ使レ知レ人也。と所見たる。是上古殯宮に仕奉る式なり。禰義と余此とは。踐祚大嘗祭式に。拔穂使の時。稻實卜部 禰宜卜部と云二人を遣はされて。稻實卜部は。供物を奠る事を主り。禰宜卜部は。神祭の事を掌るに似たり。上古は神社に仕奉る狀も。殯宮に仕奉る狀も。等しかりし事。此を以知へし。偖禰義と云は。次に禰義等申レ辭は。幹不レ使レ知レ人也と有は。常に云ふ禰宜祝の狀にて。職員令神祇官祝部。義解に。謂下爲二祭主一贊辭者上也。と有に別ならさるなり。敏達天皇十四年天皇崩。是時起二殯宮於廣瀨一。と有る所に。大臣大連等の誄する事見えて。其程より漸に。外國狀に移ろひ行しかは。此程なとこそ絶果けめ。若て其負レ刀持レ戈と有は。兵器を奉るなり。此一の余此は緣にて。御許近く仕奉る謂なるへし。酒食を奉るは。神祇の祭祀に。御酒と御饌を奉るに等しく。刀は禰義の捧るは大なるにて。余此は小なるか。今考へかちす。孝德天皇大化二年に。喪葬の分に超たるを。誡させ玉ひて。奠三過と有を見れは。上世には。甚々慇懃に奠る事にそ有けらし。持統紀元年。嘗二于殯宮一。此日御二青飯一。と有る青飯を。ヒジキオホノと有に就て。通證に。據レ訓則雜鹿尾菜之飯歟。と注るは然る事なから。今一にアヲキオホノとも訓た

れは。青飯なりしからに。其をヒシキノ御物と云て。殯宮より外には奉らさる物なりしか。但其製榛の如きは。今知へからす。後及二於長谷天皇崩時一。而依レ擊二比自支和氣一。七日七夜不レ奉二其食一。依レ此阿良備多麻比岐。爾時諸國求二其氏人一。或人曰。圓目王娶二比自岐和氣女一爲レ妻。是王可レ問云。仍召問。答云然也。召二其妻一問。答云。我氏死絶。妾一人在耳。即指レ負二其事一。女申云。女者不レ便二負レ兵供奉一。仍以二其事一移二其夫圓目王一。即其夫代二其妻一。而供二奉其事一。依レ此和平也。と見えたる。長谷天皇と申すは。繼向日代宮に御坐しかは。其山脉の續けるを以。然稱奉れるなるへし。即景行天皇の御事なり。依レ擊二比自支和氣一の擊字心得す。誤字なるへきなり。七日七夜不レ奉二御食一と云は。右に謂ゆる禰義と余此とに。仕奉る氏人無か故に。忌れりしなり。推古紀に。奠靈とある是なり。天武天皇朱鳥元年九月天皇崩と有て。起二殯於南庭一云々。是日肇進レ奠即誄レ之。と有れは。殯斂の事に及ふまては。奉ちさりし事にや。持統紀元年此御殯の事に就て。於レ是奉膳紀朝臣眞人等奉レ奠。々畢。膳部采女等發レ哀。と有れば。内膳司より。奉る事と成れる也けり。其二年十一月に。奉奠と訓り。依レ此阿良備多麻比岐云々。非職の人の仕奉る時は。幽顯の境を隔てゝ。其凶癘魂を鎭奉る作法を。知ざるを以なり。即其夫代二其妻一。而供二奉其事一。依レ此和平給也。と其御魂の御荒ひを。和平し鎭奉れる由なり。爾時謂。自二今日一以後。手足毛成二八束一毛遊 詔也。故名二遊部君一。但此條遊部。謂二野中古市人歌垣之類一是也。云々とあり。然れは垂仁天皇三十二年。皇后日葉酢姫命の薨坐し所に。於レ是野見宿禰進曰。夫君王陵墓。埋二立生人一

是不良也。中略則遣二使者一云々。是土師臣等主二天皇喪葬一之緣也。と有て。古より比自支和氣は。喪葬の事を總掌りたりけめとも。此に至りて。土部臣の職と爲りて。其遊部の氏人は。唯禰義と余此とに。仕奉れりしなりけり。土部臣は。令の諸陵司喪儀司を。相兼たるか如くなりしなるへし。仲哀天皇九年。天皇崩御らせ坐けれは。於是皇后云々。殯二于豐浦宮一爲二无火殯殮一。と有て。其殯宮の場にては。必庭燎を擧る習はしなりし事。和名抄葬送具に。門燎 周禮云。喪設二門燎一。俗云門火 顏氏家訓云。喪出之日。門前燃レ火。と有を。此には其天皇の崩御し御事を。天下に令レ知玉はさる所なる故に。遊樂の事は。常にも御神事なとに有る事なれは。人其差異を見分へきに非すと雖。庭燎は其と著き事なるに依て。此に制止させ玉へるか。例とは異りつる由を以て。无火殯殮の號は起れるにてそ有ハへき。仁德紀に。菟道稚郎子の薨玉ふ所に。時大鷦鷯尊聞二太子薨一以驚。云々乃且伏レ棺而薨。於是大鷦鷯尊。素服爲レ之發レ哀。哭之甚慟。と有る。且伏レ棺而薨と有は。其時已に棺に收め。殯宮に安置奉りて在し也。允恭天皇五年七月。先レ是命二葛城襲津彥之孫玉田宿禰一。主二瑞齒別天皇之殯一云々。殯宮大夫玉田宿禰云々。と見えたる。其玉田宿禰をして。殯を主らしめ。殯宮大夫と任し玉へるは。雄略紀に所謂視喪者の類にて。殯宮の事を主り。葬事を行ふ長官と所見たり。允恭天皇二年天皇崩坐けるに。於レ是新羅王。聞二天皇既崩一。驚愁之。貢二上調船八十艘及種々樂人八十一。是泊二對馬一而大哭。到二筑紫一亦大哭。泊二難波津一。則皆素服之。悉捧二御調一。且張二種々樂器一。自二難波一至二于京一。或哭或泣。或歌舞。遂參二會於殯宮一云々とあるは。新羅より來りて。天皇の殯宮に仕奉れるが。皇國に已く屬るなりけれは。我か禮式を以て仕奉れろなり。其對馬と筑紫とにて。大哭けるは。欽明天皇三十九年。天皇遂崩二于內寢一云々。殯二于河內古市一云々。新羅云々。奉レ哀二於殯一。と有て。此より後の紀共に。擧哀。又奉哀。又發哀。又哀哭なと有て。ミ子奉流と訓るは。即我古禮にて。此天稚彥の事に。以二鷦鷯一爲二哭者一。と見え。記に雉爲二哭女一。と有る事の遺訓なるか。此第一一書に。弔レ喪大臨。又仁德紀に。發レ哀哭レ之甚慟と有は。人情の忍はせ給ひ難き處より。眞に哭泣玉へるにて在を。此は其擬ひを爲る事なり。又張二種々樂器一。て京に至れる事は。繼體紀二十四年に。毛野臣被レ召到二于對島一。逢レ疾而死。送葬尋レ河而入二近江一。其妻歌曰。比羅賀駄喩。輔曳輔枳能朋樓。云々とみえたる。右に同し。或哭或泣。或歌舞。遂參二會於殯宮一。と有は。古くは此天稚彥の事を。記に如此行定而。日八日夜八夜以遊也。と見え。天孫本紀にも。日七夜七以爲二遊樂一哀泣。と有は。未外國の沙汰无き上古の事なるに。如此禮式の備はれるなれは。本より皇國に臣伏して。正朔を奉る新羅にし有れは。此の古式に據れる事云も更なり。記傳にも引れたる後漢書に。皇國の事を。彼國にて記せるに。其死停レ喪十餘日。家人哭泣。不レ進二酒食一。而等類就歌舞爲レ樂と云るは。我か仲哀天皇より以上にて。彼國の往來未无りし上古の風なる者をや。敏達天皇十四年。云々是時起二殯宮於廣瀨一。と有て。此時に初て誄を奉ること見えたり。日本靈異記に。雄略天皇御世の人。小子部栖輕か事を記せる所に。栖輕卒也。天皇勅留七日七夜。誄二彼忠信一。と所見たれは。此より以前に已に在し事也けり。又推古天皇御世。大伴屋栖古連公の卒りし所に。天皇勅之。七日七夜。使二留誄一於彼忠一。とあるも。誄の例なるを。用明天皇元年於二殯庭一誄曰。云々と見ゆ。右

の令釋に引る古記に。凡天皇崩時者。比自支和氣等。到二殯前一云々。禰義等申辭者。輪不レ使レ知レ人とある。其禰義の申辭と云るぞ。上代の誄なりつらむを。今茲に至りて。漢樣の誄の風に易れるなるへくや。續紀第四十詔に。復後之藤原大臣爾。賜天在留。志乃比己止乃書爾勅天在久。とあるを。解に志乃比己止乃書とは。御紀敏達御卷より。卷の末々に。誄をシノヒコトタテマツルと訓る是也。此字累舉二其平生實行一爲レ誄。而定二其謚一以稱レ之也。又哀レ死述二其行一之辭也。なと注したる。皇國の志乃比己止も其意なり。偖又孝德天皇二年。凡人死亡之時云々。或爲二亡人一斷レ髮剃レ股而誄。如レ此舊俗一皆悉斷。と有をみれは。貴人のみならす。古は下樣まて誄せしと見えたり。と云れたり。推古天皇三十五年天皇崩云々。九月始起二天皇哀禮一。と云は。此御世までの喪事はしも。皇國乍の古風なるを。更に佛を交へて。怪き哀禮を定て。改換りたるなむ。此御時に在へくして。思ふに。此より以前に。其二十九年に。聖德太子の薨坐時なとに。始りける其御葬式に。用初られたる者にして。此時の大臣蝦夷なとの所作なるへし。其舒明天皇十三年天皇崩。殯二于宮北一。是謂二百濟大殯一。と有て。大殯の名出たるを思へは。和漢梵の式相混雜へて。其哀禮の甚大に成れる者と所見たり。何以知そならは。皇極天皇二年に。山背大兄王及子弟妃妾の。自經て死給時に。五色幡蓋種々伎樂。照二灼於空一。臨二垂於寺一。衆人仰觀稱嘆。と云事あり。但我古にも。幡を喪具に用る事は有しなり。常陸風土記に。黑坂命之輪幡車云々。葬具儀。赤旗青幡交雜颺颺云々。時人謂二之幡垂國一。後世便稱二信太國一。とあり。黑坂命は。神功應神の御世の人なり。此を以。上古の風なる事を知へし。已に神代に。用二皷吹幡旗一。歌舞而祭矣。と有る。又山城風土記に。御子の天上に上坐て後の事を。賀茂舊記本朝文集に。取二奥山賢木一。立二阿禮一。垂二種々絲色一。云々とあるも。現身乍らの事には在とも。其狀は殯禮に異ならさるを考合へし。其立二阿禮一と云ぞ。所謂阿禮幡なりける。此を以て上古より。喪事に幡旗を用る事を知へし。右件は。推古天皇より上代の殯歛の較略を云るなり。上古漢梵の風を雜へさる儀式ともなれは。其趣を得ること。必此中に在へきなり。と云れたるは。いと委き考なれは。戲せて附錄となしつ。

日本書紀通釋卷之十六

飯田武郷謹撰

于時高皇産靈尊。以眞床追衾。覆於皇孫天津彦々火瓊々杵尊。使降之。皇孫乃離天磐座。天磐座。此云阿麻能以簸矩羅。且排分天八重雲。稜威之道別道別而。天降於日向襲之高千穗峰矣。

眞床追衾は。釋紀私記に。衾者臥床之時。覆之物也。眞者褒美之辭也。故謂眞床追衾。一書文。追字作覆也。訓讀相通之並用。今世太神宮以下諸社神體。奉覆御衾。是其緣耳。とあり。或說に衾は臥裳なりと云るは。褌の波久裳と聞ゆるを思ふに。然も有へし。さて衾は。記萬葉なとにも。數多見えたり。雅亮裝束抄云。御ふすまは。紅の打たる。袖くびなし。長八尺五寸の物なり。くびの方には。紅の練糸を。ふとちかによりて。二筋ならへて。横さまに三針きぬを縫ふ。と見えたり。古代の衾のさまなるへし。○覆は。一書に裹とあり。平田翁云。天降り給ふ途の程を痛はりて。其被を以て。暖に柔やかに。裹み著せ奉り給へるなり。須勢理毘賣命の御歌に。むし被柔か下に。寢をしなせ。萬葉四に。然被和か下に臥れ歟。なと詠るを思ひ合すへし。然るは。邇々藝命是時は。

幼稚く御坐し故なり。何を以然は知れると云に。此御天降のこと。始忍穂耳命に詔負せ給へるに。降りなん裝束せし間に。遷々藝命生坐つとも。忍穂耳命既に降り給ふ雲路にして。生坐りとも有るを。即父命に替て降し給ふと有れは。其降り給ふ時。なほいと幼く御坐せること。言も更なり。と云れたり。此事に據て。栗田寛説に。儀式大嘗の神御に寢具を供へ。天皇の御にも同く寢具あり。また諸社の神坐にも。衾あり枕あること。往々見えたるは。みな上古の禮ときこえたり。此寢具を供ふることは。天孫降臨の時。眞床覆衾の遺風にやあらむ。と云り。さも有へし。○離天磐座。記に離二天之石位一と書り。記傳云。位は坐と同し。久羅章は。座居の意なり。又人の坐處のみならず。物を居る臺なとをも。久羅と云り。又倉職なとも同意なり。石は堅固きよしなること。既に云るか如くなれは。たゝ高天原なる大殿にて。此尊の坐ます御座を云なり。とあり。離は其座より起し玉へる義なり。オシハナチのオシは。次の排二分天八重雲一の排に同く。勢ある事に添云り。さるは年久に。住馴まし坐ける御座を。今はと清く避離ち奉りしさまを。形容せるなり。一書に引二開天磐戸一ともあり。○天八重雲。記には天之八重多那雲とあり。記傳に。多那は棚引にて。虚空に覆ひ亘るを云と云り。○稜威之道別々々。道は借字にて。知波夜夫流の知。また稜威の都とも通ひて。勢の烈しき意なり。偖知和伎とは。分通り坐さまの。稜威のするときを云る形容言なり。○日向襲之高千穂峯。此山名。一書には日向襲之高千穂添山峯ともあり。添山の事。次に云へし。日向は。景行紀に。十七年三月幸二子湯縣一。遊二于丹裳小野一。時東望之。謂二左右一曰。是國也。直向二於日出方一。故號二其國一曰二日向一也。とある此なり。襲は熊襲と云る地にして。古くはこれも。同紀十二年に。議レ討二熊襲一云々。朕聞襲國云々。十三年に悉平二襲國一なとあり。此にて。襲國即熊襲なることを知へし。姓氏錄に。天孫降レ襲とあり。彼熊襲梟帥ともものいと建かりし故に。熊襲とは云なり。熊とは猛きを云名なり。高千穂は。彼國風土記に。日杵郡内知鋪郷。天津彦々火瓊々杵尊。離二天磐座一。排二天八重雲一。稜威之道別々々而。天降於日向之高千穂二上之峯一。時天暗冥。晝夜不レ別。人物失レ道。物色難レ別。於レ茲有二土蜘蛛一。名曰二大鉗小鉗一。二人奏二言皇孫尊一。以二尊御手一。拔二稻千穂一爲レ籾。投二散四方一。得二開晴一。于時如二大鉗等奏一。搓二千穂稻一。爲レ籾投散。即天開晴。日月照光。因曰二高千穂二上峯一。後人改號二知鋪一。と見えたり。高千穂山の事。記傳にも云れたるか如く。其とおほしき山二處ありて。いとまきらはし。其一は。今も高千穂嶽と云て。風土記に見えたる。日向國臼杵郡なる是也。和名抄にも。日向國臼杵郡智保郷あり。此山は日向國の北の極にて。豐後國の堺に近し。其あたりを。今も高千穂庄と云。今一は諸縣郡にありて。霧島山といふ。此山は日向國の南の極にて。大隅國の堺なり。右二處ある中に。高千穂峯は。此の霧島山の方なり。襲と云も。即此山なり。襲とは。六人部是香か高千穂峯考に。本來此嶽の奇嶮なる狀を。讃へたる言にて。武郷云。按に曾はソヽリ。ソヒユル。ソホリなとのソにて。澁りかなるを云詞なるへし。稚記に山嶽嶮重之義とあり。此山を如此讃言より。其邊の地名をも襲といひ。其襲人は勇猛剛强かりしかは。其を讃て熊襲國ともいひ。後には郡名と成て。大隅國噌唹郡と成れるを。其噌唹郡に。此西霧島山は有なれは。東霧島は今は日向諸縣郡に屬たれと。噌唹郡の堺には近かり。日向襲之高千穂とあるは。此

山なちては符はさるなり。彼臼杵郡は。日向にしても。北の極にして。肥後國に近き地なれは。霧とあるに符はす。もとより霧といふへき。喰嵯山にもあらさるをや。○武知云。既く此事宇佐託宣集に。人皇第一主神。日本磐余彦御一年十四才之時。昇二帝位宮一。受二執印鉦一。還來二日州辛國城嶽於峰一。是也。嶽於峰者。霧島山別名也。とありて。霧島山即霧峯なる證なり。彼風土記なる傳は。臼杵なる高千穂を。實の槵日の高千穂なりとして。記せる文にはあれと。此傳の發起れる本元をつら〳〵考るに。眞の高千穂嶽に鎮坐つる。高千保社の沿革の上より辨されは論し難し。さるは續後紀承和十年九月下に。日向國無位高千保神。三代實錄天安二年十月下に。日向國高千保神とある社は。太古より今の霧島山の瀬戸尾といふ處に。鎮坐せりしを。村上天皇御宇。今の社の在る。大隅國贈於郡田口村と云處に。遷坐し奉りしよし。此社記に見えたれは。彼承和天安の頃には。未彼瀬戸尾に鎮坐つるか故に。國をも日向といひ。社號をも高智穂とは呼つるなり。さて此社田口村に遷されつる後は。常に山の名を霧島と唱へもし。東霧島社。峯霧島社。といふ社もあるに對して。霧島社とは呼ふ事となりて。いつしか社號の唱も變りつるなるへし。かくて臼杵郡に。二神明神といふ社のあるは。太古遲々藝命御天降の時。御從駕神等。さては其苗裔の人等の。此臼杵あたりを領知居たまへりしがありて。其處に二上なる山のありしより。彼皇神の靈を迎奉て。高智保二上社と齋奉りたりけむ。彼社を高智保社といふより。其邊の村を智保郷といひつるか。後には高千穂庄とさへ。呼ふ事とはなれるなるへき。肥後國阿蘇郡なる智保郷。日向國婁神社の内に。高千穂宮と云かあるなとも。原はかゝる謂より。名にも負ひ。嶽さも記りつるなるへし。されとも。其傳の混つるも。やゝ上代よりの事なりしかは。風土記に記せる延長の頃に到りては。既に郷名と成つるは。本よりにして。眞の高千穂の稻穂の故事をさへ。此處の事として記すはかりには混ひつるにて。和名抄にも。此臼杵郡に知保郷名見え。今も延岡にて。高千穂庄と云總號とそ成れる成へき。然れとも臼杵の方なる高智保は。襲といふはかりの峻峨き形もなく。常に細雨のそほふると云景色もあらさるか故に。襲とも添とも稱ざるは。さすかに眞の高千穂には非るか故なり。かく考定てのち。塵添壇嘉抄に。風土記を引て。皇祖哀能忍耆命。日向國贈於郡。高茅穂槵生峯に天降して。是より薩摩國閼駝郡竹屋村にうつり給て。云々とあるか。假字にこそ引直したれ。其本書は。和銅上奏の古風土記なる事。和銅六年に。日向國の贈於郡等四郡を割て。大隅國を建られつるを。此風土記に。其贈於郡とあるにても著明なれは。古風土記には。此霧島山を。高千穂槵生峯と云擧たりしこと。疑なかるへし。かくて。實の高千穂の嶽を。後に霧島とのみ唱ふ事と成れる本末は。此山の岑と麓とに。此山の靈神を齋祭れる社をも。其神々しき神威の事實の上につきて。霧島社 霧島岑社と唱て。齋祭りつるより。其社號に引れて。彌打まかせて。山をも霧島とのみ呼事と成はてつるまゝに。後に其麓なる村をも。西霧島 東霧島なとゝは成はてゝ。此處には。高千穂の名は亡か如くそなれるなるへき。かく云故は。此山古書ともは更なり。續紀延暦七年に。大隅國贈於郡。曾乃峰上。火炎大熾云々と見えたれは。其頃までは曾乃峰と呼びつる遠ひあらさるを。上に引る承和四年の紀に到り。霧島峯神とも。霧島といふ號は。先此二社の上に。もはらいひ騙て。遂に山の總名とは成れるなるへく思ゆれはなり。と云れたる。然る說なるへし。さて記傳にも云れたる。此山常に登り詣る人多きを。暴に霧の起りて。大風吹出地動き。おとろ〳〵しき音して。闇の夜の如く暗かりて。路も見え分ぬはかりに爲こと有て。ともすれは。此霧

におほゝれ風に吹放たれて。亡なる者もあり。然るに神代の故實と云て。謂ゆる先達なる者。人に教て。手ごとに稻穗を持せ行て。もし此霧起ぬれは。其を以て拂つゝ行けは。暫か間に天明りて。事故なしとそ。と云れ。また襲峯一覽に。山中に自然生稻。今に生て。昔より不蒔稻と云傳へたるか。其陸稻の一種。世に限りなくほひこりて。年々野岡に作り出る事おひたゝし。と云れたるなとによれは。かの臼杵の高千穗の下なる籾千穗の古傳も。還りて襲の高千穗なりし傳の。混亂つるなれは。これまた一の徵とすへし。和銅上奏の古風土記は。いよ〳〵霧島なるへき徵にあらすや。と云れたり。然るに其山を。高千穗峯と云より及ほして。其二郡に亘りて。高千穗と云ふ地名にて有し如くなん思ふたる。其は記に。日子穗々手見命者。坐二高千穗宮伍百捌拾歲一。御陵者即在二其高千穗山之西一。と所見たる。此宮の事。記傳に。薩摩國人云。彦火々出見尊の宮は。大隅國桑原郡宮内と云地是なり。式に同郡なる鹿兒島神社も。此尊を祀れり。今は八幡宮と申すと云り。と見えたる。其宮内村は。國分鄕なる由なりけれは。此邊まて古は。高千穗の地也し也けり。（暗於郡に留尾と云地名あり。乳母神社と申すも御坐す由也けれは。其高千穗峰を取圖みたる地をは。凡て然云りしを。其地に高千穗神社を訛りて。乳母神社と云より。千穗と云地名ロ。其地に遺りつちん。）又記白檮原宮段に。神倭伊波禮毘古命。與二其伊呂兄五瀨命一。二柱坐二高千穗宮一議云。と有る高千穗宮は。又右の彦火々出見尊のとは別也。神武天皇の年少時の大御名を。狹野尊と稱奉れるは。地名を以號奉れる者也。白尾國柱云。狹野神社。日向國諸縣郡。高原鄕蒲淳田村。佐野原の地に在り。奉二祀瓊々杵尊一。合二祀木花開耶姫命。彦火々出見尊。豐玉姫命。葺不合尊。玉依姫命一。東

掖宮神武天皇。吾平津媛。西掖宮經津主命。武甕槌命。各神像を安置す。神武天皇此地にて降誕有し故に。狹野とは云ふなるへし。八田知紀說に。神武天皇の降誕坐し所は。高原鄕狹野の地にて。同所神德院の南に當りて。小高き所にて。良廣く平かなるを。大宮の址也と云傳へたり。と云り。然る時は。愈其神武天皇の御坐ける。高千穗宮はしも。決て此狹野神社の地なるへき事。申すも更也けれは。古に高千穗と云ける地の方境。廣大なりし事。此を以知へき者になん有ける。と云り。また國柱云。日向國諸縣郡高原鄕。霧島岑神社。今東御在所兩所樣現と號く。東とは。西霧島に對云ふ。御在所は御坐所にて。此地高千穗宮の舊跡に係るを以なり。此麓に御井川と稱ふ靈泉有を。忍穗井の址と云傳ふ。即錫杖密院の庭に當れり。と云るは然も有にや。（但右の高原鄕は。和名抄に。諸縣郡財部鄕ある。此なるにや。右の霧島岑神社と云は。次に謂ゆる霧島神社の御事なるを。別に一社あること心得す。と云へとも。式の例。某神社何坐とある。其必一所には非るも有れは。本は霧島神社には。二座を祀たる。其片方を云なるにや。又同人說に。高千穗宮の舊址は。即霧島嶽の麓にて。即諸縣郡都城と云所なり。此は本は島津庄の地にて。南鄕中鄕北鄕と云て。三方に分れて。中鄕の内に。昔宮丸村都島と唱來し所の在しを。永享年中城を築きて。即都城と號けしより。遂に一鄕の名とは成しなりと云り。）また式に。日向國諸縣郡霧島神社。同人云。高城鄕東彦火々出見尊。葺不合尊。玉依姫命。神武天皇。六座を從祀とす。續後紀承和四年八月壬辰。日向國諸縣郡霧島岑神預二官社一。三代實錄。天安二年十月二十二日己酉。授二日向國從五位下霧島神從四位下一。と有は。共に當社の御事なり。然るに右にも云る如く。別に霧島岑神社と申すあり。同人說に。奉レ祀二伊弉諾尊。伊弉冊尊一。相殿六坐。天照大神。忍穗耳尊。瓊々杵尊。彦火々出見尊。葺不合尊。磐余彦尊。脇宮菊

理媛命。續後紀に謂ゆる。霧島岑神是なり。今思ふに霧島神社と。霧島岑神社と。二社御坐は。右の承和と天安との記されさまの別なるに依て。別に一社を設たりし者の如くも見ゆめり。又大隅國式外高千穗神社は。同人云。此地贈於郡鄉田口村に在り。今西霧島宮と云ふ。西とは諸縣郡高城鄉に。東霧島宮有に對云なり。奉二祀正殿。瓊々杵尊。彦火々出見尊。葺不合尊。神武天皇。以上四神各爲二一座一。東少宮右腋。國常立尊。高皇產靈尊。伊弉諾尊。天照大神。以上四神合爲二一座一。西山王左腋。大己貴命。國狹槌尊。惶根尊。神皇產靈尊。伊弉冊尊。素戔嗚尊。正哉吾勝尊。以上七神合爲二一座一。以上六社權現と稱す。社記云。上古は今の宮地より。東一里十町。瀨戸尾にあり。延暦中山上炎上の後に。村上天皇御宇。今の地に遷坐有り。と云り。按に瀨戸尾に在し時は。高千穗宮とも云しにや。凡皇御孫尊を祀りて。高千穗と稱せし例は。日向國兒湯郡都萬神社の內に。高千穗宮有て。皇御孫尊を祀れるにても知へし。續後紀に。承和十年九月甲辰。日向國無位高智保皇神。奉二授從五位下一。三代實錄に。天安二年十月二十二日己酉。授二日向國從五位上高智保神從四位上一。とあり。此は郡名を記さゝれは詳ならすと雖。瀨戸尾は。東峯と西峯との間に在し時は。日向の國內なりけれは。其にそ有つらむ。と云るは實に然る說なり。然れは同し高千穗峯の神には御座せとも。一所は霧島神とし。一所は高千穗神と爲て。上古より祀來れるならんを。八田知紀は。右の國柱か說を踏はすて。衙高智保神は。白杵郡智保鄉有からは。其ならむと云るは。伊知地季安か文にも。延久八年日向國圖田帳。於二白杵郡一。書二高知尾社八町一。と有に驚さたる說なり。彼にも此地名を各移せるからは。高千穗神と云も。なとかなからさらむ。已に贈於郡の內に。智尾名と云は。千穗名を說りたるへゝ。其地の乳母神社は。千穗神社なるへきものなるをや。

す。高葉に角山を高角山。城山を高城山なと云るか如く。附言ふ言にて。みな山の高さを云るなり。僧侶に地名にも。實號にも成しなるへし。

峯を多氣と訓るは。記傳に。多氣は萬葉に高とも書る意にて。高き山を云なり。とあり。○天降。記傳云。今皇御孫命の此山にしも。降著坐りしことは。一書に。猿田彦神に。天鈿女復問曰。汝何處到耶。皇孫何處到耶。對曰。天神之子則當レ到二筑紫日向高千穗槵觸之峯一云々。果如二先期一。皇孫則到二筑紫日向高千穗槵觸之峯一。とあれは。元より然るへき所由ありし事なるへし。武鄉云。此事は一書の下に云へし。萬葉二十に。比左加多能。安麻能刀比良伎。多可知保乃。多氣爾阿毛理之云々とあり。さて此峯に天降坐て。即高千穗宮造りし玉ひて。其地に住坐々ける事を。此紀また記にも漏されたれと。こゝに重嵐云。第一一書に。猿田彦神の。此高千穗峯を定めて。此に皇御孫尊を。啓行奉らせ玉へるは。已く其初國所知食す大宮所を。豫め見立置せ玉ひて。其地に進め申させ玉ひけむ御事。申すも更なり。然るに紀記の傳共を見るに。此地には御坐著せ玉へるのみにて。直に吾田長屋笠狹之碕に行幸て。其地に留らせ御坐す趣なるは。其始終を括り書されたりし者にて。實には其猿田彦神の設備られし任に。其高千穗宮に住せ御座けむかと思ふよしあり。其は中臣壽詞に。皇御孫尊天降著せ御坐て。直に天上の御水を乞に奉らせ玉へる狀に。聞えたるに。大同本記に。一傳を書して。其終に即時日向高千穗宮乃。御井崇居焉。と有は。右の壽詞なる天八井の事に當るへし。然る時は。皇御孫尊の天降り御坐て。高天原より授ら せ玉へる。齋庭の瑞穗を以。初て大嘗聞食ける。其高千穗なりし事。鏡に係て見るか如し。と云り。この事は。六人部氏既に云おかれたる說あり。それに依られたる物なるへし。

既而皇孫遊行之狀也者。則自槵日二上天浮橋。立於浮渚在平處。立於浮渚在平處。此云羽企爾磨梨陀毗邏而陀々志。而磐完之空國。自頓丘覓國行去。頓丘。此云畔陀烏。覓國。此云矩貳磨儀。行去。此云騰褒屢。到於吾田長屋笠狹之碕矣。其地有一人。自號事勝國勝長狹。皇孫問曰。國在耶以不。對曰。此焉有國。請任意遊之。故皇孫就而留住。

既而云々。重胤云。此件は其より後に。始終住せ御坐む宮都を。定めさせ御坐る較略なりけるか。紀記共に。此間に餘事を載られさるか爲に。高千穗峯は。天降り著せ給ふと申すまてにて。直に笠狹の方に御坐たる狀に見ゆめれとも。此に既而と云は。其事已に終り。此事茲に初れる謂なるを思ふにも。高天原より。行ひ下させ給へる。大背の御政は。其高千穗宮の齋庭にてこそ。行はせ御坐けらし。と云り。○遊行之狀。高千穗より笠狹の碕に。覓國に御坐るは。平素の幸行とは甚く異なりしか故に。其御消息を申すとて。記し出たる語なり。口訣に遊行之狀也者。自高千穗峯。至笠狹之碕道。とあるか如し。○槵日二上。これ高千穗峯なり。一書に槵觸之峯とあり。記には久士布流多氣とあり。槵日は。丹後風土記に。與佐郡々家東北隅有速石里中略先名天梯立。後名久志濱。然云者。國生大神伊射奈藝命。天爲通行而。梯作立。故云天梯立。神御寢坐間仆伏。仍怪久志備坐矣。とあり。平田篤云。此久志備を。今は體言にすえてのみ言へとも。此に久志備坐と有れは。本は用言にて。クシビクシブルと活く言なり。故槵日二上峰とも。槵觸之峰とも有。と云り。槵日又槵觸は。其山の靈異あるを云稱なり。記に日向國謂豐久志比泥別。と有も。豐槵日嶺別にて。此靈山に據れる亦名なるへし。二上に。本にフタカミと訓る宜し。フタノホリと訓むはわろし名義二神なり。兩山相添て。二並ふを云稱なり。さて其を神とし也云るは。古は山をも海をも神と云る例。萬葉にあり。卷三に常陸國筑波山を。朋神之貴山乃儕立乃見果石山とよめり。是男神女神と云二山を。二神と云儕立と云り。卷九には。二並筑波乃山とよめる。即是なり。また大和國葛上二上山をもよめり。これも峯二あり。今二上嶽とも。二子山とも云て。二並也。また越中國射水郡二上山をよめる歌あり。これら。布多賀美と云山の例也。猶常陸風土記には。筑紫國日向二神之峯。とあるを以て。二上の訓を知へし。○天浮橋は。重胤云。第四一書にも。日向襲之高千穗槵日二上峯天浮橋。と有て。此二の傳の如くは。其高千穗峯より。笠狹之碕に渡らせ御坐す道に。架れる橋なるか如し。然るに記の趣にては。於天浮橋宇岐土摩理。蘇理多々斯豆。天降坐于竺紫日向之高千穗之久士布流多氣。と有て。天浮橋云々を。天上より高千穗峯に。天降らせ玉へる間の御事と傳はれり。萬葉十九に。蜻島山跡國乎。天雲爾磐船浮。等母爾倍爾。眞可伊繁貫云々。安母理麻之云々。と有て。天磐船と云も。天浮橋と云も。其御坐て通はせ玉ふ御料を云るなれは。何れにしても同しきを。續後紀長歌に。云々天能梯建。踐歩美。天降利坐志々。と詠るに。纂疏に。天浮橋猶言天梯立。と注させ玉へるも。必承る所有る說にて。天神御子の天降らせ玉へる梯の。此高千穗峯に架れるにて。此より笠狹之碕に遊幸るにて。此梯より御坐

つちむを。記には。天上より二上までの事のみに係り。紀には。二上より笠狭までの事のみに係れるは。互に其片方を略かれし著にて。實は兩度共に。同し御出立なり。とこそは見えたりけれ。偖大同本記に。皇御孫命詔久。從二何道一曾參上志止問給。申久。大橋波須賣大神並皇御孫命乃。天降坐乎恐天。從二小橋一參上支止申云々。と有を思ふに。此二上の天浮橋と云は。謂ゆる大橋にて。供奉神の降られし小橋は。又別なる地に在し也けり。其大橋小橋の岐は。謂ゆる天八達之衢なり。偖火闌降命。即吾田君小橋等之本祖也。記に阿多之小椅君なとあるを。口訣に。吾田小橋者其姓也云々。小橋者彼所居之名。とも見えたれは。小橋と云地は。吾田の中に在へ〳〵して。其吾田は和名抄に謂ゆる。薩摩國阿多郡阿多郷と有る。此地に決めて。小橋は架りて在しならんを。其神名に後小橋命と有も。其二上なる大橋を前とし。其に對へて阿多なりしを。後小橋と云にこそは有ならめ。此等を以ても。天浮橋は。天上より御往來の時に。架れりし梯なるを。後に笠狭に遊行る時に。此橋を仆して。武郷云。丹後風土記の。天橋立の仆れたるなとを思へし。其地に御坐けるより。天上の往來は絶たりけんとそ伺奉らるゝ。と云り。○自は。槌日二上峯に。天上より降らせ玉へる天浮橋のあるを。又其天浮橋より。笠狭之碕に。乘て移らせ御坐す由也。○立於浮渚在平處。記には。於二天浮橋一宇岐士摩理。蘇理多々斯豆云々。とあり。口訣に。浮渚海濱之平地。とあり。但し記には。天上よりの御事に。字岐士摩理云々と有て異なり。かくては虚空に。浮渚と云物の。有し如くきこゆるなり。もしくは此時の事の。始に亂て語り傳へしものか。記傳云。宇岐士摩は。地の堅まらすて。浮て泥の如くなる處を云。と云れたるか如し。口訣に。海濱とあるに泥むへからす平處は。其浮渚の有る平かなる處をいふ。立とは。八洲起元章に。立二於天浮橋之上一。とある立と一ツにて。此も天浮橋の上に。立せ御在坐て。其なから。笠狭の方に幸行る趣なり。さるは槌日二上なる麓の地は。太古は未地も堅まらす。浮渚にてありけらし。さて記に。宇岐士摩理。蘇理多々斯豆は。宇岐士摩理の下に。此なる平處と云を略けるなり。されと蘇理多々斯と云る言の義は詳ならす。平田翁説に。遊ソヽヤヽ發しなり。然るは萬葉十七に。越の立山を。白雪の千里を押わけ。天曾々理高き立山。と詠る曾々理と同言にて。彼は彼山の高く嶮たる勢の。遊りかなるを曾ひ。此は天上より。是國に後嚴道別き道別て。降坐す勢の。遊りかに。烈しきをいふと云れたり。久保學士云。宇岐士麻理云々の言。古來明解なし。まつ隱岐に。先師申云。非二別處一歟。皇孫已天降千穂二上峯一。自二其處一遊行之時。立二於浮渚在平處一。膏肉空國自二頓丘一覓レ國行去者也。然則其行路之間。立二浮渚平處一之由也。といひ。松下見林説に。雪二浮渚所レ在之平地一也と云へり。此意ならは。浮渚なる平地なといふへけれ。浮渚在平地と云可らす。凡そ用語より體語へ緩く例斯の如し。此は浮島ありて。其平なるといふ語なるを省けるにて。浮渚に在る云々といふ義に非す。と見れは妨なかるへし。蘇理の解は古史。いと愛し。彷へ行くをソルといふなとを思ふは宜しからす。記傳に。浮渚のある平なる地に立玉ふ也とあり。此説にて聞ねたり。

第二一書に。膏宍胸副國。第四一書に。膏宍空國。左右に。記の次第は穩ならす聞ゆ。○膏宍之空國。千穂峯の邊なる。襲國を以て。膏宍之空國とは詔へるにて。神代の語を以て。託奉らせ給へるなり。此御事を。神功皇后元年には。神託二皇后一以誨之曰。今御孫尊所望之國。譬如二鹿角一以無實國也。と有て。此鹿角を以。譬させ玉へるは。外は堅固くして。潤澤有る物なれとも。中心の空虚なるを以。其不毛の地に。比らへさせ玉へる御託なり。口訣に。膏宍之空國荒芒地。纂疏に。膏脊也。脊上無レ肉。故稱二空國一。曰二膏肉一也。空國則不毛之地。とあるか如く。此襲高千穂峯より。西方薩摩國の笠狭に至る迄。山脉相續きて。頓丘なる地は。今現に打見たる狀を以ても。脊肉の如く。無實たる地の多くして。國の廣きには似合しからす。山嶽襲重りて。田地の少を以て。其草昧なる太古の狀想像へし。薩摩人言に。脉の脊肉を曾士斯と云ひ。鹿訓往來に。譬。楚割と有も。譬の脊割と云事なれは。脊を曾と云なりけり。と云り。なは曾吐瓦は脊脇の義なるをも

思へし。○頓丘。毗陀の例は。雉之頓使とある如く。一向に他を雜へぬ義にて。單と云に少も異ならざるなり。萬葉に直土直佐麻なとあるも。土のみ麻のみにて。他物をましへぬなり。即高千穗槵日二上峯より。山の脉の打延て。西方笠狹之碕に至るまて。頓物岡續きなるを。傳はせ御坐ける故に。自二頓丘一とは云なり。此字の事に付て。記傳に。書紀に比多袁を。頓丘と書るは。詩經衞風に。至二于頓丘一。と云事あれは。是を取れるか如く見ゆれとも。此は詩經の字を取れるにはあらて。頓はたゝ比多と云言に用る字を書るが。たま〳〵詩經にも然名のある也。頓を比多と訓事。此餘にもあまたあれは。此も頓丘の文字には拘はらす。比多と云訓をとれるにもあるへし。採要と云れしは然る言にて。頓丘は右にも云る如く。山脉の續きて。一向に岡なるを云ひ。襲宍之空國と云るは。其頓丘と云へき地の。本より無實たる由を。云る者になん有ける。又記傳に。比多袁は。片岡片山なとゝ同意にて。片寄れる岡なるへし。と云れたれとも。其ならんには。唯に片丘とこそは。書さるへかりけれ。殊更に迂遠なる頓丘字を。何そ用させたまはむ。○覓國とは。たゝに國を覓る事のみにはあらて。國々を治給ふに云言也。萬葉二十に。神武天皇の御事を詠て。山河乎。伊波禰左久美豆。布美等保利。久爾麻藝之都々。知波夜夫流。神乎許等牟氣。麻都呂倍奴。比等乎母夜波之。波吉伎與米。云々とあり。此覓國の事に就て。六人部是香說に。此笠沙の幸行は。普く天下を覓國したまふとての。行幸なりしを。他國ともの事蹟は傳はらて。木花之開耶姫の事蹟のみ傳はれるから。唯西國のみ知看し狀に通ゆれとも。然にはあらさる事。紀の本書一書ともに。覓國とあるは。其住給はむ國を。覓給ふ謂にはあらて。國々のありさま。其處々を領き居る首帥を。まつろへなとし給ふ上をさして。國覓とはいへる物なる事。神武天皇の東征の御事をさして。國覓とあるに思合せても悟るへし。さて如此國覓と云言の。天下に係れる言なるにつけて。尙熟按ふに。皇美麻命の。天降てより。高千穗宮に定め敷たまひて。彼水取の故事は更なり。雜々行ひ玉ふ神祭をして。政事なとをも行ひ玉ひ。さて國覓し玉ふとて。まつ襲肉虛國より。笠沙に幸し。其處にも大宮造らせ玉ひ。木華開耶姫に遇給ひ。御子等生れさせ給ひつる後。東國にも巡幸しつる事を。思しき謂は。常陸風土記に。昔祖神尊。巡二行諸神之處一。到二駿河國福慈丘一。云々と見えたる。祖神尊は。遲々藝命に坐す事疑なき徵ありて。其よし事長けれは。別に委しく云り。大后木華開耶姫命をも卒ゐ。天下を巡幸せるよしなれは。天上より隨從したまへりし。天兒屋禰命。太玉命。天忍日命なとの。從駕し仕奉り玉へりし事は。云も更なり。かゝれは笠沙高屋宮は。木華開耶姫の爲に造らせ玉ひて。共に栖玉ひつるにはあれと。尙本都は日向高千穗宮なりしかは。彥火々出見命も。葺不合尊も。なほ此宮を本大宮と。敷坐つるには。違あるましくこそ。されは神武天皇御代に到りても。古事記に。神倭伊波禮毘古命。與二其伊呂兄五瀨命一二柱。座二高千穗宮一而議云々。と見えたるにて。神武天皇の東征の擧ありつるまての本都は。なほ高千穗宮なりしなり。と云れたるは。珍らしき考なり。但し瓊々杵尊の。東國までも巡幸しつるとの說は。ほかにも思寄れる事もなきにはあらねと。此は尙よく考へし。さて行去は字の如く。通り過て往なり。記傳云。凡て登宮流とは。此より彼に行到るを云て。雨なとに衣の沾て。表より裏に徹るを。沾登宮流と云類の。登宮流と同言也。今俗にたゝ經て行を。某處をとほるとは違へり。○吾田は。一書に

は。吾田笠狭之御碕とあり。和名抄薩摩國阿多郷是なり。古は吾田國とも云て。此邊の廣き名なり。重胤云。此次に彼國有二美人一。名曰二鹿葦津姫一。亦名神吾田津姫。と所見たりければ。此神名は。此地に因て負坐るなるを。彼國と云しは。古に吾田國と云もにこそは有けめ。天武天皇朱鳥元年大隅阿多隼人とあるを見に。此時未薩摩國の名は。無くして。阿多と云し狀にて。持統天皇元年に。隼人大隅阿多魁帥とある。隼人は衆の名なり。大隅と阿多とは。二國の名を並云事は。其六年に。遣二沙門於大隅與二阿多一。可レ傳二佛教一とある。此にて著き事なり。然るに續紀大寶二年に。先レ是征二薩摩隼人一時。云々唱更國司等。今薩摩國也。とありて。此時は唱更國と云しを。其紀を撰まるゝ頃に至りて。漸薩摩國と云名に定りたる也。なほ白尾國柱說に。吾田國と云るは。今の薩摩の舊名にて。後に大隅阿多と並云しは。今の谿山。日置。揖宿。穎娃の南邊までの地方にて。皆安閑紀の炯娜國の疆域とおもはる。武郷云。此炯娜國は。備後國安那郡の事なり。南浦文集に。琉球。那覇。本是川邊郡。と書せしも。語、嗣し所ありと見え。又七島以南の海島も。其管轄に係りしにや。和名抄に。川邊郡にある鷹屋を。阿多郡に收人レたるにて。古の阿多郡は。甚大なりしを知へし。東鑑 建久三年 に。薩摩國阿多四郎宣澄所領。谿山郡。伊作郡。日置南郷北郷と見え。又伊作莊。日置北郷、兩地。日島山野河海。撿斷所務の事あり。又阿多平權守忠景。依レ蒙二勅勘一。逐二電于貴海島一。と見えたり。阿多と稱せしは。此等の地に住址せしか故なれは。後々までも大名をは。阿多と稱せし也けり。と云るは尤なる說なり。此吾田は。和名抄に阿多郡阿多郷有る。即其國名の起なるへき事。云も更なり。名義次に云へし。長屋は。第四一書にもあり。此にては總名の如くなるを。第六一書に。到二于吾田笠狭之御碕一。遂登二長屋之竹島一。とあり。然れは吾田は國名。長屋は其地の總名。笠狭又竹島は。各小名なる如く見ゆめり。竹島の事は第六一書下に云り。國柱云。長屋は今の長永山と云是なり。この山は。河邊郡加世田郷大浦村にて。長延たる高山なるか。加世田の御碕に横り。辰巳の方は。穎娃の枚聞嶽なと見えて。故あるへき地勢なり。武郷云。地理纂考と云書にも。大浦村長屋山當郷。武田。津貫。小湊の三村に係りて。東四三里餘。南北四里餘にて。加世田郷の中央なり。往古は四野間嶽。南久志。東山田。北は宮原村。鹿野神社のあたりまて。支山連接せしを。漸々開拓して。熊田或は人家となり。其餘も多く野間に變して。中腹以上のみ山林也。土人長永山と云と云へり。さてこの長永。舊は長屋を長江と訛り。やかて長永とも書なし。今は字音に轉り呼こと〻なりしならん。この長永山は。笠狭の碕に横り。同所なるをもて。長屋の笠狭とは稱しこと。猶襲之高千穗之峯なとの例に同し。笠狭は。一書又記に。笠狭之御碕とあり。河邊郡加世田郷有る是なり。其加世田と云村は。即笠狭より轉りし名にて。又碕とあれは。加世田の地なから。その極の海邊までも。臨親し玉ふを云なるへし。書紀に。皇孫後遊二幸海濱一見二美人一。又曰。其於二秀起浪穗之上一。起二八尋殿一。云々なとも。海邊に係りしなり。其地に接きて。宮崎と云處もあり。武郷云。口訣に笠狭之碕宮崎也と見ゆ。京之原と云處もあり。さて其邊に野間權現と云社あり。木花開耶姫。遷々藝尊。產火々出見尊。火明命を祭る。又三柱の皇子。御誕生の跡ありて。三皇子を祭りて。竹屋明神と云と云り。とあり。○其地有一人。一書には國主とあり。○事勝國勝長狭。平田翁云。名意。事勝國勝は字の如く。事に勝れ國に勝れて。威勢ある由の美稱なるへし。と云り。長狭は未レ詳。

こゝに神といはぬは。自ら號る所なれはなり。第四一書に。事勝國勝神者。伊弉諾尊之子也。亦名鹽土老翁とあり。此鹽土老翁と申は。記傳には。一柱の神名には非す。凡て物をよく知識る人を云稱なり。と云れたれとまからす。名義をも。其よしに解れたれと。信かたし。重胤云。檍原御禊の段に。生坐る底筒男。中筒男。表筒男三神を。一神と爲たる御名なり。と云り。まことにさる說と通えたり。其說は。第四一書の下に。委く云るを見よ。○國在耶以不は。一書に國在耶。即右に覓國と有に應ふる所なり。此に國在や否らざるやと。問給へるは。此まて經て御坐しける國は。膏肉の空虛地にして。大宮を敷せ坐へきに非りけれは。事勝國勝命の。來會給へりし任に。問試みさせ玉へるにて。倭姫命世記に。倭姫命の。大若子命問給久。吉宮所在哉。白久。佐古久志呂宇遲之五十鈴河上爾。吉御宮所在白支。云々と有と。語勢の相類たる所なり。○此焉有國は。即大宮處定させ玉ふへき地有りと。御對を奉ちせ玉へるにて。此吾田長屋笠狹之碕に。啓行き奉りて。述る言と所見たり。○遊之は。重胤云。ミタセと訓る。海宮遊行章第二一書に言來意と訓み。天武天皇元年に。不能進行と訓たり。此等を合せ見る時は。美多須は。御到良須と云意の。古言なる者なり。其事勝國勝長狹神の。主領る此吾田國に。御意の隨に到ちせ御坐へしと。申せるにて。即其國を奉ちせ玉へるなり。第二一書に。是有國也。取捨隨勅。第四一書に。隨勅奉矣。第六一書に。對曰。是長狹所住之國也。然今乃奉上天孫矣。とある是なり。○就而留住。一書に。皇孫因立宮殿。是焉遊息。また故天孫留住彼處。とあり。記云。於是詔之此地者向韓國。眞來通笠狹之御前而。朝日之直刺國。夕日之日照國也。故此地甚吉地詔而。於底津石根。宮柱布斗斯理。於高天原。氷椽多迦斯理而坐也。とあり。こゝも如此さまに。嚴重に記すへき事なるを。たゝ就而留住なと。こともなく記されたるは。まことは一時皇后と。住給へるまての。大宮なれはにもあるへし。この事は。六人部氏の說ありて。既に云り。さて此大宮の舊跡は。名勝考云。川邊郡竹屋鄕。和名抄靈屋に作る所謂笠狹宮の舊跡なり。竹屋大明神祠を距ること。午方一二里許にあり。此地河邊郡山田鄕下。山田村の界とす。地志略曰。竹屋鄕古跡は。絕頂二畦許の地有て。上古柱口の石三。小石多くあり。山田鄕にて。竹か尾と唱ふ。是を王子大明神と申すと云云。今按に。尾とは丘の事にて。猶竹屋の岡といへるにひとし。今見るに。一の山岡にて。其巔濶二畦許。平地有て。竹屋大明神の宮蹤と云り。この竹か尾は。蓋無戸室を營られし墟なるへし。さて竹屋鄕といへるは。此尾の麓の。裝鋪野と稱る地にて。是笠狹宮の皇居の地ならむ。このもしきのは。竹か尾より。亥方十町許にて。平々たる廣所なり。里人上鄕數野。下鄕數野といふ。鄕數は。裝數の訛なるへし。上古神降ありし時。神人等か宅地の跡と云處もあり。此より丑寅に丁り。鳥居口と云畠の字あり。竹屋神社ありし時の。鳥居跡なり。又竹か尾の山下。五六十間許に。竹林ありて。是皇子の臍帶を截りし竹刀を。棄し竹林の遺跡なり。武鄕云。尙此事は一書の下に云。そもゝ此地は皇孫瓊々杵命。笠狹御碕に戾止ましゝ時。宮柱太知立て。御座ましける。皇居の墟なるへし。今にも宮里。宮處。內京の峯なといふは。其遺稱を存せるならむ。能因歌枕に。かさゝ野と印本にかさしと誤れり。と云り。あるは。こゝの事にて。

時彼國有二美人一。名曰二鹿葦津姫一。亦名二神吾田津姫一。亦名二木花開耶姫一。皇孫問二此美人一曰。汝誰之女子耶。對曰。妾是天神娶大山祇神所生兒也。皇孫因而幸之。即一夜而有娠。皇孫未之信曰。雖復天神。何能一夜之間。令人有娠乎。汝所娠者。必非二我子一歟。故鹿葦津姫忿恨。乃作二無戸室一入居其内一。而誓之曰。妾所娠。若非二天孫之胤一。必當二燼滅一。如實天孫之胤。火不能害。即放火燒室。始起煙末生出之兒。號二火闌降命一。是隼人等始祖也。火闌降。此云二褒能須素里一。次避熱而居。生出之兒。號二彦火々出見尊一。次生出之兒。號二火明命一。是尾張連等始祖也。凡三子矣。

時彼國有美人云々。記に於二笠狹御前一遇二麗美人一とあり。本に美人をヲトメとのみ訓たれと。私記によりて。カホヨキヲトメとよむへし。記傳云。麗を加本余伎と訓は。萬葉十四に可抱與吉と見え。紀に麗。美麗。艶妙。容姿麗美なと。みな然訓り。偖山蔭に。此の文を論ひて。かくのみにては。事ゆくりなし。いかなるをりに。問給ふとかせむ。一書に。後遊二幸海濱一。見二一美人一。皇孫問曰。とある

樣にそ有へき。と云へり。重胤も。此は此國に招住せ御座て後の御事なる由なり。第二一書にも。皇孫因立二宮殿一。是焉遊息。後遊二幸海濱一。見二一美人一。とある此海濱は。記に笠沙御前と有て。別に遊幸の御事御坐る。其時なり。然るに第六一書にては。到二于吾田笠狹之御碕一。遂登二長屋之竹島一。乃巡二覽其地一云々。天孫因問之曰。此誰國歟。云々。天孫又問曰。其於二秀起浪穂之上一。起二八尋殿一云々。少號二木花開耶姫一云々。と有り。此に又問曰と有は。先に宮處を覓に御坐々て。事勝國勝神に。此誰國歟と。問はせ玉へる因に。在し御事にて。別事には非る故に。又字を置れたるにて。其二女の御事を答奉られしは。即其神の言にて。他傳々の趣とは異也と雖。此そ信に然も有けむと所思ゆるなり。然して其長屋之竹島と云は。白尾國柱 八田知紀。共に云。今野間嶽と云る是なり。土俗今に傳へて。笠沙嶽とも云り。然る時は。記に於二笠沙御前一遇二麗美人一と有も。其時の御事なりけんを。事の別なるか故に。更に又後に出せる者と所見たり。若て笠沙嶽を。竹島と云は。彼竹刀の事に依て。高屋と云名の出來たるを。其名の弘かりて。山をも竹島と云るにて。彼海中ならぬにも。霧島なと云か如く。一區の地を局りて。島とは云るなり。但孝德天皇白雉四年に。薩摩之曲。竹島ノ門。と有なとは別なり。其竹島は。通證に在二薩摩之西一別島也。距二薩州一百里。與二硫黄島一相去十八里。とある是なり。思混ふる事勿れ。右の門字。穆には間と作れり。と云り。倘竹島の事は。一書の下に云。○鹿葦津姫。御名義未思得す。或説に。薩摩國高城郡郷名合志あれは。鹿葦の轉にやと云れひかたくや。亦名神吾田津姫。重胤云。次々の一書共には。吾田鹿葦津姫と出て。此國名を以て。御名に負せる事。所以無らじやは。若して其御父大山祇神の當昔御所在ふり。先明らめ申さては。其意通え難か

りぬへけれは。今索ぬるに。式に謂ゆる。伊豫國越智郡大山積神社。名神大 是其御座所なりしなるへし。然云所以は。右に注る竹島をしも。笠沙嶽とも。野間嶽とも云るを。國柱說に。野間權現祠在二野間嶽絶頂一。東宮二坐。伊弉諾尊伊弉冊尊。共木像。長七寸餘。西宮五坐。瓊々杵尊。木花開耶姫命。火々出見尊。火闌降命。火明命 並木像 と有て。瓊々杵命を主神と祀て。齋奉れる狀なるに合せて。式伊與國野間郡野間神社 名神大 御坐すを。三代實錄に。 眞觀八年壬三月七日。元慶五年十二月二十八日條に。 野間天皇神とみえたる。天皇と申す尊號はしも。此瓊々杵尊に始て。稱奉り初たる御事にし有けれは。是そ右に所謂野間權現と。御同體には御座なるへき。然して和名抄に。濃滿郡英多と云あり。吾田鹿葦津姫命。又は神吾田津姫命と申す吾田と。其唱一なる事。奇しきまてそ克合りける。右に擧たる第二一書。及記を見るに。御父大山祇神も。其吾田國の近傍に。御座し狀なりけれとも。斯る甚しき皇神等の御上にては。千里五百里の隔は。隣るか如く。又其往來も。甚容易き御有狀なりけれは。何かは人の上を以。比らへ奉らむ。然るを國柱說に。阿多郡に。稱二山神一の叢祠。凡三四所。並に祭二大山祇神一。蓋此阿多の地は。命の領邑にして。至レ是て。始て職方と成れるにや。と云れと。吾田の事は。事勝國勝神の國主と爲て。主領れし地なるにこそ有けれ。大山祇神に係て。領邑なと云へきに非れは。其神吾田津姫命の。御父神に坐を以て。後に其御靈を祀れるどもにて。此地を以。大山祇神の所居と申さむ事は。典故に暗き論なるにこそ。又記傳には。大山津見神之女云々と云は。何地にまれ。此神の鎭坐社の御靈の。現肚士と化て。婦人に婚ひて。生玉へる御女なるへし。と云れたるも心得す。若然らは。其女神の僕不二得白一僕父大山津見神將レ白とあり。又は故乞二謹其父一云々なとをも。其御靈をして。答奉らしめ。又乞求めしめ玉ふ事

と成れとは。其時々に。現形し給ふ如く見えて。如何なりと云り。此事は平田翁も既に云おかれたりき。

○木花開耶姫。本に木花の下之字あり。永享本になし。今はそれに從りて削つ。此姫神の御姉を。磐長姫と申す。天神御子の大御壽を。試奉らせ給へらむ爲に。一は磐石に比へ。一は木花に寄せて。御誓言を奉らせ玉へる也。偖木花と云は。何木に在れ。咲く花を云事なる中に。倭姫命世記朝熊神社條に。櫻大刀自神。花木坐。苔虫神石坐とある。花木の正しく櫻なるへき證は。御鎭坐傳記に。櫻大刀子神二座。靈華木坐也。大八洲櫻樹始。從二天上一降居也。と有にて灼然くなん有ける。偖古より櫻を。花木と云しにこそ。開耶は。記に如二木花之榮榮一々坐とある。榮と言の相通ふ是なり。花に咲と云も。其榮ゆる義なれは。事は一になん歸へかりける。但記傳十六に。佐久夜は。開光映の伎波を切めて。加なるを通はして。久と云なり。かくて萬の木花中に。櫻そすくれて美き故に。殊に開光映てふ名を負て。佐久良とは云り。夜と良は横に通音なり。偖彌々後には。唯花と云へは。專櫻の事と成れり。其も自然上代の意に叶へり。と云り。かくて此神は。專木の精靈に坐て。亦櫻大刀自神とも申せは。此木花は。櫻を云る事もとより也。此事第一一書の下に委く云。○妾。ヤツコと訓り。此を始として。一書共にも。此女神の申玉へるには。妾をも吾をも。然訓ること常也。安康紀に。皇女等對曰。云々今妾等顏色不レ秀。なと有て。謙遜の御言なり。 同言ながら武烈天皇八年に。官婢。孝德天皇大化二年に。事稚之婢 と有るは。所謂奴婢なるか故に。女之奴とは云也。又淡藥十六に。痛女奴と有は。人を卑め下して云るにて。是は奴ならぬ者を。言れるなるへし。然るを。和名抄に。婢和名夜豆古。女之卑稱也。と打任せて云るは。右の謙遜の言に云る例に依て。不意く書されつるなるへし。女の奴とか。女奴とか云すては。正しき婢の稱には當らさるへくこそ。方丈記に。人を賴めは。身他の奴と爲り云々。と有か如く。人の下に屬る謂是なり。

されと。夜都古と云る言の本は。親しみ睦ふ義なること。既に云るが如し。○天神娶大山祇神所生兒也。此文誤あり。平田翁か藏る校本に。天神娶の三字无きは。いと宜し。一書また記の傳ともにも符へれはなり。されと此校本も。其出處を言されは。みたりに改めかたし。又按に湖海集と云書に。此文を引るには。妾是天神娶二大山祇神女一所生兒也。とあり。文意はよく聞えたれと。いかゝあらむ。○一夜而有娠云々。重胤云。第二一書には。是後神吾田鹿葦津姫。見二皇孫一曰。云々と有て。記の趣に同しかるを。第五一書には。其御子を生坐し後に。皇御孫尊の疑はせ玉ひ。此に就て無戸室を作りて。其室中に入り。火を放て燒せ玉へる狀なれと。甚く異なり。其一夜の間に。娠ませる由を以て。疑はれも爲つへし。其生坐る後に至るまて。其御事を申させ給はずして。疑を受奉ちむ事は。有へくも非りける者なるをや。偖記に。故後木花之佐久夜毘賣。參出白。妾妊身云々。是非二我子一。必國神之子。爾答白。吾妊之子。若固國神之子者。云々と所見たり。此御疑に。必國神之子と有に就て。思寄らくは。播磨風土記に。宍禾郡雲箇里。大神之妻許乃波奈佐久夜比賣命。其形美麗。故曰二宇留加一と有る。大神とは。伊和大神を略云るにて。即大己貴神の御事也。さては先に。大己貴神の妻にて御在坐けるか。再嫁かせ玉へる者の如くも見ゆるを。猶思ふに。大己貴神より。天神御子に奉らせ玉ふへく。其御許に養し奉らせ玉へりし御事なとの。御座けんを。妻とは傳はれるなるへきか。然てきた。此時生坐る御子等は。火闌降命。彦火々出見尊。合せて二柱神にて御座り。然るに此に火明命あるは衍なり。一書ともを合せて思ふに。焰初起時。生二火酢芹命一（第二一書）と。初火燄明時生二火明命一（第三一書）とは。一時なり。此に依て。火酢芹命火明命の。一なる事を知へく。次に火盛時生二火明命一（第二一書）と。火炎盛時生二火進命一（第三一書）とは同事也。此を以て。火明命火進命。同神なる事を明らむる時は。火明命は。火闌降命の亦名にて。尾張連の祖天火明命とは。本より別神なる事を知へし。また第五一書にては。御子等四柱なるか如くなれとも。此も二柱の傳なるを。其亦名を以。後に別神の如く誤れる事。殊に著明き者也かし。第六一書。第八一書の二傳そ。實に混れなき古說とは見えたりける。記に火照命に。此者隼人阿多君之祖。と見えて。火須勢理命に。其裔孫を云はさるは。亦名より二柱と混たるにて。此には火闌降命を。是隼人等始祖也と有り。海宮遊行章に。其火闌降命即吾田君小橋等之本祖也。と有に照し合する時は。火闌降命に。火明命火照命と申す。二の亦名御坐にて。此に鹿葦津姫命の。生奉らせ玉へるは。二柱のみそおはしましける。此のことなほ下に云へし。○未之信。重胤云。此は第五一書に。天孫曰。心之疑矣。故嘲之。第六一書に。皇孫疑之。なと有て。此を僞ならむと所思せるも。實に非しと詔へるも。共に怪しませ給ふ御心御坐か故に。纂疏に。皇孫未信者。世間常情。又欲レ發二神異一故也。と注させ玉へる。其世間常情と云は。雄略天皇元年に。天皇與二一夜一而娠。遂生二女子一。天皇疑不レ養。とある類を斥て宣ひ。欲レ發二神異一とは。此の無戸室に火を放ちて。生給へる事を。第五一書には。其生坐し後に。天孫見二其子等一。嘲之曰。妍哉吾皇子者。聞喜而生之歟。と有る。此御嘲に依て。女神の慍らせ玉ひ。其御母子共に室に入御坐て。火を放たせ玉ひけるに。事なく

て出させ御坐けれは。其御報に。我知二本是吾兒一。但一夜而有レ身。慮レ有二疑者一。欲レ使二衆人皆知一是吾兒一。并亦天神能令二一夜有レ娠一。亦欲レ明下汝有二靈異之威一子等復有中超レ倫之氣上。故有二前日之剛辭一也。とある。此御事に就ての御說なるへきに。實に然こそは有つらめ。但素戔嗚尊昇天の御事御坐ける其始。日神の疑せ坐けるを。其男御子を生奉らせ玉へるに及ひて。故日神方知二戔素嗚尊固無二惡心一と。瑞珠盟約章第一一書に所見たり。此御意味なりしにこそ。と云れたり。さらは未之信は。故につれなしつくりて。さるさまに見せ給へるを。鹿葦津姫の心になりて。記せるものとすへし。○雖復天神。第二第五一書には。雖二復天神之子一と有て。此は瓊々杵尊の。己尊の御事を詔へるなるが。凡ては皇祖天神の御上にては。御兒神等を生奉らせ玉ふには。夫婦相嫁繼せ御坐て。御子を生成玉ふのみには坐ずして。奇異の御所爲を以て。產靈ひ成出させ玉ふ御事には御坐せとも。此は唯一夜假初に與はしゝのみにて。娠ませるを。信しからすと不審しみ所思して。先天神の御上を。詔ひ出させ玉へるなり。と云り。復字は少しいかゝなるやうなれとも。此は國神はさらなり。復天神と雖云々と。國神に對へて。復と云る義なるへし。○一夜之間の訓。ヒトヨノカラニ。古言なり。萬葉九に。三歲之間爾とあり。私記には。字のまゝに比止與乃安比太爾。とよめり。記云。爾詔。佐久夜毘賣一宿哉姙。是非二我子一。必國神之子云々。雄略紀に。天皇疑云々。朕與二一宵一而脈。產レ女殊レ常云々。と云事あり。○汝所娠。本に娠字懷に作る。丹鶴本中臣本に依て改む。但丹鶴本に孃とあり。孃の誤なり。此處の前後。いつれも娠字を書けれはなり。○無戸室。和名抄に。日本紀云。無戸室。和名宇豆無呂とあり。虛室の義なり。無戸

と書るは。字の如く出入する戸口のなき室なり。記には。作二無戸八尋殿一。入二其殿內一。以レ土塗塞。これによらは。全室の義にて。平田翁云。字豆は全拔全剝の全に同し。以レ土塗塞とある如く。俗に丸で塗塞て作りたる室と云意なり。と云る說もあり。記傳云。無戸とは。土以て塗塞きたる上を以て云なるへし。紀には何れの傳にも。土以て塗塞くことは見えす。たゝ無戸室とのみあり。これ無戸室といへは。必塗塞きたる室にて。今世に牢呂と云ものゝさまなるへし。故に準れることをは。殊に云はさる成へし。初より出入へき口の。ひたふるに無くては。有るましけれはなり。とあり。又玉勝間云。天武卷に。御窟殿また御窟院などあるも。塗籠たる殿なるへし。總てむろといふは。唯舍と云とは異にして。家內にても。奥方に在て。籠りかなる屋にて。古へは土を以てつきて。寐る處なり。とも云れたり。さてかく。塗塞き給ふ故は。火を避て。外へ遁出レ由なかるへく。拵へたるなり。と記傳に云れたり。○誓之日。誓の事は上卷に云り。記云。答曰吾妊之子。若國神之子者。產不レ幸。若天神之御子者。即幸。作二無レ戸八尋殿一。入二其殿內一。と誓の事前にあり。平田翁云。紀に此誓を無戸室に入たる上の事としたる傳は。道理に叶はすとあり。○放レ火燒レ室は。記には方二產時一。以レ火著二其殿一而產也。と見えたり。文の續に依て考るに。御子產生むと爲る際に當りて。其無戸室の內に入せ給ひ。埴土を以て塗塞き。薪を充て。內より火を著て。燒せ玉へるなり。但此は鹿葦津姫命。一夜の間に孕坐し故に。疑はれ奉られしを以。神祇に請して。誓給ひ。其正實を知られ奉らんとて。如此爲させ給へるにて。應神天皇九年に。武內宿禰と。甘美內宿禰に請て。探湯せし事。繼體天皇二十四年。日本人與二任那人一頻以二兒息諍訟難一決。誓湯なと有か如く。誓を爲して。事の虛實を定むる事。上古の風儀なる者なり。○始

起烟末は。始氏起流烟末與理と訓む事には在れとも。其にては。其烟の中より。化出させ玉へる如聞
えて。聊如何なり。第二一書には。焰初起時共生兒云々。第三一書には。初火烟明時生兒云々。第
五一書には。其火初明時云々とある方まされり。○火闌降命。名義。須素里は進む義なり。次に云。
諸右に云る如く。次に火明命。記に火照命と有なとも。此神亦御名也。偖此御名。第二第三第六一書
には。火酢芹命と作れたる。此は記に火須勢理命。姓氏錄に富須洗利命。と有と同く訓へし。第三第
五一書には。火進命と作れたる。其は褒須々美と訓へきなり。姓氏錄には。富乃須佐利命とも有なり。
右の如く有る事なれとも。共に進の言也けり。此御子の生坐事を。第二に烟初起時とあり。第三に火
炎盛時。第五にも火盛時。記にも其火盛燒時と有て。烟の初起れるは。火の進むなり。火の盛に燒る
は。火の進み極れるなり。何れに取ても。其進む義に於て。異ならさるなり。偖古には褒能とも。又能
を略きて。褒とも云けるなれは。能字を加へも略きもして。申習へる也けり。火は。右に放火燒室
とある火是なり。なほ記傳に。須素里。須勢理。須佐里。皆同言にて。進と同意なり。萬葉十七越國
立山長歌に。之良久母能。知邊乎於之和氣。安麻曾々理。多可吉多知夜麻とある。安麻曾々理も。此山の
甚高くして。天に進み登る狀なるを思合すへし。（俗に人の心の。浮立進むを。そゝると云もおなしと云り。）然るを。書紀に此御名を。火
闌降とも書れたる文字は。撰者の誤にそ有ける。と云れしは誤なり。火進は正字。火闌降は。火酢芹
と書れたるも同し事にて。借訓の字なりけれは。此字義に就て云說は。中々なる誤なり。靈異記に。

禰を取曾と有は。會意の字なるを以て。闌を須素に借用られたるへく。降を里と訓は。於里の略訓也
けれは。此火闌降の字義を求めて。云へきに非るなり。○隼人等始祖也。重胤云。此に所謂隼人等の
等字は。大隅薩摩兩國の隼人を始として。五畿内及近江丹波紀伊等の。諸國に在る隼人までを。併せ
られたる者なり。記傳に。隼人は波夜毘登と訓へし。和名抄にも。隼人司 波夜比止乃豆加佐とあり。
隼人と云ものは。今の大隅薩摩の人にて。其國人は。絶れて敏捷く猛勇き故に。此名あるなり。（枕詞燿明抄云。日向大隅薩摩の國の俗。皆隼人なり。其猛く烈き事。隼の如しと。風土記にみゆ。とあり。）景行仲哀の御世のころ。熊曾と云し者も是にて。即其國を熊曾國
と云き。又其を隼人國と云るは。續紀二に。大寶二年。先是征薩摩隼人一時云々。唱更（ハヤヒト）國司等（今薩摩國也）言
云々とある。唱更これ隼人なり。（拾芥抄改名所々部に。薩摩國元唱更とあり。職員令隼人司。義解に。隼人者分番上下。一年爲一限云々。とある意を以て。其頃唱更とは書たりしなり。今薩摩國也とは。續紀撰はれし時の注なり。）萬葉三に。隼人乃薩摩乃迫門。六に隼人乃湍門。なと云るも國名なり。其を薩摩國とは。後に改
められたるなり。さて隼人とは。今の大隅薩摩二國の人を云る中にも。隼人國と云しは。今の薩摩國
の域なるへし。大隅は和銅六年に。日向より分れたる國なれはなり。さて國名の薩摩と改まりしは。
大寶より靈龜までの間なるへし。其故は。右に引る大寶元年の紀には。唱更國とありて。養老元年の
紀に。始めて大隅薩摩二國隼人とある。此薩摩は既に國名なれはなり。（取意）と云れしは。甚委しき考
也。但右に謂つる熊曾は。大隅隼人にて。續紀に出たる。曾乃君是なり。次なる薩摩隼人は。阿多隼
人にて。其統二に支れたりし者とみゆめり。其相並へ云證は。天武天皇白鳳十一年に。隼人多來貢二

方物。是日大隅隼人。與二阿多隼人一相撲。と見え。其朱鳥元年天皇崩御所に。大隅阿多隼人云々。各誄レ之と有る。此を大隅之の如く訓は非也。大隅與二阿多一隼人と云義なる事。上下に照應せて心得へし。隼人司式に。凡大衣者。擇二諸第内一。置二左右各一人一。大隅爲レ左。阿多爲レ右。敕二道隼人一とある。大衣は。大兄と云事にて。畿内及近國の中より。左右各一人の長に。補されたるを云。次に云を見合すへし。偖其阿多隼人と云は。右に引る大寶二年に所見たる。薩摩隼人是なり。天平寶字八年に。大隅薩摩等隼人相替。と有を以。其然る所以を思定むへし。但右の式文を引て。記傳十七に。大隅阿多とは。其國の人を云には非す。先祖の出たる地を以て云ふ。と云れたり。其大隅隼人は。姓氏錄大和に。大角隼人出レ自二火闌降命之後一也とあり。景行紀なる熊襲梟帥。又川上梟帥と云る是なり。熊襲と云は。古へ襲國へ住へりしを以。云稱にて。大隅國鄉名也。川上と云は。襲山考に。正長二年十月二十五日日二伊季一者。記二上小川里山野境一云。西境二隼人城一。乾隅境二弟子丸名一之類。皆足二以證一其當時一焉。上小川里。舊名曾小川。而所謂梟帥居二其川上一。故曰二川上梟帥一。其云二曾小一。則曾於訛。後分二上下一。今爲二村名一。隸二國分鄉一。とある是也。然れとも。共に大隅隼人にて。二派有に非るか故に。通して唯に熊襲とは云し也けり。然して其地の長を爲て。代々居住へりしかは。此を以て。君の姓は賜はせたりけらし。天武天皇十四年。大隅直賜レ姓曰二忌寸一。と見えたるに。續紀に。天平元年云々。加志君云々。同十二年隼人贈於君。又曾乃君ともあり 翌十三年に。前公乎佐云々。前公は前の曾乃公なるへし 天平勝寶元年に。曾縣主云々。神護景雲三年に。大住直倭上。大住忌寸三行。云々なと見えて。曾乃公。曾縣主は。和名抄に大隅國贈於郡是なり。大住直。大住忌寸等は。同抄大隅郡大隅鄉是なり。其姶羅郡少領なる加志君は。同抄に。姶羅郡鹿屋鄉有は。恐らくは至を屋に誤れるにて。鹿至鄉と云つらむかし。白尾國柱說に。止上六所大樓現。在二贈於郡贈於鄉皇久村志宜理杜一。と云。奉レ祀二迹火々出見尊一。豐玉姬命一。左瓊々杵尊。木花開耶姬命。右葺不合尊。玉依姬命。社傳云。止上神社は。景行天皇熊襲を討給ひし時。神の稜威を顯玉ひし故に。御勸請なり。往古は當社より。東の尾群山の頂に在しを。數百歲の昔。今の處に遷宮すと云ふ云々。正月十四日に。初獵の獲物。野猪肉鹿肉を。三十六本の串に貫き。地に挿立て。牲とし祭る。隼人を誅せし時の故事を傳習すと云ふ。又大隅神社。三の社とも云。本社の鳥居脇に在。奉二祀火闌降命一。土人大隅の地主神と稱すと云り。襲山考に。其隣鄉國分亦有二隼人城遺墟一。在二於要嶮所一。蓋火闌降命以來。神胤隼人所二世居一也と云るは。實に然る事なる可にこそ。されは上に注る如く。大隅國造は。大隅隼人なりしからに。國造に任され奉りし者なるか故に。右の如く。君又は直。又は忌寸。又縣主なとの。姓を玉はりし者なるか。火闌降命を。大隅の地主神と申し。或は隼人城隼人塚と云名の。傳はれるにても。世々其地に住へりし事知られたり。但右の内。加志君は。神名式に。薩摩國出水郡加紫久利神社あり。和名抄に。同郡僧家鄉有は。僧栗にては非るか。又高城郡合志鄉と云有も。加志と訓むにては非るか。薩摩隼人は。右に注る如く。阿多隼人是なり。其阿多隼人の流。國中に蕃息り住へるから。古く唱更國と云名は有しなめり。續紀天平元年大隅隼人等賞二調物一。と有は。兩國のなるへさに。加志君の次に。外從七位上佐須岐君夜摩等。久々賣。並授二外從五位下一。云々。佐須岐は。和名抄鄉名に。薩摩國薩島郡在次。とある。此地の君なるへし。東大寺文書薩摩國天平十八年正稅帳に。薩摩君福志麻呂云々。又續紀天平寶字八年前公の並に。薩摩君鷹白云々とあり。薩摩公と云は。和名抄に薩摩郡有る。此地の君たるへ

きに。右に引る記傳に。大寶より靈龜までの間に。既に國名と成れゝは。其一國に亘るなるへき事云も更也。國造本紀に。薩摩國造。纒向日代朝。伐二薩摩隼人等一鎮之。仁德朝代。曰佐改爲レ直。とある。其裔なるには。遠有ましき也。然れは古に吾田君と云しは。所謂阿多隼人の事也けるを。大寶二年に。薩摩隼人と書れたる。其頃より摩薩君の姓を玉ひけんより。本國には無なりて。京畿に在は。已く別れたりしからに。後まて阿多隼人にて。遺れるなるへし。神代以來。其國の古名をは。吾田國と云し故に。其國の隼人をは。阿多隼人と云けるを。其隼人の本國なるを以て。唱更國と云けるか。後に薩摩國と改りし故に。薩摩隼人とは云事と成るにそ有へき。偖姓氏錄に。右京阿多御手犬養云々。山城阿多隼人云々と見えたるに。續後紀承和三年。山城國人右大衣。阿多隼人逆足。賜二姓阿多忌寸一。とあるは。續紀に。大住忌寸と云姓有に。並へさせ玉へる成へし。又攝津國日下部。阿多御手犬養云々。此等は何れも。薩摩隼人の部なる者なりと云れたり。其外にも。大和二見首富須洗利命之後也。和泉坂合部。火闌降命七世孫。夜麻等古命之後也。とあり。此等を引て。記傳に。此等皆隼人の國より上りて。皇朝に仕奉れるか。子孫の京畿に遺り住るなり。と云れたるか如し。但隼人司式には。五畿内と有れとも。姓氏錄には。河内國なるは見えす。さて隼人の朝廷に仕奉る職掌は。一書に。火酢芹命苗裔諸隼人等。至レ今不レ離二天皇宮墻之傍一。代二吠狗一而奉事者也。とある處に委く云へし。さて記に。火照命。此者隼人阿多君之祖。とあり。火照命は。火闌降命の一名にて。隼人阿多君とは。阿多君は隼人なれは。隼人と云る

なり。さて火照命は。廣く隼人の祖と聞えたるに。分て阿多君祖とも云るは。隼人の諸姓の中に。殊にあらはれたる氏にこそ有けめ。と記傳にいはれたり。故此にはひろく。隼人等始祖也。と云る也けり。

○褒能須素里。此訓注の能字。記傳に。後の訛訓に耳なれたる人の。さかしらに加へたるなるへし。又姓氏錄にも。富乃須佐利とあれど。是もいかゝ。同書の二見首條に。富須洗利命とあるそ正しかりける。とあり。されと頓に訛とも定めかたし。○避熱而居。熱字ホトホリと訓り。第三一書には。避二火炎一時とある。火炎をは。ホムラと訓るを。私記に保乃保と有り。第五一書には。火折尊と。彦火々出見尊を。別神と爲て。一には火炎衰時。一には避二火熱一時と有は。其言の同義なるよりの混れなり。火熱とは。今も云事にて。物に火氣の有無を云とて。火熱の有無と云る是なり。熱ぼとり。又手足のほとる。なとも云へり。火の盛に燒徹るを。ほとほりと云しなり。熱田皇大神鎭坐記に。後號二此燈天火徹一と見えたるも。火を打出るは。即火の物に通徹る由の名なり。照徹又は蒸徹なと云る類是なり。若て避と云は。火の盛に燃過て。火炎の衰れる時。と云事にて。此火中を避て。他に移らせ給へるには非す。火鎭時なるなり。○彦火々出見尊。記に天津日高日子穗々手見命とあり。記傳云。此御名は。天津日嗣所知看ての御稱名にて。火によれる事にあらす。故記に。火照。火須勢理。火遠理と。火に因れる御名には。皆火字を書るに。同しつゝきにて。此御名のみは。穗字を書て別たるを以ても知へし。但し書紀には。或は彦火々出見尊とのみありて。火折てふ御名をは出さす。或は出しなから。亦御名とせるなとは。火々出見と申す方を。火明なとゝ並へて。火の義に取れる傳なり。されと其はもと混つる物にて。正しからす。穗々は。稻穗にて。即字の如く重ね云へるか。又大穗にても

あるへし。手は根に通ひ。見は耳と同くて。亦美稱なり。又宇麻志麻遲を。書紀には可美眞手とあれは。手と遲と通ふにもあるへし。其も同く美稱なり。とあり。武鄕云。稻の甚く生茂れるを。今も俗に穗に穗か咲くなと云れは。此御名も穗々出の義にもあるへし。さて見は美稱なり。かくて此尊の。此時火に依て負給へる御名は。火折尊と白す。第二一書に彦火々出見尊。亦號火折尊。第三一書には。火折彦火々出見尊とあり。とあるにて知へし。○火明命は。上に注るか如く。火闌降命の亦御名なるが。尾張連の祖なる天火明命と混ひて。此に出たるは。大なる誤なり。天火明命の事は。第六一書の下に云ふ 偖此火明命と申す火明は。本阿加理と訓へし。右の第三一書。火焔明時。第五一書に火初明時なと有る。即其意の御名也。又記に火照命と申すは。記傳に。火照は初に火の燃起りて。照明れる時に。生坐る故の御名なり。と云れたるか如し。○尾張連。右に云る如く。尾張連等始祖。とあるも。忍穗耳尊の御子の。天火明命と混たる傳なり。されは此氏の事は。一書の下に云。○凡三子。此御子生の事は。上にも云る如く。第六一書に。生二火酸芹命一次生二火折尊一亦號彦火々出見尊。第八一書に。木華開耶姫爲レ妃而。生兒號二火酢芹命一次彦火々出見尊。とある二の傳。いと正しく。其餘は今此本書。又記を始として。みな誤なり。されはこゝに。三子とあるは。まことは二子なり。又第五一書に。四子とせるなとは。甚しき紛の傳なり。遠藤抄に。日向國風土記云。皇祖哀能忍耆命。日向國贈於郡茅穗槻生峯に。天降り坐て。是薩摩國。閼駄郡竹屋にうつり給ひて。土人竹屋守女をめして。其腹に二人の男子をまうけ給ひける時に。かの所の竹を。刀に作り。臍の緒を切玉へりけり。と云り。此傳御子二人生坐るよしにて。正

しき傳の殘たるものなり。

久之。天津彦々火瓊々杵尊崩。因葬二筑紫日向可愛一可愛。此云レ埃。山陵。一

久之は。通證の一說に。久之者。治安積レ年。不レ知二曆數一。太古文法也。と云る如く。其曆數の知られさる義にもあるへし。○崩。重胤云。神上理坐須と訓る。古語に天皇の御事を。現人神と申奉り。正身は人にて坐せとも。其皇祖天神の御許より。世に現出させ御坐て。天下を統御め玉ふ。大御神にて坐々か故に。其崩坐す御事を。神上理坐須と申して。實に天上に上らせ坐て。其報命爲させ玉ふ由有を以なり。其最著明きは。萬葉二日並皇子尊殯宮之時歌に。天地之初時之云々。天雲之八重掻別而。神下座奉之。高照日之皇子波。と有は。此瓊々杵尊の。天降らせ玉へる御事に合せて。其皇子の生出させ坐ける御事を。詠る者也。然して。其崩坐し御事を云むとて。天皇之敷坐國等。天原石門乎開。神上々座奴。一云。神登座爾之可愛。と有は。其御靈の天上へ還上らせ御坐を申也。其生坐すを。神下座奉之と云て。皇祖天神に係け。其崩御すを。神上々座奴とも。神登云々と云て。皇祖天神の御許に。上坐す由に云るは。古傳に依て。死生の事を云貫れたる者になん有ける。偖景行紀に。日本武尊化二白鳥一。從レ陵出之云々。記にも。亦自二其地一更翔天以飛行。と有て。此は白鳥の狀に化て。正しく天に翔上らせ玉へるなり。又高橋氏文に。不思保佐々流外に。卒上太利止聞食迷之と見え。虛川御魂毛

聞太戸止云々。と有は。天上に昇るには。虚より爲る者なる故に。然令レ宣玉へりし也。又鎭魂歌に。御霊上り。霊上り罷坐し神は。今そ來坐る。云々とある。ミタマガリタマガリと云は。死る事を云にて。此は天神本紀に謂ゆる。由良々々止布瑠部。如此爲之者。死人反生矣。とある義を述たりし者也。なほ萬葉二に。天所知流君。又高日所知奴。と有なと。御霊の天上に昇らせ玉ふ事を。詠るなり。又天宮爾。神隨神等座者と有は。御霊の天宮に昇て。神と成らせ玉へる由也。右等の外にも。續紀神護三年遺詔に。必天翔給天。見行之云々。と有は。其崩坐し神霊の。天上より翔らせ御坐て。見行し坐由にて。物語書なとに。亡霊の來る事に。天翔と云事の多在も。皆其神霊の。天上に歸赴くと云古傳の有か爲に云る者也。然れは崩字をは。神上坐と訓む事はしも。神代以來の古義にして。死生の事實を貫徹すへき。幽深き致有る語になむ有けると云り。○日向可愛山陵。可愛の下に。可愛此云レ埃の五字。丹鶴本に无し。此訓注。上卷に既に。可愛此云レ哀とあれは。又かさねて有へきよしなきか如くなれとも。上卷なるは。可愛の義に附ての注。こゝなるは地名を注したるなれは。義一ならず。兩方にありても妨なし。但し實劔出現章一書。可愛川上の下にあるへきなり。又山陵の上。本に之字あり。今は永享本に无による。かくて此山陵は。諸陵式に。日向埃山陵。天津彦々火瓊々杵尊。在二日向國一。無二陵戸一とあれと。日向國には有へからす。後醍院眞柱が神代三陵志云。埃山陵は。今薩摩國高城郡水引郷宮内村。新田宮に鎭坐す。八幡山其なりと。昔より云傳へたり。鹿兒島より。戊方行程凡十三里。さて薩摩大隅は。もと日向の國内なりしかと。書紀の成れる養老四

年には。既に分れたる後なるに。此埃陵をも。大隅國なる高屋吾平の二陵をも。すへて日向國とあり。此は國いまた分れさるほとに。記せし傳說を。其まゝ載られつるなり。神武紀に日向吾平邑とある吾平も。薩摩國の地名なるを以知へし。諸陵式も。是又書紀の文に據られしなりけり。然るに。此邊に埃と云地なきか如くにて。疑ひ思へる人もあれと。其は此邊を埃といひし事を。考へつかさるか故なり。抑古書に可愛また埃なと書るは。元より假字にて。江の意なり。然るは此水引あたりに流るゝ川は。薩摩國内の大河にて。新田宮より。西方三里許にして海に入るを。滿潮の時は。川上五六里がほと。潮の遡りて。信に江と云つへく。古名に負ふ大江にて。かの鳥追の謠本にも見えし所なり。中頃より大方田地と成て。今其小名に。何江某江といへる數多あり。又其川向ひの郷に。今も高江と云所あるなとを合せて。熟思へは。古海涯より上つかた。川傍五六里の地を。郡郷の名にも非らて。廣く江と云ひ。此陵元より川傍の地なれは。埃山陵と記し傳たるなり。埃山陵を。松下氏か廟陵記に。薩摩國頴娃郡といへりしを。本居大人も語なひて。御陵必此處にあるへし。日向國にあらすと云れたり。其日向國にはあらすとは。信なる說なれと。頴娃郡なるへしとは。たゝ頴娃といふ名によられたるのみにこそあらめ。頴娃郡には。昔よりさる傳說あることなし。かくて此地に。古く御陵と云傳へたるか三所あり。其一は新田宮より。西方一町餘にして。小高き山なるか。今此を中陵と云ふ。其につゝきて。半町許西方に當りて。中陵と同形の山なん。其一にはありける。此を端陵といふ。今一は此二陵より。十四五町許隔りて。五代村の内にて。谷間の如き處の。やゝ打晴たる田の中に。少けき岡のある是なり。是を川合陵といふ。此は二筋ある川の。一に取合ふ所なれは。此地を廣く川合といへり。上なる二陵は。山の巓なる。御體を葬めつちむと所思しき處に。小祠の建たるを。此處なるは。昔此陵崩ける時に。遷せる由にて。今は二十間はかり隔て。小祠は立たり。此三處は。俱に決めて。瓊々杵尊の御陵

には非す。其眞の御陵は。上に云る八幡山なる事決し。又新田宮神人。執印氏。大撿按氏。千儀氏等か。傳持る古文書。數百通あるか中より。其徴をすへき事。はた朝廷より。重く御尊崇ましゝ事ともを。此に拾ひ擧てむ。其はまつ。後深草天皇建長八年四月。執印惟宗友成等七人。連署申文に。謹按ニ舊貫。天孫瓊々杵尊。圓寂硯。可愛陵高城千臺宮者。今新田八幡宮是也。從ニ天照ニ第三代靈神。爲ル日域無雙之宗廟ニ間云々。武鄕云。本書此次に。龜山天皇文永五年正月。所司神官等申文。次に後宇多天皇弘安七年十一月。神人等申文。次に同十年三月。神人執印散位惟宗重源等八人。連署申文。次に伏見天皇正應元年八月。神人等申文。次に永仁七年三月。神人執印惟宗重友等八人。連署申文。また後醍醐天皇元亨四年五月。薩摩國諏訪郡開聞社司。當國一宮鼓嶽の事によりて。神人執印惟宗友鄕等八人。連署の解文を。擧られたり。みないつれも同しさまの文なれは。今は省きて載せす。上件の文書ともにても。此八幡山即御陵なる事知られたり。此山を龜山と云て。山形の龜に似たりと云なるも。蓋もとは神山なるを。龜山と訛りしより。如此云るには非るか。また天書に。瓊々杵尊云々。葬ニ筑紫日向緣中山之巓陵ニ也。と云るは。其僞り作れる人の。こゝなる中陵端陵なといふ名を。ほのゝ傳へ聞て。中なるを大御陵といはむに。便よけれは。中山巓陵に葬るなとゝ。狂說を記るなり。然るを其說を據として。中陵に近世石槨の顯れしより。是こそ天書に記したる中山陵なと。僻心得しつゝ。さるさまに書るものゝあるも。いたく事違へり。武鄕云。今天書を閲るに。此處。後久而崩ニ於日向宮崎宮ニ因以葬ニ于埃之山陵也とあり。筑紫日向緣中山之巓陵也の文なし。いかなる書を見て。眞の天書と思はかへて。こゝに出しけん。甚おほつかなし。仍て今わきまへおくになん。さて和名抄に。薩摩國高城郡ありて。今も此あたり高城郡なり。其は若くは。此御陵より出し名には非るか。美佐邪紀。於久都紀。比登紀なと。人の墓所を。紀と云しことゝ聞ゆれは。此處なる山陵の。最大なるより。地名にも負つらむかと思はるゝなり。さて此御社。

最初は瓊々杵尊を齋祀り。後に八幡大神を會祭りけん事は。云まくも更なるを。何の頃よりか。九州五所八幡宮と云號初まりて。此宮も其一なり。然るを大らかなる。古の俗として。殊更に記し留たる物もなく。許多の御代を經る隨に。遂に紛らはしき說の出來て。今の日向國內にて。其處に在り。彼處にあり。なとゝ云めるは。悉信られぬ說等なり。固より神の三御代の。事跡の見えたるは。總て今大隅薩摩なる處にしあれは。其陵も必此の國方に在へき理なるをや。と云れたる。けに然說ときこえたり。此說に從ふへし。さて今新田八幡宮に申て。御社に記れるは。正殿三座。中位運々藝命。左天照大神。右天忍穗耳命。(或は榜幡千々姬命)に坐て。左方の別殿に。彦火々出見命。豐玉姬命。鸕鷀草葺不合命。玉依姬命を祭り。右方の別殿に。彦太忍信命を祭りしと。これも三陵志に云り。又一には。右の彦太忍信命を。武內社とも云り。新田宮正殿。瓊々杵命に坐すこさは。數通の古文書にて。今更論なき事なれとも。中古以來。八幡宮とした稱へ奉りしは。いかなる事なるか。また神殿建立の事も。或は神龜年中とも。元慶年中とも。永萬年中とも云ひて。さたかならす。後二條關白記に。寬治六年二月二十五日條に。依ニ陣定一參ニ右仗下一。大隅國正八幡宮事。六箇條事。見ニ定文一云々と見えたるは。此御社の事なるへし。なほ尋ぬへし。○山陵は。私記に美佐々岐とあり。美佐々伎と云も古き名也。和名抄に。山陵 美佐々岐。又諸陵寮 美佐々岐乃豆加佐と有り。御紀の例。天皇々后皇太子の御をは。陵と書て。美佐々伎と訓れ。親王以下。人臣の限は。墓と書て 波加と訓せられたり。偖名義。伎は城にして。屍を葬る域なる謂なり。但し景行紀棺槨を。美伎とも。比都岐とも訓るは。共に屍を納る器の名なる由也。又常陸風土記に。黑坂命之輸送車とある。此車は孝德紀に謂ゆる轜車にて。喪葬令に。凡親王一品。方相輴車各一具。とある是也。其を紀の訓。キグルマと有は。棺槨車の謂なり。風土記の訓。ヒトキ車とあるは。棺槨車の謂にて。共に棺槨を載る車と云事にて。輴異なり。美佐々岐は。御小城と云事にて。喪葬令義解に。帝王墳墓。如レ山如レ陵。故謂ニ之山陵一。と有か如くにて。岡山を築きて。棺槨を納奉る由を以云稱也。○葬は。ヲサメマツルト訓來れり。紀中凡て其訓なるを。唯四神出生章に。葬字カクシマツルと訓るのみあれとも。所の狀に依ては。然も云へきなり。又秘閣本訓に。ハフリマツルとあり。此も古き事にて。紱靖紀。喪葬

之事。萬葉二。神葬々奉者。伊勢物語に。男御葬見むとて。大和物語に。泣詈りて葬りすなと多し。重胤云。此は其喪送の事を營むをも。土中に藏むるにも。相亘りて云る語也けれは。此の如く。ヲサムと云そ。允に當れりける。孝德紀に。葬者藏也。欲二人之不二得レ見一云々。實に葬字は。藏字義大に在叶て相へり。但神社を建て。神靈を鎭る事を。治奉ると云へは。其如く見るへきにや。神事と喪禮とは。大に異ふ事あり。此は葬字に。强て拘はる事なく。神社を祀奉る事を云る例格と見てむこそ。然るへかりけれ。と云り。

日本書紀通釋卷之十七

飯田武鄕謹撰

一書曰。天照大神勅天稚彥曰。豐葦原中國。是吾兒可王之地也。然慮有殘賊强暴橫惡之神者。故汝先往平之。乃賜天鹿兒弓及天眞鹿兒矢遣之。天稚彥受勅來降。則多娶國神女子。經八年無以報命。故天照大神乃召思兼神問其不來之狀。時思兼神思而告曰。宜且遣雉問之。

天照大神勅云々。本書には。凡て高皇產靈尊一神にのみ係たるを。此には。天照大神にのみ係て。傳られたれとも。實には天照大神の大詔にて。高皇產靈神の。事執行はせ玉へるなりけれは。右の二神に見奉るへき所以。既に云るか如し。○可王之地。この事も。既に上に云り。○慮有云々。山蔭云。慮字いかゝ。彼地の二字に易まほしと云り。されと。此は本書にも云る如く。此時未た天穗日命の。復命さゐ程の事にて。此國の形勢を。慥に聞玉はさる上にては。然思慮りて。詔ひしものと見てあ

るへし。○殘賊强暴横惡之神。記の應神段に。知波夜夫流宇遲（此紀には知破郎臂苦于泥とあり。）とあり。言義は。欽明紀に。嚴忌をイチハヤシ。又イツクシク。鎭火祭詞に。一速比。倭比賣命世記に。伊豆速布留神（此を儀式帳には惡神とあり）とあり。然れは冠字考に。知波夜夫流は。稜威速夫流の略なるよしに云れたるは。然る言にて。稜威迅速きを云なり。迅速きはするとき意。夫流は其さまを云詞にて。取統へて云へは。勢の烈しく。當りかたきを云辭なり。（宇遲は物部の事を。宇遲人といふ字題にて。長れす慢すして。敵に向ふ意の詞なり。又宇麗迷なと云語も。あり。又知波夜夫流宇遲を遲けたるも。勇みいちはやひて。敵に向ひ勝つよしの。つゝけなる事を知へし。）守部云。此知波夜夫流を。紀に殘賊强暴横惡之神。記に道速振荒振國神なとあるは。（枕詞には非す。其暴る勢を指て云るなり。）惡神の道速ふる條なるから。其意を以て書れたる文字ともにこそあれ。此語意の。必しも然るにはあらす。そも〳〵此ちはやふると云語は。靈く尊き稜威にまれ。仇なひ暴ふる猛威にまれ。そのちはやふる勢に。向ひ難く。當りかたきに就て云語なれは。善神につゝくるは。其奇靈なる御威德を申し。惡神につゝくるは。其强暴猛勢をいふなり。其は天神地祇を。加徽と申して畏むも。羆狼虎なとを。加徽といひて恐るゝも。其恐れかしこむ意は同しかるか如し。又常に畏しおそろしなと云語も。善惡邪正。何れにもわたるにて知へしと云れたり。然る說なり。○汝先往平之。此傳には。穗日命の事はなくて。たゝに天稚彦を遣したる如く記したれと。略けるものなり。○天真鹿兒矢は。鹿兒弓の鹿兒に同しく。鹿兒を射る矢の由なり。綏靖紀に。使三倭鍛部天津真浦造二真廣鋌一。といふことあり。○多髮は。重胤云。是其國を豫て獲てむと思ふ心有か故に。國神に多く親昵を成むとの。方使にて在つ

るにこそ。と云れたるも然る說なれとも。古今顯注に引れたるには。多字无し。さちはなほ。大己貴命の御女を。國神女子と書れしなるへし。○問其不來之狀は。記に天若日子久不二復奏一。又遣二曷神一。以問二天若日子之淹留一。とある所に當れり。但し記の淹留は。其遣はしゝ國土に在る事の。久しき由を宣ひ。此なる不來は。其遣參來へき。天上に上來さる事を宣ひて。書狀に少か別あり。

於是從二彼神謀一。乃使雉往候之。其雉飛下居二于天稚彦門前湯津杜樹之杪一。而鳴之曰。天稚彦何故八年之間。未有復命。時有二國神一號二天探女一。見二其雉一曰。鳴聲惡鳥在二此樹上一。可射之。天稚彦乃取二天神所賜天鹿兒弓天眞鹿兒矢一。便射之。則矢達二雉胸一。遂至二天神所處一。時天神見二其矢一曰。此昔我賜二天稚彦一之矢也。今何故來。乃取矢而呪之曰。若以二惡心一射者。則天稚彦必當遭害。若以二平心一射者。則當無恙。因還投之。即其矢落下中二于天稚彦之高胸一。因以立死。此世人所謂返矢可畏之緣也。

候を。ミシムと訓るは。令レ見なり。古言の例なり。此を私記又塙本には。ウカ、ハシムとも訓たり。○鳴之曰。神武紀に兄磯城不レ承レ命。更遣二頤八咫烏一召レ之。時烏到二其營一而鳴之曰。天神子召レ汝。怡弉過怡弉過。兄磯城忿之曰。云々烏烏若レ此惡鳴耶。とあるにいとよく似たり。雄略紀に。靈鳥起來云々。鳴曰努力努力ともあり。重胤云。此は鳥の語なるか故に。此なるにも。頤八咫烏にも。鳴とこそは云れ。實には人語を以て。傳へたりし者なり。此所を記には。故爾鳴女自レ天降來二天稚彦之門湯津楓上一而。言三委曲如二天神之詔命一。と見え。次に爾天佐具賣聞二此鳥言一。とある。此を以。其人語を成せりし事を知へし。然れとも。鳥にして人語を成せるは。其常に非るか故に。夫に天若日子に云所には。此鳥者其鳴音甚惡と有て。此に鳴之曰と云に同し。と云れたり。平田翁云。記大國主命段に。菟の言語へるを始め。谷蟆鼠なとも。言語したることあり。猶神世に然る類の多かるを。人の甚く不審み思ふめるは。幽顯の理を。熟悟り得さる故なり。其はまつ鳥獸萬物は。元より深き所以ありと見えて。神に屬く物にしあれは。幽顯いまた分れさりし。大國主神の御世までは。悉く神に物申しけむは。然もあるへき事なり。然るを天皇祖神等の御命以て。皇孫命は顯明事を知看し。大國主命は幽冥事を知看すことゝ定まりて後。物等は顯に形こそ見ゆれ。實は幽に屬ゐる故に。顯世人には。言語はす成にしかは。神世に物の言語へる故事を。疑ふことゝは成つるなり。然れは今世にも時としては。人の夢に入りて。言語ふ事あり。其は夢には。神の幽に通ふことあれはなり。又物も人形と變りては。人の言語をなし。神も物の形と變りては。言語はす。其だけの力となる事もいと多かり。此ち怪しきが中に。もとも奇異なる事なるが。幽には定ある事なるへけれと。凡人の心もては。其理を如何とも。探り索むへき由なし。と言れたるにて。雉の物言へる狀をも思へし。○國神。此事本書下に云り。○鳴聲惡鳥。記に鳴音甚惡。とあり。本書には。奇鳥來居二杜杪一とあり。記傳云。阿志とは。不祥の意に云るなるへし。それに取て。又二意に聞ゆ。一には詞の如く。たゝ鳴音を不祥と云か。二には鳥なる故に。鳴音とは云れとも。實は言ことの趣を。天若日子か爲に不祥ことなり。と云るかと云り。今思ふに後の說の意にみるへし。この惡字。丹鶴本にはサカナキとよめり。これも不祥の義なり。○可射殺之。本に殺字なきは。脫たるへし。舊事紀にあるに依て補へし。○天神所處。この天神は。天照大神を申すにや。文のさま。しか通ゆるかことし。記には。天照大御神高木神之御所とあり。高木神は。高皇產靈尊の一御名なり。○呪之は。本にホキテと訓り。丹鶴本永享本は。子キテともよめり。言義は。重胤云。欽明紀に。廷尉收二縛其子守石與一中瀨氷一將投二火中一。呪曰。非二吾手投一。呪。訖欲レ投レ火。云々請付二祝人一使レ作二神奴一云々。と有るに。廷尉の人を刑なふにも。祝人を以て。呪を行はしむる事と聞ゆるか。其呪字をも。カシリとも。ホザキとも訓るを以て。此に呪之を保岐丘と訓るは。ホザキの略なる事を知るへし。其言義は。神祝々之の下に注る如く。ホサク。ホク。共に善きにも惡しきにも。通はし云言にて。何れも祈る意あり。また直指に。呪は口中に唱へて。善惡を祈るなりと云れは。子キテと有も。理有に似たり。と云れたり。記傳には此をトコヒと訓れたる。其も惡からじ。其言の例は。次の一書に。磐長姬大慙而詛之。とある處に云へし。○以惡心。記傳云。此は天神の命に背き奉りて。賊害ふ心を云り。御所へ矢を射上たれはなり。○當遭害。御門祭詞に。

天能麻我都比登云神乃。言武惡事爾。相麻自許利相口會云々。とある麻自許利に。同言同意なり。道饗祭詞には。相率と作り。言意は交凝なりと。重胤も云れたる如く。此は常に交るなと云ふ如く。平かなる意にはあらず。今俗に邪道に率はるゝを。麻自久良流と云に同し。三代實錄に。神の御咎有る事を。布之許利賜とあり。此等の許利は同言にて。怒を俗に於古留と云に等しく。少か惡しき方に落るに云なり。さて麻自許禮奈牟は。被二麻自許良一奈牟なり。記に於二此矢一麻賀禮とあるに同く。共に令する辭なり。この還投給ふ矢にあたりて。立に死るは。即ち其矢の爲に麻自許らるゝなり。谷重遠說に。當遭害見二厭殺一也と云り。然る說なり。記傳に。咒は俗にいはゆる麻自那布なれは。麻自許流はましなはるゝなり。禮とは。言は別なれとも。末は一意におつめり。故當遭害と。書れたる字は。麻賀禮によく當れり。と云へり。○當無恙。記に天若日子不レ誤レ命。爲レ射二惡神一之矢之至者。因くましなふを。俗にまじくると云も是なり。されはかの當遭害も。此麻賀禮とは。言は別なれとも。末は一意におつめり。故當遭害と。書れたる字は。麻賀禮によく當れり。と云へり。○當無恙。記に天若日子不レ誤レ命。爲レ射二惡神一之矢之至者。不レ中二天若日子一云々とあり。また私記の訓に據て。常無恙をフ、ミナケムと訓も宜し。續紀に幸久都々半事無久。萬葉に都々美奈久なとあり。何事にもあれ。わろき事のあるをいふ。此言の義は。大歌詞後釋に云れたるを見るへし。○高胸。記に高胸坂とあり。

時天稚彥之妻子從レ天降來。將レ柩上二去而於天一。作二喪屋一。殯哭之。先是。天稚彥與二味耜高彥根神一友善。故味耜高彥根神登レ天弔レ喪大臨焉。時此神形貌自與二天稚彥一恰然相似。故天稚彥妻子等見而喜之曰。吾君猶

在。則攀二持衣帶一不レ可二排離一。時味耜高彥根神忿曰。朋友喪亡。故吾即來弔。如何誤二死人於我一耶。乃拔二十握劍一斫二倒喪屋一。其屋墮而成レ山。此則美濃國喪山是也。世人惡以二死者一誤レ己。此其緣也。時味耜高彥根神光儀華艶。映二于二丘二谷之間一。故喪會者歌之曰。或云。味耜高彥根神之妹下照姬。欲レ令下衆人知映二丘谷一者。是味耜高彥根神。故歌之曰。

從天降來。本書と異なり。記には。在レ天天若日子之父。天津國玉神。及其妻子聞而。降來哭悲。乃於二其處一作二喪屋一。とあるは似たれと。喪屋を作りしは。此國にての事なれは。なほ異なり。○柩。本にカハヲと訓るは。本書に擧レ尸とあるに同し。紀とも訓へし。記傳云。和名抄に。四聲字苑云。棺所二以盛一屍也。和名比止岐。また野王云。槨周レ棺者也。和名於保土古とあり。此棺も槨も。共に上代には比登記と云。於富登許と云は。やゝ後の名と聞ゆ。又比都紀と云は。比登紀の轉れるなり。柩とは棺に屍を納めたるを云。又常に紀とのみも云り。景行卷に棺棺。孝德卷に棺槨。また棺なとあり。同卷に鞘市とあるも。柩車の訓なり。鞘字喪車と注す。紀は奥津城なとの城にて。屍を藏むる搆を云。奥津城は。萬葉に多く見えて。人を葬せる處を云。天智紀に丘墓とあり。奥とは地下を云ふなり。比登紀とは。人屍を納るゝ故に云なり。と云り。○先是云々。山蔭に。これより此其緣也といふまての事。本書と全く同し。略きて云々として宜し。と云れたるか如し。○大臨。臨は哭也とも。俯

レ屍哭也ともあるに依て。舊くミナキスとよめるなるへし。丹鶴本に。大ニミチスと訓るもかなへり。さて然訓るは。記傳云。欽明卷に。奉二哀於殯一。孝德卷に哀哭。天武卷に舉哀。とあるなと。又發哀。齊明天武持統卷 發哭。天武卷 慟哭持統卷 なと。みな美泥多豆麻都流と訓。又皇極卷に許二哭泣一。天武卷に發哀なと。これら泥都加閇。泥都加布と訓る。泥は喪を悲哀て哭を云て。美泥は視哭なり。其殯葬なとのさまを視て。哭よしなり。神代卷に。臨を美那伎と訓るとも。合せて心得へし。と云はれたるにて知へし。既く谷重遠も。臨者親見哭之也。と云り。○恰然。本に恰を拾に作るは誤なり。纂疏本また其餘の本に從て改む。さて訓にヒトシクとあれと。ヒトシク似タリとては。同言重なりていかゝなり。アタカモと訓へし。萬葉十九に。安多可毛似加。青蓋。とあり。古言なり。名義抄に。恰。用心也。動也。アタカモ又子ムコロと見え。淮仙窟注に。恰。當也と云ひ。字書に用心也。又適當之辭と見え。又名義抄に。宛字をアタカモ又カタチ又アタルなとあるか如く。物に引當て云る辭なり。さて似は。紀中ノレリとも。タウハレリとも訓めり。ノレリはニレリと云も同し。似ルをナスとも。ニスとも。ノスとも云ひ。またノルとも。ノレリとも。活けるなり。○朋友。此處永享本に閣二朋友喪亡一故。とあり。延享本には。閣を用に誤れり。其そよろしかるへき。故今は其に據て訓り。○光儀華艶。本に華を花に作る。山蔭に。一本華とある宜し。と云るに依て改む。古寫本ともにも。しか作れり さて此光儀を。私記に非加利與曾乎比と訓るに據は。味耜高彦根神の。御裝束の麗しきを云と。見へきなれとも。いかなる麗美しき玉を以て。外に裝束たちむにも。其身體より。韻出る光のなくしては。二丘二谷を。爭てかは照させ玉はむ。然れば古今集序に。兄人の神の形。丘谷に映りて光やくと云義なることは。

本よりなり。○二丘二谷は。平田翁云。記に谿八谷峽八尾。とあると同例にて。丘二尾。谷二谿をいふとあり。古く此四字を。ヲフタヲ。タニフタヲ。とも訓り。重胤云。上章に。八岐大蛇の事を。蔓二延八丘八谷之間一。と有か如く。其所在の山を以て。大凡に量れる古法なるか中に。殊にこゝは。歌の句に依て文を成せるなり。と云り。○映は。本にテリカヽヤク。と訓れとも。又鎌倉本秘閣本訓に依て。テリワタルとも訓へし。歌に美多邇布多和多良須。とよめる即是なり。平田翁云。喪を弔ひて。天に昇給ふも。今忿て飛去玉ふも。共に御魂の進める時なれは。かく光映玉ふなり。凡て貴き神等の。御魂の進み玉ふ時に。御體の光玉ふことあり。と云り。○或云。此は一書中の一說なり。記云。故阿治志貴高日子根神者。忿而飛去之時。其伊呂妹高比賣命。思レ顯二其御名一故歌曰。とあり。記傳云。思レ顯二其御名一とは。此喪に會集る。天若日子の父。又妻子親屬は。皆天より降れる神等なれは。此阿遲志貴神をは見知さるに。かく怒りて。遂に名告をもせすて。飛去給ひぬる故に。誰しの神とも不レ被レ知て。止なむ事の遺恨さに。御名を令レ知むと思せるなり。伊呂妹の心には。誠にさも有ぬへき物そ。と云れたり。○妹。本にはイロトと訓れとも。記に伊呂妹とあるに因て訓へし。記傳云。伊呂妹は同母妹を云なり。中略 同母兄弟の間にては。勢を伊呂勢。阿泥を伊呂泥。阿泥の阿を省きて泥と云なり。例は黒田宮段に伊呂泥とありて。書紀に某姉と書れたり。さて泥と云は。もとは男女にわたる稱にて。男名にも負り。然るを。阿泥の阿を省きて。同母姉をも伊呂泥と云なり。○武鄕云。男兄をもイロ子と云ること。紀訓に見えたり。さらは伊呂泥の泥は。阿泥の泥を省るには非らし。阿泥は吾姉の義なるへし。淤登を伊呂杼。淤登の淤を省きて。杼と云なり。濁るは。伊呂より連く音便なり。例は黒田宮段に。伊呂杼とあり。又記中に伊呂弟とあり。とも常に云り。此等に准ふるに。同母兄に對へて。女弟をは伊呂毛と云けんこと決し。

さて伊呂とは。人を親み愛みて云る言にて。某入彦某入姫と申す。御名の伊理。又郎子郎女などの伊良も。皆同言の活用にて。同意なり。同母兄弟を。伊呂勢。伊呂杼。伊呂妹。母を伊呂波。と云も。伊呂波は。伊呂波々なり。親み愛みて云稱そかし。と云り。○姫。本に媛に作る。今文明本丹鶴本に依て改む。○丘谷。又云。袁加は高處を袁と云に。加を添たる名にて。加は。すみか。ありか。などの加と同く。處と云意なり。されは丘字なと袁にも袁加にも。通はし用たり。とあり。なは上卷八丘八谷の下に。云る事とも。見合へし。

阿妹奈屢夜。乙登多奈婆多廼。汗奈餓勢屢。多磨廼彌素磨屢廼。阿奈陀磨波夜。彌多爾輔柂和柂邏須。阿泥素企多伽避顧禰。

阿妹奈屢夜は。天在にて。夜は助辭なり。平田翁云。師も久老も。天若日子の裏を。古事記にては。此國にての事とし。紀には天上にての事とすれど。天上にして。更にあめなるやとは云へきに非ねば。此國にての事とせる傳や正しからむ。と言れつれと。天上ならむからに。天在故とは。なとか言さらむ。況て下照姫は。下津國の神なるか。今始て昇ませるなれは。下津國にて。常に云ならへるまゝに。詠るとせむに。何てふことかあらむ。守部云。機織女は。此國にもあれと。特に美麗なるをいはむとて。天在也とは云なり。とあり。○乙登多奈婆多廼は。弟棚機之なり。守部云。乙登は若と云むか如し。古く弟橘比賣。弟財郎女。なと稱せるを始め。催馬樂に。於止牟須米。於止與女。なとあるを。あまた合せ考るに。たゝ若某と云と同心はへの稱辭なり。下の連きにより。又人によりて。若某とも。弟某とも云るにそある。神御名にあるをも合するに。

姉妹の弟にはあらす。と云り。按に於登は。伊登と通ふ言にはあらざるか。伊登は親しむ調なり。棚機は。記傳に。機織女を云。そは先古語拾遺に。令三天棚機姫神織二神衣一と見え。又萬葉の歌に。棚機津女とも。棚機ともよめる。此は本。棚機と云は機の事にて。機の構は。棚なる故に。然云ふなり。其を織神なる故に。棚機姫と名にも負給ひ。又凡て機織女を。古より棚機津女と云しに依て。歌に彼織女星をも。然賦るなり。然れは棚機とは機織女を云稱なり。さて棚機津女と云を略て。たゝ棚機と云も。古よりさる例多し。さて此に機織美女を先出せるは。次に玉の美麗を云む料なり。さるは上代には。凡て玉を以て。身に飾れる中にも。機織女のことをは。殊に神代卷にも。手玉玲瓏織紝之少女。萬葉十にも。足玉母手珠毛由良爾織旗乎などあり。其は何故そと云に。萬の作業をなすに。聲をあけ。歌をうたひなとして。勞力を助くる如く。機を織るにも。身に飾れる玉ともの。玲瓏と鳴を。拍子に取れるなり。萬葉十九に。鳴波多嬾嬬とあるも。鳴機の意の稱なるへし。さて玉の美麗を云む料に。先其女の可愛き由に。淤登といひ。又凡て人も物も。天上の人は優れて美麗き故に。天在也とも置るなり。と云り。○汗奈餓勢屢は。所嬰なり。上卷に。其頸所嬰五百箇御統之瓊云々。口訣に嬰頸也とあり。守部云。項に懸るを。宇那具と云は。鬚に懸るを。加豆良具と云と。同し云狀なるを延て。宇那牙流とも。又宇那賀世流とも云り。宇那は。和名抄に。項頸後也。和名宇奈之とある是なり。○多磨廼彌素磨屢廼。玉之御統之なり。記には。多麻能美須麻流。美須麻流邏。と重ねいへり。記傳云。凡て歌ふ物は。同しことを。再返しもし。又かく聯て疊もするは。昔も今も同

し事なり。信に此歌なとも。かく疊ねたるにてこそ。調は宜しけれ。書紀には。第四句の終に。廼字添りて。此句のなきは。同言なる故に。誤て美須麻流の四字を脱せるなり。濱成式と云物にも。他麻能美須麻呂。美須麻呂能。とあり。さて遲は八坂瓊なとの瓊なり。書紀には廼とある。何れにても宜しき中に。廼の方は今少し勝りて聞ゆ。とあり。○阿奈陀磨波夜は。穴玉光映なり。記傳云。玉は穴を穿ちて。緒を通す物なれは。穴玉といふと。契冲も云る。信にさる言なり。武鄕云。守部説に。此に穴玉とし云るは。貫統たる玉なるを以なり。豐玉毘賣命御歌に。阿加陀麻波。袁佐閇比迦禮杵。斯瓦多麻能。とある如く。貫て懸たる玉とも。玲瓏はかり映くよしなり。と云るは。然る言なり。さて波夜は。光映にて照曜くをいふなり。書紀に。速玉之男。式に熊野早玉神社。又陸奥國志太郡敷玉早御玉神社あり。これらも皆映玉の意なるを思へ。又書紀に見えたる。羽明玉の羽も。映の意なるへし。又萬葉十七に。多麻波夜須と云言もある。是も玉映といふ言そ。由を延て夜須と云は。古言の格なり。偖此句は。穴玉の如く。光映てと云意なり。譬る物を云て。如くと云言を添て心得は。常の事なり。此波夜てふ言は。一首の眼なり。是を惡く心得ては。凡て歌の意明かならす。よく味ふへし。と云り。○彌多爾。記傳云。三言一句なり。契冲云。眞谷なり。萬葉に。眞草をみくさ。三熊野を眞熊野。ともよめるは。麻と美と通音なる故なり。然れは。美山も眞山の意なるへけれは。美多遲も准へて知へし。と云り。○輔梅和梅遲須。記傳云。同人云二亘なり。和多流を古語には。和多良須ともいへり。此二句は。阿遲志貴神の。身の光の。一谷を越て。二谷まて照至るを云。即書紀に。光儀華艶映二于二丘二谷一。とある是なり。谷は丘の間にある物なれは。谷二といへは。其中に二丘はこもれる故に。即二丘二谷なり。○阿泥素企句多伽避願禰は。味耜高彦根なり。一首の意は。天なる愛しき機織女の。頸に嬰たる。美麗玉の如くに。光り映て。二谷まて照わたる味耜高彦根と云意なり。記には。結句阿治志貴多迦比古泥能迦微曾也。ともあり。濱成式には。多伽比古泥の句なくして。阿遲須岐能可味と結めてあり。此は記傳に。美多遲。布多和多良須にて。語を絶て心得へし。此句までは。我も人も皆目前見たる狀を云るにて。次は。是は阿遲志貴神そと。言聞せたる意なれはなり。書紀の傳は。喪會者の作にて。阿治志貴神と云ことは。本より誰もみな知れる上にて。よめるさまなれは。此終二句の意。此記と同しかちす。神武段歌の。美都々々斯。久米能古良。といふ類に。美多遲云々より。引つきたる意なり。故とちめに曾也てふ辭なし。但し或云云々の傳は。此記と全く同しけれは。曾也は無くても。歌の意も此記と同意になるなり。と云れたるか如し。

又歌之曰。阿磨佐箇屢。避奈菟謎廼。以和多邏素西渡。以嗣箇播箇梅輔智。箇梅輔智爾。阿彌播利和梅嗣。妹盧豫嗣爾。豫嗣豫利據禰。以嗣箇播箇梅輔智。此兩首歌辭。今號夷曲。

又歌之曰。此歌は口訣に。此歌不二喪時一。以二後詠一之。擧二一所一乎。とあるはさることなり。されと後詠レ之とは。なほ下照姫の歌とせし注にや。おほつかなし。此時の事ならぬ事は。下に委く云り。下照

姫の歌ならぬ事も。下に云るを見よ。○阿磨佐箇屢。天放るにて。日とつゝきて。夷に云かけたる枕詞なり。或人云。凡其離と云詞に。其處に離る意なると。其處を離る意なるとの異あり。家放里放國離なとゝ云は。家を放り。國を離る意なり。夷離奥離なと云は。夷に離り。奥に離る意なり。かゝれは天離も天に離る意にて。天に離る日の義なり。と云り。冠字考には。都かたよりひなの國をのそめは。天と共に遠放て。見ゆるよしにて。天離るとは冠らせたりと云り。按に日放方の天と云つゝけより思へは。或人の說まされり。○避奈菟謎廼。夷女之なり。守部云。避奈は萬葉に。隔を閇奈流と多くよめる。其閇を比に轉して。體言に比奈とは云なり。と云り。さて上の句よりつゝく意は。避奈の避に懸りて。天放日の義なり。さるは天つ日を見わたすに。空遠く疎れるよしの續けなることは。日放方天と云るとも。反さまなり。さて夷つ女は。都に遠き處の。賤しき女なり。○以和多邏素西渡。渡良須瀨門にて。伊は冠たる語。渡るを延て渡らすと云り。萬葉九に。大橋之上從。直獨。伊渡爲兒者。云々とあり。瀨門の門は。水門。河門なとの門にて。萬葉十六。室之浦之。湍門之崎有。鳴島之云々。また角島之。迫門乃稚海藻者。云々とあるに同し。○以嗣箇播。石川にて。石多き川なり。○箇梔輔智。片淵なり。契沖云。石ある川水の早きか。片寄て流るゝ所には。必片淵の出來るなり。と云り。○箇梔輔智爾。於片淵なり。かく重ねて云は。多麻能美須麻流。美須麻流邇。とも云如く。調のためなり。○阿彌播利和梔嗣。網張渡しなり。網は漁網を云 ○妹盧豫嗣爾。目依爾なり。目は網の目。盧は助辭。

豫嗣爾は依になり。古語には依を豫嗣と云ること。萬葉九に。妻杜。妻依來西尼。つまといひなかち十四に都麻余之許西禰。あさ手小衾。又一に不知國。依巨勢道從。なと例あり。守部云。東國の鄙土の俗は。物の孔。又習目。簡目等を。妹盧さいひ。又依と云係の處をも。嗣とやうに。いふめりと云り。 さて是までの八句は。次の豫嗣豫利據禰。といはむ序なから。設けたるにはあらす。見る目前の物以て。其まゝ云る物なり。偖川の流に。網を張渡せは。流るゝ水に壓れて。網目の一に寄る物なれは。其夷女の。石川を渡り行くを。此方に寄來らせと。乞願ふ序に置るなれは。如目之緣の如くに。心得へし。○豫嗣豫利據禰。依寄來禰にて。禰は乞望ふ意なり。 右に引る。萬葉の妻依來西尼の。來西尼も。乞望ふ意にてもはらおなし。 ○以嗣箇播句箇梔輔智。上の句を再打返したるにて。古歌に常多し。かくて其心いよ〳〵深くきこゆる事。今世の俗歌なとにも。此遺風あり。さて一首の意は。夷女の渡る石川の迫門に。魚をとるとて。網を張て。其を引あくるとき。網の目の引人の方へ寄來る如くに。思ふ人の。片より に吾方へ依來よかし。と云る義なり。さるはこゝに。さちに由なき戀の歌なり。此事次に云。 ○此兩首云々號夷曲。記に此歌者夷振也とあり。兩字永享本に二とあり。從ふへし。下にも贈答二首とあり 通證云。夷曲因歌曲節奏名之。非謂其體製者。此後人所呼之題號。故記者以今字明其意耳。と云るは。古今發明の說なるか。猶又記傳云。凡て歌を記して。此者某振也。また某歌也と云ること。記中に多し。その某振とあるは。此夷振の外に。記中に宮人振天田振あり。續紀天平六年二月歌垣の中に。難波曲。倭部曲。淺茅原曲。廣瀨曲。八裳刺曲。なと云名あり。古今集大歌所歌に。近江ふり。水莖ふり。四極山

ふりあり。さてかく某振某歌といふは。皆後に樂府にて呼る名なり。雅樂寮。大歌所。鳴所。内教坊などの類。宮樂府と云へし。上代にもさる官所ありしなり。抑記紀などに載れる歌は。何れも上代の多くの歌の中にも。優れて美き限なれは。多くは樂府にも取られて。管絃にかけ。儛にもあはせて。奏歌ともなり。其中に某振と呼は。まつ振とは。俗に云形狀進止の布理にて。人にまれ。物にまれ。動く貌を云て。歌にては。奏ふ音聲の。長短巨細低昂などの貌なり。さて樂府に用る歌は。奏ふに種々の振ある故に。其振々に各名を付て。某振とは云なり。但し其名は。其振を以負たるものにはあらす。たゝ其歌の首の詞を取て。假に名けたるものなり。かの宮人振天田振。又古今集なるなとみな然なり。考へ見るへし。されはかの續紀に名のみ出たる。難波曲其餘もみな。おしはかりつへし。然るを今此阿米那流夜の歌には。比那てふ言なきに。夷振と名けしは。如何と云に。紀にこゝに二首並へる。次歌の首に。阿磨佐箇屡。避奈菟謎廼。とある此避奈てふ言を取れり。初句は。枕詞なる故に。次句を取れるならん。さるは阿米那流夜の歌も。奏ふ振の。彼と全同しき故に。樂府にて一つ部に收めて。共に夷振と呼しなり。其は此歌のみならす。遠飛鳥朝段にも。夷振之上歌。又夷振之片下と云あり。此ちの歌にも。比那てふ言は無きに然呼は。みな右の定なり。神樂歌に前張と云は。前榛に衣は染む。云々といふ歌一曲の名なるを。他の歌をもかけて。十六曲の惣名にして。大前張小前張と呼をも。思ひ合すへし。此も其と全同しきをや。前にも云る如く。凡て某振と云は。みな其振々を分む料の。假の名なれは。振たに同し歌ならむには。幾首にても。合せて一名を呼むこと。本より然るへきわさなり。右の前張も然なり。さて又紀に。かの避奈菟謎廼と云歌をも。此に載られたるは誤なり。かの歌は。別に上代の戀歌にて。此にはさらに由緣なし。彼歌を此に載られたるは。彼歌を樂府にて。阿米那流夜の歌と並へて。共に夷振なる故に。同時の作と爲る傳もありしにや。されと其は誤にて。記に彼歌は无きそ。正しき傳なりける。然れは。天なるやの歌を。夷振と云は。ひなつめの歌に引れたる名。ひなつめの歌の。此に載れるは。天なるやの歌に引れて。出たる物と心得る時は。萬の疑は晴ぬへし。と云れたる。此又然る說なり。

既而天照大神。以思兼神妹萬幡豐秋津姬命。配正哉吾勝々速日天忍穗耳尊爲妃。令降之於葦原中國。是時勝速日天忍穗耳尊。立于天浮橋而臨睨之曰。彼地未平矣。不須也頗傾也凶目杵之國歟。乃更還登具陳不降之狀。

既而。こゝは上に。天稚彦國平に降りなから。大神に背き奉りて。八年經まて。報命まをさす。天神の御罰に因て。死にし事見えたれは。葦原中國は。未言向給はさるを。忽こゝに。既而天照大神云々。令降之於葦原中國とあるは。如何なり。故熟考るに。此一書は。文の前後になれるにて。決く誤あ

るものと見えたり。今其を置替て心得むには。此一段を一書曰の下に轉して。一書曰。天照大神以二思兼神妹一云々一爲レ妃。令レ降二之於葦原中國一。是時勝速日天忍穗耳尊云々。乃更還登具陳二不レ降之狀一。とありて。上の天照大神勅二天稚彦一曰。豐葦原中國云々。今號二夷曲一といふまての文を。此間に入。さて次なる故天照大神復遣二武甕槌神及經津主神一云々と爲へし。もとかゝるさまの文なりしなるへし。然見されは。こゝに既而とあるが。叶はさるのみならす。以二思兼神妹一云々爲レ妃。とあるも。此時の事としては。如何なり。本書の趣を見て考ふへし。また忍穗耳尊の。彼地未平と詔へるも。此時としては。更に叶はす。其は上に有二殘賊强暴横惡之神一。と詔へるのみにて。未言向給はさる程の事なれは。忍穗耳尊を降し玉ふも。如何なるに。その尊の即て彼地未平と詔へるは。天浮橋に立て。臨睨たまふ迄もなく。本來知られたる事なるをや。猶此餘にも。合はぬ事多かるは。左右に文の混錯りしこと灼然し。既くかく論ひ置けるに。後に蓋牙を見しかは。同し樣の考なりき。○思兼神は。高皇產靈尊兒と。一書にあれは。此傳も。高皇產靈尊の女といふ傳なること。本書又記と同し。○萬幡豐秋津姬命。本書に。栲幡千々姬とある同神なり。記には。萬幡豐秋津師比賣とあり。名義。萬は記傳に。宜てふ言は。物の足備はれるを云ふ。與呂都與呂比なとも。此より別れたる言なりとある。此に依て思ふに。此も數の萬の意には非て。不足ぬ事无く。美麗しく織整へたる布帛といふ意に。萬幡とは云なり。と云れき。この事既に本書の下に云り。秋津は。記傳云。萬葉三に秋津羽之袖。十に秋都葉爾々寶敝流衣。十三に蜻蛉巾なとある如く。蜻蛉の羽の如く。

薄(ウス)く細精き帛布を云なりと云り。○臨睨。舊くホゼリと訓るによれり。直指に。臨睨は上より見下すを云。强見るをホセルと云ふと云り。神武紀三十一年に。睨(オセリ)二是鄕一とあるを。廻(フネセテ)望國狀一とあり。於と袁と。片假字の違あり。景行紀には望拜(オホセテ)とあり。依て重胤は。オホホゼリテの略なるへし。と云り。平田翁云。今俗に。人の隱す事なとを探露すを。ホセルと云は。是なるへしと云り。○未平。記に伊多久佐夜藝豆有祁里とあり。記傳云。書紀に聞喧擾之響と書て。此云二佐椰覓利一とあり。又記の伊須氣余理比賣命の御歌に。加是布加牟登曾。許能波佐夜牙流。武鄕云。なほ例を數多出されたり。なとある如く。物の音の喧(カシマ)しく。さわがしき事なりと云り。○不須也顏傾也。本に顏傾の下に也字なし。延喜本。文明本。纂疏本。見林本等にあり。下の注にもあれは。こゝは脫たること著し。今補つ。伊那は否なり。加夫斯は。記八千矛神の御歌に。宇那加夫斯とある。加夫斯と同く。傾にて。御頭を傾けて。否と所思せる狀なり。今世人も否と云には。必頭を振傾る事ある。其を頭振(カブリフル)といふ是なり。俗に物の下より。上の勝て傾くを。加夫久と云と云り。かぶしのさま思へし。と記傳に云り。○凶目は。上卷に出。杵は助辭なり。記傳云。上に不須也。凶目汚穢とあり。此の顏傾と云か。彼凶目にあたり。凶目杵とあるかゝ。汚字に當れる語勢なり。されと。目杵の書さまは。いかにそやおほゆと云り。杵字熱田本にキタナキと訓り。これによらは。杵は汚の誤なるへし。○還登。此國迄は降坐で。浮橋より還給ふなり。

故天照大神復遣(ツカハシ)二武甕槌神及經津主神一。先行(ヲラシム)駈除。時(ニ)二神降(アマクダリテ)二到出雲

國。便問大己貴神曰。汝將此國奉天神耶以不。對曰。吾兒事代主。射鳥遨遊在三津之崎。今當問以報之。乃遣使人訪焉。對曰。天神所求何不奉歟。故大己貴神以其子之辭報乎二神。二神乃昇天復命而告之曰。葦原中國皆已平竟。時天照大神勅曰。若然者方當降吾兒矣。且將降問皇孫已生。號曰天津彦々火瓊々杵尊。時有奏曰。欲以此皇孫代降。

故天照大神復遣云々。とあるは。天稚彦の件より承る所にこそありけれ。天忍穗耳尊を命レ降之とあるよりは。つゝくへき所ならさるを以。右の文の混れなることを。思定むへきことなり。○武甕槌神及經津主神とある。此次第は。他の傳々とは異なり。及字を加られたるも穩ならす。丹鶴本に及字なし。其は宜し。○出雲國。本に國字を脫せり。今永享本に依る。さて二神の降到玉ひし處は。即五十田狹之小汀なり。○三津之崎。平田翁云。出雲風土記に。島根郡に。御津濱廣二百八十歩とある處なり。と師說なり。風土記抄に御津今水島也といへり。同郡に御津社もあり。抄に。加賀郡郷。今水浦本宮なりとあり。但し式には載られず。古事記に。御大之前。紀正書に三穗碕とあるも。此郡の崎なり。さて仁多郡にも。三津郷と云ありて。其は味鉏高日子根神の。三津と云る故事より。起れる地名なり。又風土記に。楯縫郡にも御津島。御津濱と。並ひ在て。御津社と云もあり。抄に。御津濱は俗に三津浦といふ。御津社は楯縫郷三津浦にあり。と云へり。神名式に。御津神社とありと云り。さて五十田狹之小汀より。三津之崎へ通ひし海路の事は。既に本書の御穗碕の下に云り。○何不レ奉歟は。何承給り奉らさらむや。の義なり。訓も本のまゝにては足はす。○二神乃昇天云々は。全く事訖たりし時の事なり。同し事なから。第二一書に。於是經津主神則還昇報告。時高皇產靈尊還二遣二神一曰。今者聞二汝所レ言云々は。大己貴神の言に就て。此に其執計らふへき旨を。伺に上たまへる時の事にて。別なり。○若然者の。若字訓へからす。此に母志と云時は。なほ危ませ玉ふ義と成て。上件二神の。慥かに復奏されたる趣と。齟齬へれはなり。○當降吾兒。記云。爾天照大御神高木神之命以。詔二太子一正勝吾勝々速日天忍穗耳命。今平二訖葦原中國一之白。故隨二言依賜一降坐而知看。○且將降問皇孫已生云々。重胤云。此御事第二一書には。天忍穗耳尊に。種々の事依の御政を過して。則以二高皇產靈尊之女號一萬幡姬一配二天忍穗耳尊一爲レ妃降之。故時居二於虛天一。而生兒號二天津彦々火瓊々杵尊一。因欲下以二此皇孫一代レ親レ降上云々。然後天忍穗耳尊復還二於天一。と見えたる。此生出させ御坐々る御事共はしも。此一書には。忍穗耳尊の。天降給はむと爲させ玉ふ間にと有り。記には。其天降坐むと爲て。御裝束爲させ給間にと有り。然るを第二一書は。天降らせ給へる御道すから。虛天に御坐て。生奉らせ給ふ任に。其虛天より。直に諸部神等を副給ひ。其服御之物をは。其任に讓聞えさせ置して。大御父天忍穗耳尊は。其虛空より還上らせ給へる趣なれとも。少か心行す。其忍穗耳尊より。瓊々杵

尊に御譲位の御事は。然も有へしと雖。其も皇祖天神の御計らひを。仰聞えさせ玉ひて。共々にこそは。物爲させ玉はめ。然して三種神寶なとを。授奉らせ玉ふ御事なとは。其に就たる御壽詞等御坐々せば。先に忍穗耳尊に事依し玉へりし御時の如くにそ。此度も物爲させ玉へりけらし。然れは右の居二於虛天一而生兒。と云は。此に立二于天浮橋一而臨睨之。と有る初度の御事の混れより。右に御兒を生坐る趣には。傳はれりし者とこそは所見たりけれ。然る時は。次度には。忍穗耳尊はしも。出立せ給はすして止ぬるを。先の傳と。混同に成て。此度も虛天より。引返し昇らせ玉へる者の如く。傳はれるなり。若て此に三種神寶を賜はししより以下。寶祚之隆云々までの事實をは。第二一書には。天忍穗耳尊の。此度の御降臨の御事に就て。授奉らせ玉へる事に書されたれとも。右等は其始て。天降坐ける御時の。大御政なりつらむを。同し事の相重複れる。其一は省く例なるに依て。其をは上に押上せて考ふへく。此一書なるは。初より瓊々杵尊に。授奉らせ玉へる御事のみ有て。其忍穗耳尊の。御天降の所には。更に無きは。其片方を略かるゝにも。事にこそ依へかりけれ。先皇祖天神より。天忍穗耳尊に授奉らせ玉へりし御事なりしを。此に瓊々杵尊を代へて。天降し玉ふと爲ては。皇祖天神と。相共に。忍穗耳尊も專政こたせ給ける御事を。見奉知に便宜無して。甚味氣無き御事共なり。記も此一書と。然しも異らさりけれとも。是以隨白之。科二詔日子番能邇々藝命一。此豐葦原水穗國者。汝所レ知國。ト言依賜。故隨レ命以可二天降一。と有て。其忍穗耳命の奏し請せ玉へる任に。更に御命を科せ玉へる由にて。其大御父忍穗耳尊の御譲を受て。此國を所知食須天皇にて。渡らせ玉ふへき由にて。右にも引る其上文

に。爾天照大御神高木神之命以。詔二太子正勝吾勝々速日天忍穗耳命一。今平二訖ヌト葦原中國一之白ス。故隨二言依賜レヘリ一降坐而知看。に對へさせ玉へる御言なるを思ふへし。此所を深く味ひ見さる時は。忍穗耳尊は御血統の御次のみに御坐て。天統の御初にて。渡らせ玉へる御事を申さす。此の御事依の御事なとも。俗に謂ゆる嫡孫承祖と云事の狀に。思成奉りて。其平國の大御政は。更にも云はす。此時の御譲位の御事なと。凡て皇祖天神のみの。御計ひの如く思成し。踈み奉る如き。併說共も出來る事そかし。以上と云れたるさる言なり。なほ次にも云り。さてこの且字上に。已而の二字あらまほし。さるは上文に。天照大神勅曰。若然者。方當レ降二吾兒一。とあるは。大神の宣へる御言。且將レ降とあるは。忍穗耳尊の御事なれは。其間に此二字なくては。一聯に通えて。將レ降は。大神の忍穗耳尊を降さんと爲玉ふこと〻成れり。かくては如何なる文となれり。次にも已而將レ降間。とある文あれは。こ〻も准へて。右の如くなる文字あらまほしきなり。再按に。且をスナハチと訓て。數語の辭の如くに見は。本のまゝにても通ゆへし。○皇孫已生。此皇孫は御父尊より申す處なれは。ミコと訓すしては通えす。第二一書に。時居二於虛天一而生兒。と見え。記に子生と見えたれはなり。次に以二此皇孫一と有は。殊更にして。此は皇子と訓奉るへき所なり。と重胤云り。偖此まての事。みな皇孫尊生レまして後の事とせり。されと此は記にも。天忍穗耳命答白。僕者將レ降裝束之間。子生出云々。此子應レ降也。とありて。一書には。居二於虛天一而生。とあれと。此時に生坐る傳の方を。正しとすへし。なほ本書の下に云る。皇孫尊の此時。猶幼稚御坐すよし云る說をも思合すへし。○奏曰。本に奏上有字あり。今三島本永享本に无に依て刪る。其方まさりたれはな

り。○欲以此皇孫代降。記傳云。父尊に代て。此御孫尊を降し奉り玉ふは。如何なる故にか。傳無れは測かたし。と云れつれと。重胤說に。此天忍穗耳尊は。終に天降り坐ずして。止玉ひぬるは。如何なる御事にかと。年頃不審く思渡つるに。今其說をなむ得たりける。其は瑞珠盟約章第三一書に。日神與二素戔嗚尊一。隔二天安河一。而相對乃立。誓約曰。中略如生レ男者。予以爲レ子。而令レ治二天原一也。とありて。下に。其素戔嗚尊所生之兒皆已男矣。故日神方知二素戔嗚尊元有二赤心一。便取二其六男一。以爲二日神之子一。使レ治二天原一。と見え。寶鏡開始章第三一書にも。於是素戔嗚尊誓之曰。中略若有二清心一者。必當生レ男矣。如レ此則可二以使一男御二天上一。と有か如く。天照大神素戔嗚尊共に。男御子を生坐せらは。天原を令レ治むと誓玉へりし。御言驗有て。天上に留まらせ玉ふへき。御運とは成れるにて。其例は。天照大神は日神にて渡らせ玉へれとも。二柱御祖神の。何不レ生二天下之主一者歟。と相議らせ生奉らせ玉へりし。其所以に因て。高天原を所知看つゝも。此天下は。皇大神の國土なり。顯見蒼生も。亦皇大神の御民なるか如し。故其所由に依て。天忍穗耳尊の。天上に留らせ玉へるのみならす。天穗日命も。其子天夷鳥命を降して。天上に留らせ玉ひ。天津彦根命も。其子天目一箇神を降して。天上に留らせ玉ふ狀に所見たり。右に六男と有れとも。實は三神に坐すに。以爲二日神之子一。令レ治二天原一。と云に。御誓約の此に至りて。其信驗違はせ玉はさるなん。奇異しとも靈しく妙也ける御幽契には。御坐々ける。と云れたるは。然る事にも御座へからんか。なほ考へし。

故天照大神。乃賜二天津彦々火瓊々杵尊一。八坂瓊曲玉。及八咫鏡。草薙劍。三種寶物。又以二中臣上祖天兒屋命。忌部上祖太玉命。猿女上祖天鈿女命。鏡作上祖石凝姥命。玉作上祖玉屋命。凡五部神。使二配侍一焉。

故天照大神乃賜云々は。重胤云。天忍穗耳尊に。事依玉へるか如く。瓊々杵尊に更めて。大命を科せ玉へる所なるか。此に大に味はふへき事しも有けり。記に此子應レ降と奏請せ玉へる御言を受て。是以隨レ白之。科二詔日子番能邇々藝命一。此豐葦原水穗國者。汝所知國言依賜也。故隨レ命以可二天降一。と有る。隨レ白之は。其奏請給へるを。制可させ御坐て。瓊々杵尊に命負せ玉へる由也。汝所知國言依賜と有は。右に忍穗耳尊の。此子應レ降と。申玉へるが。即其尊より瓊々杵尊へ。言依奉らせ給へる御事と成れるなり。故隨レ命とは。御父忍穗耳尊の命に隨ひて。天降坐へしとにて。右に注るか如く。先に御命を蒙ふらせ給し以降は。天忍穗耳尊は。高天原に御坐なから。此國土の大君にて。渡らせ玉ふか故に。其御父子の御間にて。天統授受の御政は御坐して。高の御計は。皇祖天神の行はせ玉へる由也。如此說得て見る時は。天照大神より。天忍穗耳尊に。天忍穗耳尊より。瓊々杵尊に。次第の任に。天日嗣高御座の大御業を。授け聞えさせ玉へる趣。甚鮮明に知らるゝ事なり。と云り。まことにさる言なり。

○八坂瓊曲玉。八咫鏡。二種はかの石窟に幽居坐し時に。五百箇眞坂樹に取着し玉鏡なり。記に其遠岐斯八尺勾璁鏡。とあるにて著明し。この遠岐斯は。上卷一書に。宜下造二彼神之象一奉中招禱上。とある。招禱に同しき事。其處に云り。○草薙劔は。かの大蛇の尾より。取出給ひし御劔なり。さて此三種の物の。勝れてめてたく尊き事は。まつ玉鏡は。思兼神の深く遠く思慮まして。八百萬神の。いと〳〵殷勤に招禱奉りし幣物なれは。上なく麗しくめてたく有へき事なり。拾遺に。令三石凝姥神鑄二日像之鏡一。初度所レ鑄。少不レ合レ意。次度所レ鑄。其狀美麗。云々とあるにても。大ろけならす。物し給ふこと知られたり。劔は大蛇の尾より出たれは。是はた奇しく。世の常ならぬ物なる故に。此三種の物。比類なき御寶物にてありけるを。此度皇御孫命へ賜はしふか。彌嗣々に傳へ坐て。天地と極なき。天日嗣の御璽とはなれりける。其か中に。わきて鏡の故由重き事は。下の一書に。吾兒視二此寶鏡一。當レ猶レ視レ吾。可下與同レ床共レ殿以爲中齋鏡上。記にも。爲二我御魂一而。如レ拜二吾前一云々とあるにても知へしと。葦牙に云れたるか如し。偖此御寶物の御上に附て。古は何の論もなかりけるを。近頃に至て。畏くも種々に論ひ奉る文ともあるか中に。まつ記傳に。此三種を連擧る次第は。鏡劔玉とか。鏡玉劔とか。有へき理なるに。記にも書紀にも。玉を先にし。紀には殊に玉及鏡と。鏡の上に及字をさへ置れたる。其は水垣朝御代よりの事にて。神代より然るには非す。今此に大御神の授玉ふ時を以云はゝ。鏡第一なる事は更なり。次には劔。其次に玉なるへし。といひ。又三種の中に。玉は本は輕きか故なり。なと論

れたる。甚き私言なり。本來此御寶物とも。何れ重く。孰れ輕きなと言へる。御定めなく。大神の御手自賜はしたる御物なれは。孰れを先にし。孰れを後に記したりとも。其は語傳へし人の心々にこそあれ。いかてか其に拘はりて。玉はもとは輕し。なと論ふへき。さて其後も。其に次て。種々の書ともつくりて。いとも可畏き。御寶物の上を。押はかり言せる論等の中に。三種の御寶とはいへとも。信には二種そといひ。或は三種のうち。玉こそ誠に第一なれなと。心に任せたる言共を。さま〳〵に言へるは。いともあさましく。可畏くおほけなき言等なり。されと其疑の因て起れる本は。まづ繼體紀に。大伴金村大連。乃跪上二天子鏡劔璽符一。再拜。神祇令に。凡踐祚之日中臣奏二天神之壽詞一。忌部上二神璽之鏡劔一。義解に。此即以二鏡劔一稱レ璽。大殿祭祝詞に。神魯企神魯美之命以氐。皇御孫之命乎。天津高御座爾座氐。天津璽之劔鏡乎。捧持賜天。言壽宣。志久云々。古語拾遺に。即以二八咫鏡及草薙劔二種神寶一授二賜皇孫一。永爲二天璽一。所謂神璽之鏡劔是也。矛玉自從。とある文ともなり。是ら鏡劔のみを云て。玉をいはす。然るに祝詞考大殿祭詞の下に。云。是に八尺勾璁を擧いはす。儀制令にも。鏡劔とのみあるにつけて。神代紀の一書に。三種の寶といふを。疑ふ人あるは。顯れたることにのみ依て。ものを限るなり。天孫天降り玉ふ時。天照大御神の詔く。於是副二賜遠伎斯八尺勾璁鏡及草那藝劔一。云々と。古事記にしるされ。一書に曲玉鏡劔を。三種神寶と有なれは。何かいふかしき。且其勾璁は。天下知しめす主なる。まるしの神寶に。天照大御神是を賜はせしなり。然れとも此璁は御身に著坐寶にて。人の手觸るゝ物ならす。故に古より

劒鏡二を以。大儀の時のまるしとなし來れるなり。と云れしは。いと宜き說なり。かの瑞鑒の朝御代に。玉をも模し造らるへきに。まかあらぬは。是玉は御身に著ます御寶にて。天下所知看主なる印の御寶なるか故なるへし。されは此玉を合せて。三種と申し。大儀の時のまるしには。鏡劒二種をのみ。奉りしなりと。思定めて有ぬへし。正統記に。神璽は八坂瓊の曲玉と申。神代より今にかはらす。代々の御身をはなれぬ。御まもりなれは。海中よりうかひ出たまへるも理なり。とあるも此由なり。近藤芳樹か翰原抄注に。玉は天皇の御魂の鎭さなりて。御正身の護身なるからに。御在所を放ち玉はす。故に御代宮の玉を作らせ玉はて。崇神天皇より以後。今に至て。神代なからの靈物存し。先帝より後帝へ。御手つからといふはかりに。傳させ玉へは。殊にこれ一種にかさりて。神璽とはいふなりけり。と云れたる。此說も然る言なり。さて立かへりて。二種神寶と稱せる事を解へし。重胤云。此二種神寶と云は。後に天皇御即位の御時に當りて。鏡劒二種を。忌部氏より上る例なるより。まか改めたるにて。實には三種なり。と云れたるさる言なるか。なほ久保季茲か。三種神器考證と云ものに。鏡劒二種をのみ。天璽と云る論の。非なるを辨へ云る。其說に。そも〳〵此鏡劒を奉ることは。神代より忌部の職なれは。今にも式にも。忌部の鏡劒を奉ることを。記されたるにて。拾遺は更なり。大殿祭祝詞も。忌部家より出たる故に。其家に云傳へたる如く。二種をのみ擧たるなり。三種とあるとは。其傳の趣自ら異なるを。先哲の心着れさりしなり。拾遺に殿祭（オホトノ）（其說闕文在於別卷）次祭宮門（其說闕亦在於別卷）とある。この祝詞は。即延喜式に載たる。大殿祭御門祭の祝詞是なり。この二の祝詞に。古語云々といへる注あり。此は他詞に例なきことにて。拾遺の注と同し體なるは。もと同しく忌部家より出たるか故なり。此を以。拾遺と大殿祭とに。鏡劒をのみ天璽と云るか。忌部の古傳にて。記紀の傳と。異なる由を思辨ふへし。

と云れたるは。誠に然る言なりけり。○賜云々三種寶物は。記に。於是副賜彼遠岐斯八尺勾璁。鏡。及草那藝劒云々。而詔者。此之鏡者。專爲我御魂。而如拜吾前。伊都岐奉。詔玉ひて。其鏡に屬たる御壽詞をなん。聞えさせ給へりける。殊に拾遺の次第は。于時天祖天照大神。高皇產靈尊。乃相語曰。夫葦原瑞穗國者。吾子孫可王之地。皇孫就而治焉。寶祚之隆。當與天壤無窮矣。即以八咫鏡及二種神寶。授賜皇孫。永爲天璽。（所謂神璽劒鏡是也）矛玉自從。即勅曰。吾兒視此寶鏡。當猶視吾。與同床共殿。以爲齋鏡。とある次第甚宜し。但天壤無窮の神勅の最前に在は。次へ廻して心得へき事。大殿祭詞に。先天津璽の鏡劒を捧けさせ御坐して。次に言壽の御言を詔給へるを。例と爲て知へし。次に神璽を授奉らせ玉へる御事有て。後に吾兒視此寶鏡云々の御言を載たる事。右に擧たる記も然なり。然る時は。此に天照大神乃賜天津彦々火瓊々杵尊八坂瓊曲玉。及八咫鏡。草薙劒。三種寶物。と有に續ては。第二一書に。是時天照大神云々祝之曰。吾兒視此寶鏡。當猶視吾。可與同床共殿以爲齋鏡。とありて。次には天壤無窮の神勅をそ。詔給へき。此其御序次なりけり。○上祖。山蔭云。凡て紀中に遠祖始祖上祖本祖なと。言をかへて。いろ〳〵に書れたるは。みな例の漢文なり。古傳には。古事記の如く。たゝ祖と有しなり。右の中に。遠祖と云は。古言なれとも。事によりてこそ。さもいひつれ。其氏遠祖某。某者某氏遠祖。なとは言さりし事そかし。とあり。○玉屋命。記に玉祖命とあり。此神の訓は。記傳に。和名抄河內國高安郡。又周防國佐波郡なる鄕名の玉祖を。共に多末乃於也（タマノヤヤ）とあると。

書紀に玉屋命と書るを合せて。多麻能夜なり。とあり。さて此神は。上卷に豊玉 天明玉（また羽明玉。櫛明玉命。）なと見えて。皆同神別名なること既に云るか如し。名義。玉作の祖神に坐よしなり。姓氏錄に。玉作連。高魂命孫。天明玉命之後也。天津彦火瓊々杵尊。降二幸於葦原中國一時。與二五氏神部一陪二從皇孫一降來。是時造二作玉璧一。以爲二神幣一。故號二玉祖連一。亦號二玉作連一。とあるは。此時の事なり。○五部神云々。記に五伴緒とあり。記傳云。凡て伴とは。官職にまれ何にまれ。一部ともなふを云。某伴某伴と云是なり。伴造と云は。其部の長を云。緒は長なり。（武郷云。真佐を記傳に。長兄名の意なりと云れたれと信かたし。たゞ長の意と見てあるへし。）書紀に。魁帥渠帥なとを。伊佐袁と訓るも。勇長なり。然れは伴緒は。其部屬の長を云稱なり。さて今右の五柱神を指て。五伴緒と云るは。石屋戸段に見えたる如くに。此神たち各掌れる職ありて。其職々の部屬を帥る長神なれはなり。（五神を指て。五伴緒と云へれは。一伴緒は一神なり。然れは伴緒とは。其長を云て。其部類を示に非ること明らけし。書紀に此を五部神と書れは。五伴緒は。たゞ五部の意とも聞ゆるに似たれとも。猶も五神を擧て云れは。其意に非す。五部長神と云意なり。）とあり。纂疏にも。五部者諸神之統領。而各爲二部黨一者也と。既に云れたり。○配侍。第二一書に。陪從とあると。訓同しかりけれは。配は天孫に令レ奉レ副給へるなり。侍は衆の仕奉るを云。記傳に。波閇理は。貴人の御前に在る由にて。此言の意は匍匐在と云事なり。俗に匍匐屈居と云に同し。とあり。されは五部神を。各其部の長に分別て。八百萬神を率て。天孫の御前に陪從て。令二供奉一玉へるよしなり。さて此五伴緒神の。掌り給ふ職は。みな神事に依れゝは。（石屋戸段に見ゆ。）今支加而降し玉ふも。專神事の料なりと。記傳に云れたれと。平田翁云。神事の料のみに非す。御孫命の天下始め玉ふ御政を。介けしめ玉はむとなり。斯て神事即て天下を始め玉ふ。御政の本なれは。師の言の如く。云むも難なけれと。少か言足ちぬ心ちそする。と云れたるさる說なり。さて重胤云。五部神の事。記も同し傳にて。右の五神を擧て。次に并五伴緒矣。支加而。天降也。と見えたり。拾遺に。仍以二天兒屋命。太玉命。天鈿女命一使二配侍一。と有て。二神を漏せるは。太玉命の所レ率の神と爲る傳なるか故に。略けりし者なるへし。其下に。宜太玉命率二諸部神一。供二奉其職一。如二天上儀一。仍令二諸神亦與陪從一。と有る是なり。其如二天上儀一と云は。石屋戸段に。太玉命所レ率神名。曰二天日鷲命一。手置帆負命。彦狹知命。櫛明玉命。天目一箇命。と見えたる。是太玉命の率て。降玉へる諸部神なる者なり。と云り。（玉屋命。櫛明玉命は。同神なり。さて石凝姥命。天目一箇命と同神にはあらねと。共に鍛冶の事に預り玉へは。なほ太玉命の所レ率の神の内には入給なるへし。）○記には此に次て。三種の御寶物を賜ひ。亦常世思金神。手力男神。天石門別神を副賜へる事みえたり。記傳云。此三柱神は。其現御身を。天降し給ふには非す。（現身は。高天原に留りて。天照大御神に仕奉給ふ。）皆其靈實（武郷云。御靈實と云は。御靈の託る御體を云。下皆同し。俗に所謂神社の御神體なり。）を降し給ふなり。故上の五伴緒神と。同列にはあけすして。今此に三種御寶の次に連ね云り。（然れは。此三柱神の御靈實ともは。鏡にまれ。鹽にまれ。何にまれ。彼八咫鏡に添へ從へて。降し玉ふなり。但し石門別神一柱は。此記には見えされは。此御靈は。皇孫命の門の守衛神として。降し給ふにても有んか。）又彼五伴緒神は。現御身なる故に。此次に各某氏之祖。と注したるを。此三柱は。御靈體なる故に。子孫をは擧す。たゞ其鎭坐す處を注せり。此等を以。現身と御靈との。差別あることを覺るへし（書紀に。五部神を擧たれとも。此三神を。擧さるも。現御身に非るか故なり。）と云り。又記に。伊須受能宮鎭坐の次に。次登由宇氣神。此者坐二外宮之度相一神者也。とありて。此大神も此時に。共に天降し奉り玉ふ

なり。記傳云。思金神等三柱と。同例に此に記せれは。此大神も。御靈實を降し奉り玉ふなり。さるは此豐字氣大神は。高天原にして。天照大御神の。常に拜祭給ふ御食津神に坐か故に。己命の御靈鏡に。屬添て。此御靈をも降し奉り玉ふなり。さて書紀の此段に。此神を降し奉玉ふ事の見えさるは。現御身にあらす。御靈實なるか故なり。とあり。

因勅皇孫曰。豐葦原千五百秋之瑞穗國。是吾子孫可王之地。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆。當與天壤無窮者矣。

豐葦原云々。本に豐字なし。今永享本に依て加ふ。重胤云。八洲起原章一書に。有豐葦原千五百秋瑞穗之地。と所見たるは。其時此國號有しには非れとも。後の稱を始に及ほして。書されたりし者にて。此天降の御時に。皇祖天神の。號けさせ玉へる御事。申も更なり。故記には。其以前には。何處なるも葦原中國と書されて。此段の初に。天照大御神之命以。豐葦原之千秋長五百秋之水穗國。云々と有て。其初て起れる由を令知たり。常に葦原中國と云は。高天原にて。天上に對へて。天下と云程の事にて。皇國を主と云中にも。大地の全體に係れるを。此瑞穗國の嘉號はしも。大地萬國の中より。皇國の地を成し出させ玉ひ置して。此大八洲國を以て。萬國の君主と在る國と定させ玉ひ。天神の齋

庭の穗を。當御せ奉りて。天神御子の。天津日繼しろしめすへき。大御食國と。定め奉らせ玉へる也けれは。甚も尊き國號には有ける。さて記に。長五百秋と云時は。五百秋を長く重ぬる義となりて。實に天壤無窮の神勅と。本より相並對所なるに。片方には無際限き由を宣ひ。片方には千五百秋と限れる數を。宣玉はむことは。甚有ましき御事也けれは。其始は記の如く有けむを。字を切めて。書されしなめり。然れとも瑞穗の出來る。其秋より。秋の重なる事を云と見る時は。即天壤無窮の義に。歸へきなるにや。記傳の說はわろし。偖瑞穗國は。後に號けたる國號に非す。皇祖天神より。齋庭之穗を。授奉らせ玉ふ時に。皇御孫尊の。御食津國と爲て。天日嗣の御隆を。祝奉らせ玉ひて。號け聞えさせ玉へる事。右に云るか如し。とあり。○子孫は。纂疏に謂二子々孫々一也。と注り。されと上に吾兒。此を吾子孫と書分られたるは。却に古意に非す。次なる猿田彦神の所に。天照大神之子所レ幸云々。とあるそ古の任なる。然れは此も吾御子之繼々なと。訓奉らまほし。○就而治焉。訓にシラシムと云るは。知ラスと云に同し。尊みて云詞也。玉勝間九云。尊みて令と云詞。古語に人の事をたふとみて。行をゆかす。立をたゝすなと云る。中昔にはゆかせ玉ふ。たゝせ玉ふなといひ。記錄ふみなとには。令レ行給。令レ立給なと書り。此類の令といふことばは。いと古くは見えさる事なるに。萬葉十四の上野國の歌に。安思布麻之牟奈とあるは。いとめつらし。かの集の頃の歌。他にはみなあしふますなと。いへる例なりと云り。此の訓シラシムも。其格と見へし。○行矣。重胤云。私記に。左介久と有りと雖。通本

に從ひて。佐伎久と訓へきなり。此言意既に注る如くにて。此は天神御子を天降し玉へるに就て。此御言を奉らせ給へるなり。纂疏に。行矣者送レ行之詞。と注させ玉へるそ。實に謂れたる。此は其幸行す先々は。恙無く御坐せ奉給ふと爲て。壽稱へさせ玉へる御言にて。萬葉四に。奈何好去哉。五の好去好來歌に。都々美無久。佐伎久伊麻志豆。七。好去而亦還見。九に。吾思吾子好去有欲得。十三に。新夜乃好去通牟。十七に。好去而安禮可幣里許牟。二十に。好去而。早還來等なと。好去は旅行人を送るに。必云詞なるか。齊明紀に。得二平安一と並へて。得二好在一と有に。漢籍に行矣を。好去と通ふ狀に云へれは。訓は與久由久なれとも。意は佐伎久と心得て違はす。其意にて。十七に。草枕旅行君を佐伎久安禮等。齋賚居つ吾床邊爾。と有なと。猶餘多見えたり。通證に右の歌を引て。言欲二旅途有二幸福一。而居二齋瓶于床上一祈レ之也。漢書外戚傳。行矣強飯勉レ之。師古曰。行矣猶ニ今言二好去一。と注されたり。此にて好去も。サキクとも訓なる事を曉るへし。偖右の如く。行矣は。此御發途の御時に當りて。其御坐著せ玉ふ迄の。御平安を。祝奉らせ給ふ意と。見て敢なむ。と云り。○寶祚は。紀中に天業。基業。天基。なと有を始として。即帝位。又即天皇位。又踐祚を。天津日繼所知食と訓奉り。皇太子又太子をは。日繼之御子と訓奉るへき定格なり。なほ宸極。大運。大業。天緒をも訓み。嗣位。日位。騰極次第。古曰日嗣なとも見えたり。名義は日繼は。御繼と申すことなるへし。綏靖紀に。皇祖之業。應神紀に。立二菟道稚郎子一爲レ嗣。顯宗紀に。陛下正統。續紀宣命に。天皇命之阿禮坐牟。彌繼々爾。また女子能繼爾波在止毛なとある。みな御繼なり。記傳に。天津日大御神の大御任を。受傳坐て。其大御業を。嗣々に所知看す由の御稱なり。と云れし如くにて。天照大神の。吾子孫可レ王之地。と詔玉へる大命を。受繼せ御坐て。天地の間に。君と坐す御職を。稱奉る尊號なること。右に注る事共を以。明らめ奉るへくなん有ける。○當與天壤無窮。此大詔のさまを。歌に賦たるは。萬葉二に。天照日女之命。天乎波。所知食登。葦原乃。水穗之國乎。天地之依相之極。所知行。神之命等。天雲之八重撥別而。神下。座奉之。高照。日之皇子。云々なとなほあり。永享本の此段の書入に。日本國安堵文。と書たるは。何げなき樣なれと。然る說なり。守部云。此大詔の無窮に重きことは。今更申すも更にて。いと可畏けれと。古語に夜須美斯々。和賀意富岐美。と云ること。記また萬葉に見えたる。武鄕云。夜須美斯志は。即安みして。此天下を知看す。と云ことなり。安は平安の意。浦安國なとの安にして。後安く裏安く。俗に安心の意なり。其は此皇大御國は。神代の始より。大御神の神勅にして。君は萬代の大君。臣は萬世の臣奴と定りて。外國なとの如く。傍より天日嗣を簒むとするものゝ。絕て非りけれは。後安く裏安く。天下所治行よしの語なり。此大詔の如く。天壤と共に天日嗣かはらせ給ふ事なく。動かせ給ふことなけれは。君臣の道。一度定りて違ふ事なし。君臣の道違ふことなけれは。萬亂るゝ事なく。此則道の大本なる事。なほさりに見過すへからす。さて又續紀。神護景雲三年九月。詔曰。云々道鏡語二清麻呂一曰。大神所二以請一使者。蓋爲レ告二我即位之事一。因重募以二官爵一。清麻呂行詣二神宮一。託宣曰。我國家開闢以來。君臣定矣。以レ臣爲レ君。未二之有一也。天之日嗣。必立二皇緒一。無道之人。宜二早掃除一。清麻呂來歸。奏如二神敎一。云々とある。此はまた後代の神勅なり。是と合

せて。今此大御神の。大詔の私事ならさる事を知へきなり。右に引る古語も。神代より云ならへるまゝに。言へるなれは。萬葉なとにも。多かるにこそ。と云れたる。まことに宜なる論なりけり。

已而且降之間。先驅者還白。有一神。居天八達之衢。其鼻長七咫。背長七尺餘。當言七尋且口尻明耀。眼如八咫鏡。而赩然似赤酸醬也。即遣從神往問。時有八十萬神。皆不得目勝相問。故特勅天鈿女曰。汝是目勝於人者。宜往問之。天鈿女乃露其胸乳。抑垂裳帶於臍下。而笑噱向立。是時衢神問曰。天鈿女汝爲之何故耶。對曰。天照大神之子所幸道路。有如此居之者誰也。敢問之。衢神對曰。聞天照大神之子今當降行。故奉迎相待。吾名是猿田彦大神。

已而云々は。記に。爾日子番能邇々藝命。將天降之時。とあり。其裝束の御事も何も。凡て調ひて。今出立御坐むと爲させ給ひて。先驅の神等より。徐かに降路に差向はれし時を云なり。故天神御子は。高天原を未離れさせ御坐ざる程なから。記に天照大御神高木神之命以。云々と有て。其御計ひなる由見え

たる。信に然る言なり。此も其心して見るへきなり。○先驅者。神武紀に。驅山蹕を。ミサキハラヒオヒとよめり。拾遺に仍使大伴連遠祖天忍日命帥來目部遠祖天槌津大來目帶仗前驅。既而且降之間。先駈還白。と有を以見に。此二神大來目部を。已に先に立せ遣はして。降路に向ひ給ひ。其より引返させ給ひし趣にみえたり。なほ第四一書の下に云る事。考合すへし。○有一神は。重胤云。記には。居天之八衢而。上光高天原。下光葦原中國之神。於是有。とある是なり。如此く上は高天原を。下は葦原中國を光らす神と云ては。宇宙に。又一の日神顯れさせ給へるか如くなれとも。此は取るへき狀こそ有らめ。此にも口尻明耀。云々と有も同く。御身より光を放たせ給ふ較略なり。即遣從神往問時。有八十萬神。皆目勝不得相問。と有か如く。其神の所に向はれし從神の。申されたる事にて。其御許へ近着く時は。上は上天。下は國土までに。照徹るか如くして。甚怕明くこそは有つらめ。と云り。○天八達之衢は。又云。正書に。槌日二上天浮橋と見え。記にも。於天浮橋云々と有り。續後紀歌には。天能梯。踐歩美。天降坐志々と有なと是なり。萬葉五に。阿麻遅。十に天道なと有は。天と地と相往來ふ道の有を。天道と云る古語有なり。十三に。天橋文。長雲鴨。高山文。高雲鴨。と云ふ天橋は。天浮橋と同物にして。天道より高山に架れる橋是なり。其に又大橋小橋と云有て。幾條にも係れりと見ゆ。大同本紀に。皇御孫命詔久。從何道曾。參上志止問給。申久。大橋波。須賣大神。並皇御孫命乃。天降坐乎恐天。從小橋參上支。と見えたる。此に從何道と有にて。其道路の多き事知られ。又此時に。

後小橋命と云ふ名を。給へりし由も見えたれは。大橋を本として。前後左右に小橋は幾條も有なりけり。故此に猿田彦神に。天鈿女命の。汝何處到耶。皇孫何處到耶。と聞えさせ給へるも。其岐より。道を取て。趣く方を問給へるなり。然れは中天にして。大橋と小橋との行合たる岐路なむ。此に謂ゆる天八達之衢。と云所なりけちし。記傳に。天之八衢。知麻多は道股の義也と見えたり。但八衢と。八十衢とは異なり。○鼻長七咫。咫の事は既に上卷に云る釋に。一手之廣四寸。兩手相加。正是八寸也。と注るか如く。四指を横たへたるを。握と云ふ。八握劒十握劒なと云是なり。五指を横たへたるを。咫とは云なり。此字 說文に。中婦人手長八寸。謂二之咫一。とある事なれとも。此には其字を借用ゐるのみ。實に阿多と云と。咫字とは。義異なりけるものになん有ける。此は纂疏に。七咫猶レ言二七八寸許一。とあるよく當れり。漢國には。際やかに八寸を咫といへれと。韻書に見えたる所しかり。皇國の上古は。大凡に七八寸許なるを。七咫とも八咫とも云る。かの八寸曰レ咫。と云るに稍近きを以て。充たる文字なるへし。さて此七。また長七尺なとある七は。必七八の七にはあらて。大數を云ることと。もとよりなり。七を大數に云ること。萬葉集の歌に。七日しふらは。七夜こしとや。又川瀬を七瀬わたりてなと。此外にもあり。此等必しも。七日七夜七瀬と限れるにはあるへからす。大數を云るなり。なほこの七八の數のことは。上卷に云ることあり。○背長七尺は。上古尺量の名なり。字音を取れるかと云る說もあれと。萬葉集の歌ともに。百尺の船かつき入るゝ。又杖不足八尺の嗟杖は即丈なり なとあれは古言なり。名義未レ詳 さて背長七尺とあるは。平田翁說に。俗に人の長立を背と云へは。只凡その長立の如く聞ゆれと。若其義ならは。只に長とのみ云へきに。背とも云るは。記に參向侍之と。白し給へるを思ふに。天神御子の御幸の前なる故に。膝折伏せて。兩手を突き。項根を下け。畏まり待給ひし故に。其背長のよく見えしかは。如此語傳へしなり。と云り。山陸にも。背長といふも。頭足をは除きて。たゝ背はかりの長さなり。長立を云事にはあらす。と云り。 さる事なり。なほいはゝ。天書に。曲背七尋とあるは。此說にも叶ひて。いと心にくし。但し七尋は七尺の誤なるへし。○當言七尋。此四字除くへし。纂疏本元々集。其他の本ともに。細註とせり。一書に細註あるへきよしなけれは。これ後人攙入の證なり。集解本にも闕れり さるは谷重胤說に。八寸曰レ咫。七咫五尺六寸也。鼻長五尺六寸。而背長七尺餘。長短不レ稱。故記者改レ尺曰レ尋。當レ作二七尋一也。八尺曰レ尋。則背長五丈六尺。正爲二相稱一也。とありて。上の七咫を。五尺六寸なりと爲しより。かゝる强たる說も。出來しなりけり。○口尻明耀。口尻は面尻と云事にて。即天書にはしかあり。面と後へとを云て。遍身光明の耀くよしを。知らせたる文なるへし。記に見えたる如く。上は高天原をてらし。下は葦原中國まて。光る神に坐せは。其光の口尻よりも。明耀き出たることゝ所見たり。さて天書に。面尻皇赤。遍身生レ毛。の毛は。光字の誤なるへし。此を此神の御形。獻の綬に似たまへる知く云る說ともは。甚いかゝなり。 ○赩然云々。赩一本には赫とあり。說文に赩大也。集韻言赫義同といへり。 平田翁云。八俣遠呂智の目を。似二赤加賀智一。と譬たるは。彼か目の。血爛て赤き狀を云るなれは。然る語にも聞ゆるを。赩然の譬には。似つかはしからす。古語拾遺に。此と同し傳を擧たれと。而赩然似二赤酸醬一也の八字なし。 記に。上光二高天原一。下光二葦原中國一。と有て。口尻明耀といふ語のなきそ。却ていみしく聞えたりと云れたり。さて通證に。玉木翁曰。言二鼻長一。則面體可二以知一。言二背長一。則一身可二以計一。また今諸社祭禮。作二此象一前導。蓋傳二嘉例一也。穩曰。王陵之面者。象二此神面一。兼眞曰。祭禮象。赤面長鼻之象一。名曰二王鼻一。此

遺也。と云り。共にさることなり。○從神は。私記に美止毛奈留神乎とあり。拾遺の古本なるも然訓り。此本の訓に。ミモトノ神と訓り。此も古き訓なり。通證に。從神供奉神也。從訓ニ御許一。々々猶ニ御前一。所謂御許人。某御許是也。と云れたるにて明けし。但し御許と云へば。供奉神のうちにても。御許に侍ひ居る神と云になれば。意顯替れり。則此は右に謂ゆる。先驅者の事にして。次に有ニ八十萬神一。と云る是なり。

勝難きさまを云るにこそあれ。八十萬神皆とあれはとて。御供神皆と云るには非す。且は鈿女命の强悍なる狀を。知せたる文なり。○不得目勝。記云。汝者云々。與ニ伊牟迦布神一。面勝神。とあり。目勝は拾遺に。皆不レ能ニ相見一。と見えたる。言餘抄に。被レ奪ニ衢神之眼光一。不レ能ニ向見一也。と注るか如し。雄略紀。其雷虺々。目精赫々。天皇畏レ蔽レ目不レ見。却入ニ殿中一。日本後紀。神即忽然現レ形云々。清麻呂消レ魂失レ度。不レ能ニ仰見一。と有なと。何れも同狀なる事共なるを思合すへし。口訣に。目勝者不レ得レ見也。纂疏に。謂下目眩惑而不レ得ニ相面一也。と注させ給へるは。殊に明らかなり。直指にも。衢神の異相光耀に。眼勢を奪はれて。正しく目を向はす事能はさるなり。と云り。○勅天鈿女。記には。天照大御神高木神之命以詔。とあり。○目勝於人は。重胤云。目勝は前と同しけれは。人爾麻加都神也。と訓へき事云も更なり。記には此を。汝者雖レ有レ手弱女人一。與ニ伊牟迦布神一。面勝神。と見えたるは。殊に委しき傳なり。伊牟迦布とは。射向なり。敵なむ者を云なり。面勝とは。其敵なむ者に後れ給はさる由なり。此神の御事は。古語拾遺に。天鈿女命其神强悍猛固。故以爲レ名。今俗强女謂ニ之於須女一也。と注されて。其貌强捍く。其心猛固く坐けれは。人に面勝。又は目勝と云狀は。天

性に坐けるなりけり。さて此に。汝是目ニ勝於人一者。とある人は。右の伊牟迦布神に當るは。本よりの事なりけれは。目勝は面勝とは一也けりとは。誰も思ふ事なから。自別にて。此は右に云るか如く。眼勢の人に勝れるにて。直指に。可畏き者を見ても。眼勢不レ屈。勇眼の人なりと云るは。然る言にて。右に猿田彦神を。眼如ニ八咫鏡一。而赩然似ニ赤酸醬一也と有て。甚恐怖しき眼なるにも。少憚からせ給はす。行進ませ給へるか。即目勝と云者になむ有ける。然れとも面の勝も。目の勝も。共に心の人に勝給ふ由なりけれは。其括に至ては。强悍猛固の義にそ成れりけり。○露胸乳云々。此事拾遺にも見たり。記には石屋戸段に在て。此處になく。紀と拾遺には。此處にのみ有て。其段には見えす。故記傳に。露胸乳云々の事は。少かも怖れぬ狀を示す意にも有へけれとも。此には何とかや。似著はしかちす聞ゆれは。其事は記に。石屋戸段に在そ。能當れる。と云れしは然る說なり。されと此の猿田彦神の出立の狀は。上件の如く。勇猛く威嚴しき御事にて。先驅の從神等は。何れも武勇く。雄偉しき神等なるに。得しも目勝ち向はせさる程の事にし在けれは。此に天鈿女命はしも。彼俳優を爲させ給ひし狀に成て。女の耻て得爲ましき事を物して。其猛威を折かむとは。爲られたりし者と見たる說もあり。纂疏に。天鈿女命者。以ニ俳優一爲レ事。故託ニ戲謔一而相對也。露レ乳抑レ裳等。則俳優之狀也。また龍熙近說に。天鈿女命之戲謔不レ測也。若レ在ニ磐戸前一。巧作ニ俳優一。解ニ日神之慍一。向ニ天衢中一。立爲ニ笑嘻一。顯ニ猿田彦神之名一。眞化雖レ異。至レ遂ニ功名一。其揆一也。と有なとは。さもあるへくや。さるは記傳に

も云れし如く。乳は婦人の人に見らるゝ事を恥て。いたく隠す物なるを。故に露して見するは。愧す怖れぬ狀もあれはなり。○抑垂裳帯於臍下。本に垂字なし。今は元々集に引るに依る。記傳云。裳帯は裳を結る紐なり。抑は輕く附云辭には非す。抑へ下すなり。此態も乳を出すと。同意はへ也と云り。○笑噱は。喇咲なり。紀中に。笑噓。听然而咲などをかく訓り。延佳說に。天鈿女命。猿田彦神に屈伏せすして。平懷なる體を成せる者にして。經津主神武甕槌神の。大己貴神と問答の時。傲坐して平懷なる體なりしとを通して看へし。と云るは然る言なり。笑噱の事を。通證に。笑之鮮也。班固叙傳。談笑大噱。師古曰。謂噱唇舌之中。大笑則見。と云れたり。○天鈿女汝云々。猿田彦神かねて鈿女命を知れる故に。今其名をよひて問へるものなり。さて人を呼て。其名を稱すること。既に云り。これに依て考れは。猿田彦神は。記に國神とはあれと。もとは天神なるか。はた國神なれと。天上に上りしこともありしにや。○爲之何故耶。永享本に。爲如此何故耶とあり。さて天鈿女命も。尋常の狀にては向はせ給はすして。胸乳を顯露に掛出。裳帯を陰處に抑垂し。笑噱はせ玉へるも。亦甚く異なる事なるに。如此爲るは。何の故なるそと。此方よりも怪しみ問はせ給へるなり。拾遺抄に。衢神知天鈿女呼名。而問其狀と云るは。此事なり。○所幸道路。上に已而且降之間と書されたるに。照應する所なりけれは。イテマサムトスルミチと訓へし。舊讀は誤にて。上下の意相乖けるものなり。即今天降坐むと爲る道路。と云意なり。○敢問之は。猿田彦神の問を不答して。反りて我問を爲すを云にて。拾遺に。此

を反問曰。とあるも同しきを。抄に不答彼問。反爲我問。と云るは然る言にて。此は天神の御命を述て。私の答には及ばれさりし者なり。○對曰云々。記に。詔天宇受賣神云々。汝往將問者。吾御子爲天降之道。誰如此而居。故問賜之時。答白。僕者國神名猨田毘古神也。所以出居者。聞天神御子降坐故。仕奉御前。而參向之侍。とあり。○猿田彦大神。丹鶴本には大字なくして。唯に猿田彦命と有を。拾遺にもなほ大神と作り。記には。僕者國神。名猨田毘古神也。と所見たり。自御名乘坐るには。實に然申させ玉ふへき御事なるにて。然誇らせ玉ふへきに非りけれは。後に崇まへ申せる稱の任に。書されたりし者なるへし。さるにても。かく自御名告坐るさまに。崇まへ申し。記にも皇孫尊の詔に。猨田毘古大神と詔へるを思へは。尋常の神等とは異りて。然申すへき所以こそ有けめ。さて此神は。平田翁云。須佐之男命の御子。大歳神。其御子に。大土之御祖神と申す。即此猿田彦大神なり。其由は大土神を。伊勢國度會郡宇治山田の地主神と稱して祭れるに。猿田彦神後に天照大御神を。伊勢の狹長田伊須受之川上に到坐むと云て。御自は。伊勢國に鎮坐るに符ひ。はた其御孫大田命と云を。宇治土公氏といひ。此命垂仁天皇の御世に。天照大御神を。伊勢國宇治地に。待受奉れるなとを。合せ考へて知らる。と云れたる此說は。なほよく考ふへし。御名義は未詳ならす。此塩を佐と訓て。出雲國秋鹿郡佐太大神と同神なり。と云る說なと。甚非なり。とるへからす。もしくは地名か。

時天鈿女復問曰。汝將先我行乎。抑我先汝行乎。對曰。吾先啓行。天鈿女復問曰。汝何處到耶。皇孫何處到耶。對曰。天神之子則當到筑紫日向高千穗槵觸之峰。吾則應到伊勢之狹長田五十鈴川上。因曰。發顯我者汝也。故汝可以送我而到之矣。天鈿女還詣報狀。

汝將先我行乎は。猿田彦神より。奉迎相待と申玉ひ。記に。仕奉御前而參向之侍。と有か如く。申させ玉へる神に。然問はせ給ふ程の事には非ちめとも。其言を抑へて。汝前立を爲むか。我先立を爲むかと。面勝せさせ玉ふ御意味は。必御在へき事なり。玉木正英說に。天鈿女復問以行之先後。其能目勝而不屈可以見。と云るは然說なり。○抑我云々。本に抑字の上に將字あり。秘閣本永享本文明本。其他あまたの古寫本共に无きに從る。丹鶴本には將字ありて。抑字なし。それもあしからす。さて波多と云義は。亦將なと常に云如く。物を一轉して云語なり。俗にタヾシハマタと云か如し。この言義は。欽明紀に爲當と書る處に委しく云。○吾先啓行。記に仕奉御前とある是なり。拾遺抄に。先啓行者。衢神之出迎者。爲防護惡鬼邪神之橫暴。此所以欲前驅啓行矣。とあり。○汝何處到。皇孫云々。猿田彦神は。天孫の啓行として。出迎させ玉へるに。其御事を後にして。汝何處到云々と。問はせ玉へるは。所謂幽契にて。皇大神の御坐し著せ玉ふへき所を。先に問玉へるなりけれは。天照大神何所到耶。とこそ有へき所なるに。然らさるは。よしある事なり。此事次に云り。○槵觸之峯。記に久士布流多氣とあるに依て訓へし。之字は訓ず。本書に槵日とあると同しき事。既に云り。○當到。記傳云。イタリマスヘシ。と訓ても。到給へと敎ふるにはあらす。到り坐むことを知れる故に告るなり。故に下に果とあり。○吾則は。皇太神を奉してなり。これ皇太神の御正體を。戴き奉りて。先導き奉る由。自ら定りたる上の事なりけちし。下に云へし。○狹長田五十鈴川上。狹長田の名義未詳。記に手力男神の鎭坐社のことを云處に。手力男神者坐佐那縣也とあり。即此地のことなり。記傳云。狹長田と書れたるは。借字なり。然るを狹田長田のよしに。云る說なとは非なり。又五十鈴川と。此とは別處なるを。狹長田之五十鈴とよむも誤なり。五十鈴川のあたりを。狹長田と云ることなし。物に見えたることなし。と云り。さるを平田篤云。狹長田は。伊勢國多氣郡なり。然るに此に狹長田伊須受之川上とあるは。最古くは。伊須受宮の邊までも。佐那縣の內なりしと聞えたり。と云り。猶次に云。　記中卷に。曙立王者。伊勢之佐那造之祖とみえ。太神宮儀式帳に。天照坐皇大神御幸行坐時云々。飯野高宮坐支。彼時佐奈乃縣造。御代宿禰乎。汝國名何問賜支。白久。許母理國志多備乃國。眞久佐卒氣草向國止白支。即神御田幷神戶進支。とあり。重胤說に。志多備乃國と云は。大神宮式に。飯高郡下樋小河と云る是にて。松坂の東なり。草向國は。多氣郡伊射和村の北に。草伏村と云あり。是なるへしと云り。又度會郡と云名も。神武天皇御世に。天日別命と。大國玉神と。度會給ひしに。起れる名なりけれは。古に狹長田と云ける其境界の。廣く大なりし事を曉るへし。然れは古に狹長田之と訓も。誤なる由に云れたれとも。狹長田は總號にて。其中に在る五十鈴川上と云義なるとも。云も更なりけれは。之字を訓添すしては。聞えかたき所なるものなり。と云り。なはよく考へし。

氣郡佐那神社二坐。これなり。啓行の猿田毘古神。さて右の手力男神の御社は。記傳云。神名帳に伊勢國多此手力男神の御靈實の。此地に鎭坐るは。由緣ある事なりけり。まつ此佐那縣に到着玉へりしかは。今一坐は。此猿田毘古神には非るか。猿田毘古神の御靈號。猿田毘古神の塚のまにゝ。まつ伊勢國に降着玉ひし時。此神の御靈實

も。附副坐れは。其時よりやかて。此御靈は此地に留坐るか。はた後に大御神の此國に幸行せる時に。共に還來坐るか。何れにても。始より由緣ある地なり。○重胤云。一神は。栲幡千々姫に坐り。世記崇神天皇五十八年下に。相殿神御戸開闔の御靈を。相副て奉仕る由也けれは。此御鎭坐は。磯姫命御還幸の御時なること云も更なりと云り。なほ考へし。

さて此御社は。今多氣郡佐那の仁田村と云に在て。村の西方に在 大森社と申す。佐那は今佐那谷とて。一谷の大名にて。八村ある所になむある。と云り。さて五十鈴は。伊勢大神の坐ます地にて。五十鈴原。五十鈴宮。なとも云り。度會郡なり。名義。重胤云。五十鈴は磯洲と云事にて。五十鈴川の傍に在る地の謂なるへし。大凡磯と云は。海崖に在をのみ云と思は。後世の俗意にて。名高き大和石上も。布留川と云有て。其磯の上に在る地なるか爲に云稱と通え。萬葉二に。御立爲之。島之荒磯乎。又水傳磯乃浦回乃。なと有は。島宮の池なるを云ひ。三に。小浪磯越道有能登湍河。十一に。荒磯越外往波乃。十二に。磯上生小松なとは。何れも川に磯とは云るにて。此例なほ有へきなり。世記に。奉レ遷二天照大神一於度遇五十鈴河上一留云々。五十鈴原乃。荒草木根苅掃比。大石小石造平豆云々。と有を以。磯洲と云へき地理なる事を。明らむへくなん有ける。と云れたる宜き說なり。なほこの五十鈴宮の御事を。磯宮とも申すこと。垂仁紀また大倭本紀等にも見えたり。この磯宮の事は。垂仁紀に委く云ふへし。此にても。五十鈴即磯洲なることは。明かなり。こゝに又云。此天鈿女命の問にも。猿田彦神の對にも。不審しき事有けり。其は先に。猿田彦神より。聞二天照大神之子今當二降行一故奉レ迎相待。と聞わさせ玉へるは。其御天降の御前仕奉らむと爲て。出迎へ奉らせ御坐す由なり。然れは其に對へて。天鈿女命の。皇孫何處到耶。とのみこそ問せ給ふへきに。其主とある御事を後にして。汝何處到耶。

皇孫何處到耶。と問せ玉ふと云ひ。猿田彦神の御對にも。天神之子則當レ到二筑紫日向高千穗槵之峯一。吾則應レ到二伊勢之狹長田五十鈴川上一。と申されて。天神御子の御行方は。今此に其御迎に參向はれし事なれは。其國處を差て。幾重にも明らめ聞えさせ玉ふへきは。本より當然の御事也けれは。然こそ有へき御事なりしか。其に並へて。吾則云々と申させ給へると。忽に相乖ける事云も更なり。然れは此には。事を細かに顯はに傳へすと雖。拾遺に。始在二天上一預結二幽契一衢神先降。深有レ以矣。と云ふ御幽契の深き所以御坐ける御事とそ。所見たりける。右の御幽契と申すは。垂仁天皇二十五年に。故隨二大神敎一其祠立二於伊勢國一因興二齋宮于五十鈴川上一是謂二磯宮一則天照大神始自レ天降之處也。と有る。其文に取て。此の古傳を明らむへき事なん有ける。其は猿田彦神。此に初て皇御孫尊の御坐著せ玉ふ地と。天照大神の將來に。鎭り御坐へき地とを。見立置して。鎭め其用意を調へさせて。御迎には參向はれし者にて。其吾先啓行と云より。先に已に其事を仄めかし。聞えさせしなりけり。然れは。天鈿女命の問に。天照大神何處到耶。皇孫何處到耶。と言を加へて聞へく。猿田彦神の對にも。天神之子則云々。天照大神云々。と云ふ傳なりつちんを。其天照大神云々の事は。後に其猿田彦神の御坐し著して。年を經る任に。其神の降著せる事のみ。名高く成りしより。已に其事に至ては。朝廷にも所知食ず成ぬるを。其五十鈴宮御還幸の御時に至りて。其神の裔大田命より聞食して。天照大神の。始て天降らせ御坐しける地なりけりとは。朝廷にも所知

食し。又天下にも。遍く心得る事とは成ぬるなめり。と云れたるさることにて。上にも云る如く。鉏女命の汝何處到耶。皇孫云々とある文は。天照大御神何處到耶とこそ有へき所なるに。然らさるは。猿田彦神は。顯にこそ天孫の御迎に出たるなれ。幽には旨と天照大御神の御迎の方に出たるなるへく。其れは幽契あることにて。鉏女命も豫て高天原に。其御定めを知居れるか故に。汝何處到耶とあるにて。汝は天照大御神を。何レノ地に送り奉るへく見立置奉るにやと。問へるなり。文意簡略にして。自ら幽契を其中に示したるものなりけり。さて上に註し奉るか如く。此第二一書に。是時天照大神手持ニ寶鏡ニ云々。以爲ニ齋鏡ニと。聞えさせ玉へる寶鏡にて。渡らせ玉へれは。天壤無窮の神勅の任に。同床共殿の御契は。何方に就ても。違へさせ玉ふましき御事なり。然るに皇大神は。始より猿田彦神と。然る御幽契の御事御坐けるを。朝廷には知らせ給はすして。崇神天皇の大御世に。漸く神威を畏れさせ御坐々て。御代カハリノ鏡を造奉らせ給ひ。眞の御をは。他處に移し奉らせ玉ひ。垂仁天皇の大御世に至りて。五十鈴宮に御鎮坐の御事御坐々て。吾高天原より。見メシ求玉ふ處に鎮り坐ぬと。後に神託の御事御坐す程ならんには。始よりこそ。然將來の御事をも。仰事は御坐へき事なりけれ。其時は御代カハリノ鏡を以。眞の御と等しくて。同床共殿の御事をは。天地と共に違はせ給はすとは。大命仰させ御坐ますす。甚も々々。心行ぬ御事なりしか。此に就て甚恐くは在れとも。御神慮の御程を。想像り奉るに。衢神の御幽契は。實に御在坐しなるへし。又此に伊勢と日向とに。分れさせ御坐て。天降らせ御坐けるなるへし。然る時は。其時より直に。御鎮坐の御事有へきに。高千穗宮より。瑞籬朝に至る迄。皇宮に御在坐けるは。其御模造の御代鏡を以て。齋かせ御坐へき時の行ラむ。其時にこそは。御幽契の御所に。至らせ御坐めと。其傳へさせ玉ふ任に。皇宮に御坐々タリけらし。然れは。其御代鏡の出來させ玉ふと申すも。即皇大神の大御心に御在しまして。其同床共殿と。詔勅御坐し御契に於ては。天地とゝもに。遠はせ坐ざる御事とは成なりけり。但此は全く。記傳に明らめられたる趣に因て。予も亦其說を得たるなり。と云れたるは。まことにさるへき說ともなりかし。○發顯我云々。記云。故爾詔ニ天宇受賣命ニ。此立ニ御前ニ所ニ仕奉ニ。猨田毘古大神者。專所ニ顯申ニ之云々とあり。今は猿田彦神の。自ら言へるとあるにて異れり。其よしは次に云。記傳云。顯レ我とは。彼大神の御名をも。また其出居給へる所以をも。問開て顯せるをいふ。例は顯ニ白其少毘古那神ニ所謂久延毘古ニ云々と有に同し。と云れき。○可ニ以送レ我而到ニ之。本に到字。致に作れり。今は延喜本永享本三島本ともに依て改めつ。拾遺にも致字に作れるを。層仁本には到に作れり。今本は此紀に因て誤れるなるへし。さて此處本の訓にてはわろし。ワレヲオクリテイタリマセと訓へし。此文意は。重胤云。口訣に可レ從レ我也。と云れとも然に非す。其猿田彦神と共に。まつ伊勢に天降らせ給へと。乞給へるにて。已に御幽契有て。皇大神の御鎮坐の御事なとの。較略に係りたるへき事。遂以侍送の所に云を知へし。と云り。○還詣。上に且降之間とあれは。いまた降坐ざるほとの事なり。故還詣も。天上へ上りて。天神等に。返言申したまへるなり。かれ記に。天照大御神。高木神之命以。詔ニ天宇受賣神ニと有なりけり。